

越前市こども計画

令和7年度～令和11年度

こどもまんなか

～誰一人取り残さない～



こどもにとって
最もよいことを



越前市

令和7年3月改定

はじめに

子どもはそれぞれが一人の人間としてかけがえない存在であり、本市は、平成24年の越前市子ども条例施行から、将来にわたり全ての子どもの自立（ありのままの自分を受け入れ、自分で決定し、社会の一員であることを自覚していくこと）を実現するために多様な施策を展開してきました。



令和5年4月1日からこども基本法が施行され、こども家庭庁が発足、令和5年12月にはこども大綱が閣議決定し、「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととされたところです。

これに合わせ、越前市子ども条例は、こども基本法の基本理念を反映させ、越前市こどもの幸福条例として新しく生まれ変わりました。こどもの権利を特に大切なものとし、こどもの意見・思い [View(s)] を尊重します。そして、こどもの最善の利益を考え、将来にわたって幸せを実感できる社会の実現を目指します。

この計画は、越前市こどもの幸福条例を具現化していくためのものです。「全てのこども・若者がありのままの自分を認めて受け入れ、自分らしく成長し、未来にわたって幸せに暮らせるようにすること」を基本理念としています。

こども・若者の社会参加の促進やその View(s) を反映させる仕組みづくり、意見表明ができる風土づくりや安心できる第3の居場所づくり、子育て世帯の身体的・精神的・経済的負担軽減を図る支援や要保護児童対策を強化することに重点的に取り組んでまいります。

「こどもまんなか社会」を実現するためには、社会全体がこどもの権利を尊重し、こども施策を理解しながら、協力し合って進めていく必要があります。保育所や学校をはじめとする関係機関はもとより、地域や企業も一体となって、この計画を推進していきたいと考えますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

末尾になりますが、この計画の策定に当たってご尽力いただきましたこども・若者の方々や越前市子ども・子育て会議委員各位をはじめ、ご意見やご協力をいただきました多くの市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年3月

越前市長 山田 賢一

「越前市こども計画」に寄せて—こどもの View(s)に寄り添う大人の気づかい—

このたびの「越前市こども計画」は、これまでの「越前市子ども・子育て支援計画（第2次）」を発展的に継承しつつ、特に“こども・若者の目線から考える総合的なまちづくり”という性格をもつ計画となりました。子ども・子育て会議の委員をはじめ市民の思いが詰まった本計画には次の4つの特徴があります。



第一に、令和5年4月に施行された「こども基本法」及び同年12月に閣議決定された「こども大綱」を踏まえ、こどものみならず若者までを視野に入れた総合的な計画にしたことです。計画の名称を「こども計画」に変更し、計画の基本理念は、「全てのこども・若者がありのままの自分を認めて受け入れ、自分らしく成長し、未来にわたって幸せに暮らせるようにすること」としました。

第二に、「こども基本法」の6つの基本理念を踏まえ、平成24年に制定された「越前市子ども条例」を「越前市こどもの幸福条例」へと全面的に改め、その条例の内容と連動させた計画にしたことです。越前市の全てのこどもが、自分らしく、自らが思う幸せを実感できるようにすることを大切にしています。

第三に、立案の過程で、市内高校や大学においてワークショップを開催し、そこに委員も参加して、こども・若者の声を直接聴き、そこからの気づきを計画に反映させたことです。委員の意見のみならず、パブリック・コメントでも多くの意見が寄せられ、今まで以上に市民参画によって練られた計画となりました。

第四に、本計画のキーワードとして「View(s)（ビューズ）」を打ち出したことです。この言葉は、1989年に国連で採択された「児童の権利に関する条約」において「子どもの意見表明権」と呼ばれている条文（第12条）で使われている言葉です。ここで「意見」と訳されている言葉の原文（英語）が「View(s)」なのです。「View(s)」は「視界・視野」を意味します。つまり、「意見」は話されたり、書かれたりして言語化されるものだけが「意見」なのではなく、今の状況はこどもからどのように見えているのか、どのように感じられているのか、こうしたこどもから見える世界を大人が察し、共感的に理解して対応していこうと呼びかけることにしました。こどもの身になって考えるという大人の優しい気づかいがこの計画を支えるとても大切な要素になります。

今回の計画では、4つの基本柱のもと260の取組（新規15）を体系づけました。これらの取組を通じて、次代の社会を担う全てのこども・若者が、ひとしくその権利の擁護が図られ、ひとしく健やかに成長することができ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福を実感しながら（ウェルビーイング）生活できるよう、越前市としての「こどもまんなか社会」が実現することを心から願います。

令和7年3月

越前市子ども・子育て会議会長
仁愛大学 副学長 石川昭義
(仁愛大学人間生活学部子ども教育学科)

目 次

第 1 章 計画策定に当たって・・・・・・・・・・ 1

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 関連計画との関係

第 2 章 子育て世帯を取り巻く現状～課題・・・・・・・・ 5

- 1 現状
- 2 子ども・子育て支援計画（第 2 次）の概要と評価
- 3 課題

第 3 章 計画の基本理念と基本目標・・・・・・・・ 13

- 1 基本理念
- 2 基本目標

第 4 章 施策の体系と展開・・・・・・・・ 15

- 1 施策の体系
- 2 基本柱別施策の展開
 - 基本柱Ⅰ こどもまんなか社会づくり
 - 基本柱Ⅱ こども・若者の健やかな成長を育む環境づくり
 - 基本柱Ⅲ 安心してこどもを産み育てることができる社会づくり
 - 基本柱Ⅳ 援助を必要とするこども・若者とその家庭への自立支援体制の推進
- 3 施策一覧
- 4 進捗を測るための指標

第5章 子ども・子育て支援事業計画（第3期）・・・・・・・・ 51

- 1 就学前の教育・保育の提供
- 2 地域子ども・子育て支援事業
- 3 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

第6章 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 81

資 料・・・・・・・・・・・・・・・・ 83

越前市こどもの幸福条例

計画策定の経過

子育て世帯を取り巻く現状（詳細）

子ども・子育て支援計画（第2次）の概要と評価（詳細）

「越前市子ども条例に関する調査」結果報告書

「越前市こども・子育て支援に関する調査」結果報告書

「越前市こどもの生活（貧困）に関する調査」結果報告書

「越前市こども・若者の意識に関する調査」結果報告書

市内高校・大学でのワークショップまとめ

越前市子ども・子育て会議委員名簿

越前市子ども・子育て支援計画庁内ワーキング員名簿

越前市子ども・子育て会議設置規則

用語の解説

第 1 章

計画策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

国の動向

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。国の合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に産む子どもの数）をみると、令和5年は、昭和22年に統計を取り始めて以降最も低い1.20となり、出生数も72万7,277人と過去最少になりました。その要因として、未婚や共働き世帯の増加、また仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感、経済的負担などが指摘されています。

国では、このようなこども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、「こども基本法」を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、同法に掲げられた子ども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足し、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

「こども大綱」では、すべてのこども・若者が、児童の権利に関する条約（通称「こどもの権利条約」）、日本国憲法及びこども基本法の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

また、「こども未来戦略」では、①若者・子育て世代の所得を増やす ②社会全体の構造や意識を変える ③すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく を戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現をめざしています。

越前市の取組

越前市では、市子ども条例（平成24年4月施行）の趣旨にのっとり、平成25年度を始期とした「～コウノトリが運ぶ～越前市子ども・子育て支援計画」を策定し、一人ひとりのこどもの成長と自立への支援を基本理念として基本目標や基本的施策を定め、子ども・子育て支援施策の充実を図ってきました。

平成26年4月には市子ども・子育て会議を設置し、子ども・子育てに関するニーズ調査を行い、子ども・子育て支援事業等の需要を見込む「越前市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、就学前の教育・保育や地域子育て支援事業の提供体制などを整備し、子どもと子育てを支援する取組を実施してきました。

令和6年度が、「子ども・子育て支援計画（第2次）」及び「第2期子ども・子育て支援事業計画」の最終年度となり、社会環境の変化や越前市のこどもや子育てを取り巻く現状、「第2期事業計画」の進捗状況等を踏まえ、子ども・子育て支援に向けた取組を切れ目なく効果的かつ総合的に推進するため、「越前市こども計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法とこども大綱の趣旨に沿い、従前より保障されるべきこども一人一人がもつ権利と自分らしく成長し、未来にわたって幸せに暮らせるようにすることを目的とし、本市が進めるこども・子育て関連施策と若者育成支援施策の基本的方向や目標を示すものです。

第3期は、こども基本法で市町村の努力義務とされている自治体こども計画に位置付けるとともに、次の計画を内包する計画とします。

- 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- 次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策の実施に関する計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者育成支援についての計画」

本計画は、市の上位計画である「市総合計画2023」の基本構想に掲げた取り組むテーマの1つであるこどもたちが夢をもって健やかに育つよう掲げた「未来へつづく子育て・教育」の実現のため、また、全ての福祉分野の計画の上位計画となる市地域福祉計画（令和6年3月策定）の基本理念「ともに生きる 福祉でまちづくり」の地域共生社会の実現をめざし、関連する各個別計画との整合性を図っています。

（※4ページ「4 関連計画との関係」参照）

こどもと若者の定義について

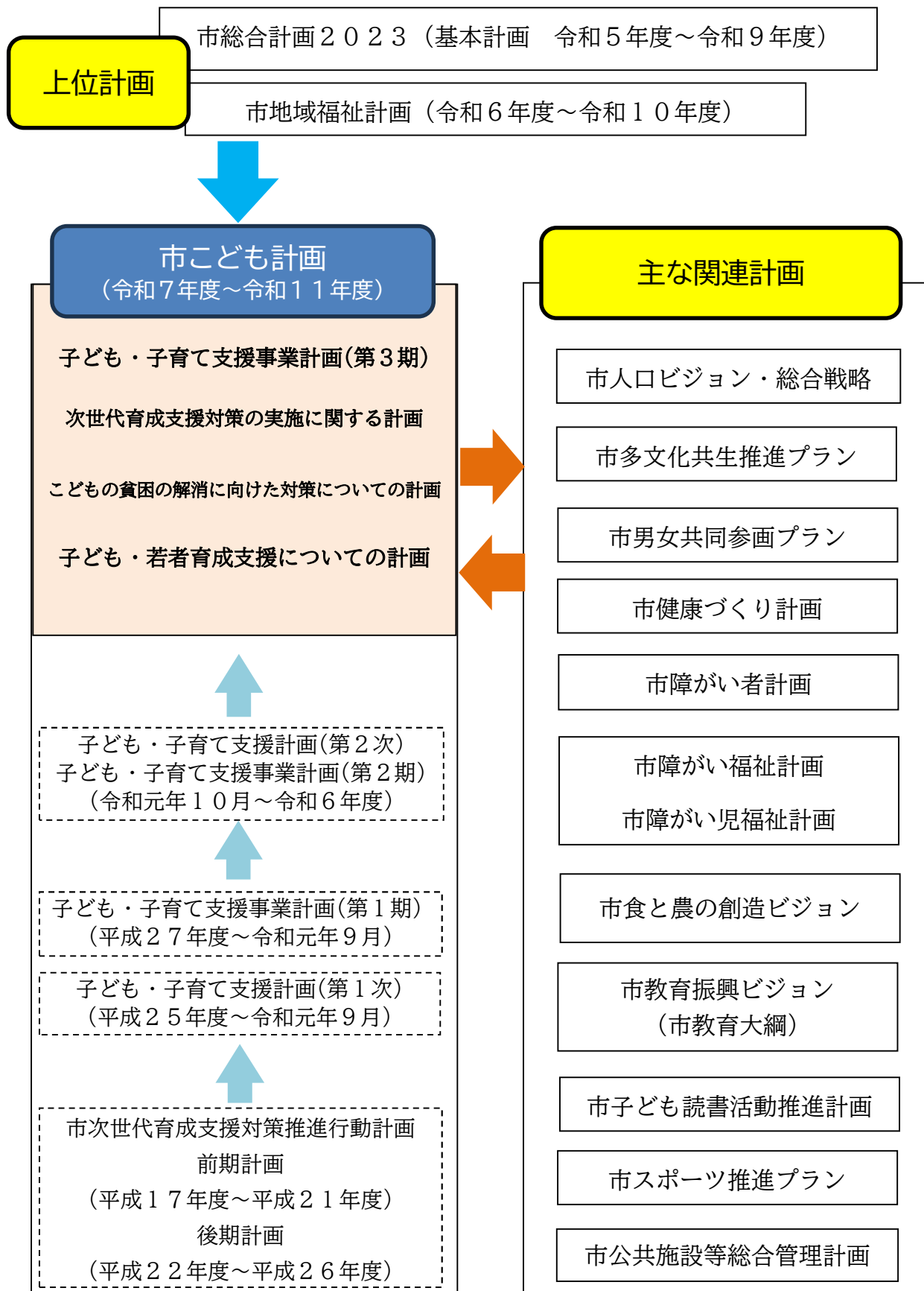
こども こども基本法では、心身の発達の過程にある者と定義しています。18歳や20歳といった年齢で区切るのではなく、心と身体の成長の過程にある者を「こども」としています。市こどもの幸福条例の「こども」についても同じ定義となっていることから、本計画における「こども」はこの定義で使っています。ただし、法令や過去の計画等において漢字で表記してあるものは「子ども」を使用します。

若者 法令上の定義はありませんが、国のこども大綱では、若い世代を20代、30代を中心とするとしていることから、本計画における「若者」は39歳までを想定しています。

3 計画の期間

計画期間は、5年間（令和7年度から令和11年度まで）とします。

4 関連計画との関係



第2章

子育て世帯を取り巻く 現状～課題

1 現状

資料の詳細は ☆ ページ
をご覧ください。

(1) 人口等の状況

① 総人口と世帯の状況

☆90ページ

本市の総人口は平成17年の87,742人をピークに、以後は減少が続き令和6年には80,173人となっています。また、一世帯当たりの人員は減少を続け令和6年に2.5人となっており、世帯規模の縮小が進んでいます。

② 年齢3区分人口の推移

☆91ページ

0～14歳、15～65歳、65歳以上の年齢3区分別人口の推移を見ると、昭和50年の15歳未満の人口は18,898人(23.7%)ですが、令和6年には9,638人(12.0%)と減少、一方、65歳以上の人口は、昭和50年は8,176人(10.2%)でしたが、令和6年には23,835人(29.7%)に増加し、少子高齢社会が進んでいます。

③ 出生の状況

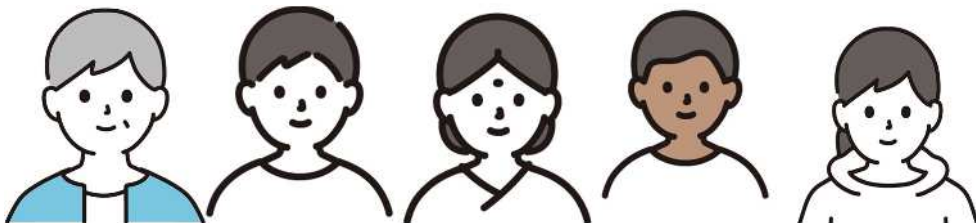
☆91ページ

本市の出生数は、昭和50年に1,337人でしたが、以後は減少を続け、平成22年には約半数の706人、令和5年には539人となり、少子化が進んでいます。

④ 外国人人口の推移

☆92ページ

外国人人口は、平成2年に356人でしたが、年々増加し、令和6年には4,928人と、本市人口の約6%を占めるようになりました。



(2) 子育て世帯の現状

① 女性の就労状況

☆93～94ページ

本市では、「フルタイム」「パート・アルバイト」で就労している母親は8割を超えています。また、就労している父親が、1年以上の育児休業を取得することは非常に少ない状況です。

② 就学前教育・保育施設の入所状況

☆95ページ

幼稚園と保育所の入園状況をみると、平成25年度は0歳児の16%、1歳児の58%、2歳児の73%が入園していましたが、令和5年度は0歳児の10%、1歳児の66%、2歳児の87%が入園しており、年々入所率が高まり、保育ニーズの低年齢児化が進んでいます。

③ 生活保護世帯の状況

☆96ページ

生活保護の受給状況をみると、令和元年以降、増加傾向にあり、令和5年度205世帯236人となっています。なお、生活保護世帯のうち、18歳未満の子どもを含む世帯は増加傾向にあり、令和5年度は6世帯となっています。

④ 就学援助認定者数及び割合の推移

☆96ページ

就学援助を受けている児童生徒の状況は、小中学校ともに令和元年度から増加しています。

⑤ ひとり親世帯数と内訳

☆97ページ

ひとり親家庭の母子世帯・父子世帯ともに、令和元年度と比較すると減少傾向にあります。

⑥ 児童扶養手当受給者数

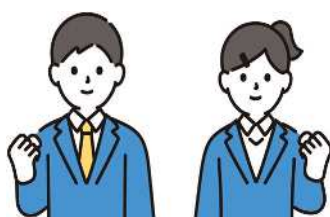
☆97ページ

児童扶養手当受給者数は、年々減少傾向にあります。

⑦ 児童虐待等に関する相談

☆98ページ

こども家庭センターが新規で受けた相談のうち、要保護児童対策地域協議会で対応した相談件数は、近年微増微減を繰り返しています。

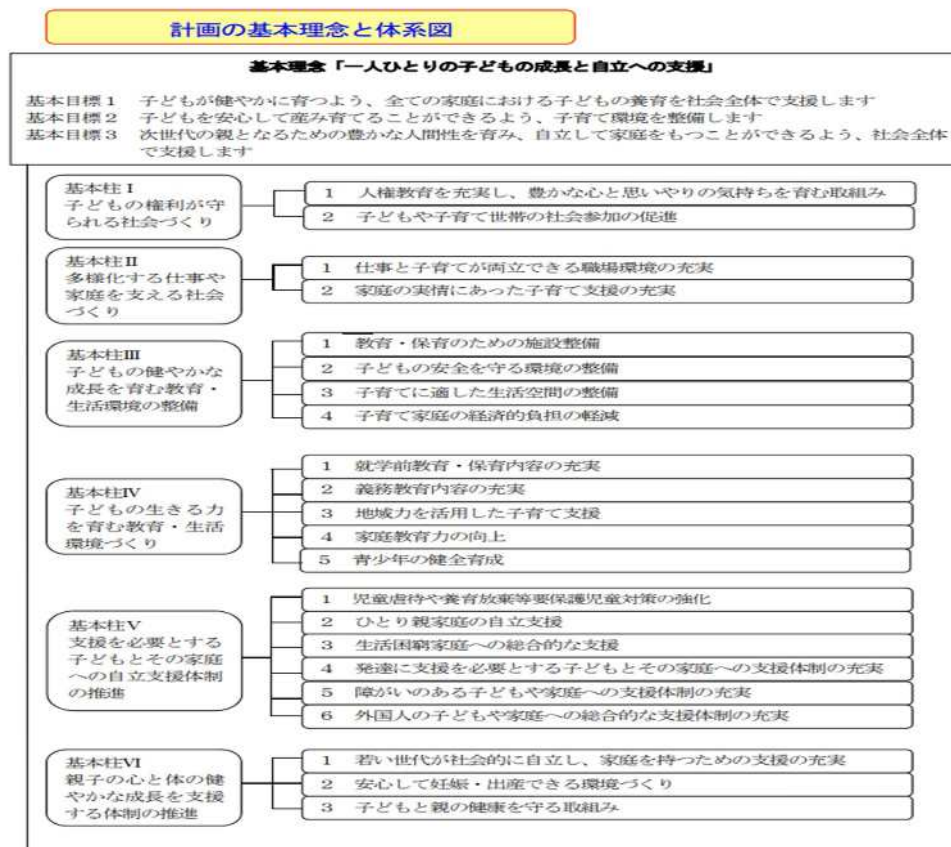


2 子ども・子育て支援計画（第2次）の概要と評価

本市では、令和元年10月に「越前市子ども・子育て支援計画」と「越前市子ども・子育て支援事業計画」を一体化した上で、早急に待機児童解消などに取り組むため、「越前市子ども・子育て支援計画（第2次）」を策定しました。

親がこどもを育てることを支援する「子育て支援」や、こどもが自ら成長していく過程を支援する「子育て支援」を、社会全体で意識を共有し、こどもを安心して産み育てる環境づくりに取り組んできました。

次に記す取組を総合的に行ったことで、特に課題となっていた待機児童ゼロの達成、外国籍児童の教育・保育環境の整備、こどもの貧困や虐待への対策を推進することができました。



基本柱Ⅰ 子どもの権利が守られる社会づくり

「子ども条例」の普及啓発や人権教育に努めてきましたが、令和5年度に実施したニーズ調査からは、更なる普及啓発に取り組む必要性が確認されました。

基本柱Ⅱ 多様化する仕事や家庭を支える社会づくり

子育てしやすい職場づくりに取り組み、復職や再就職のための支援も行い、また、多様化する子育てニーズに対応するため、一時預かり事業や延長保育、病児・病後児保育など様々な事業を継続して実施しました。

令和３年度には新たに地域子育て支援センター１か所を開設し、放課後児童クラブの整備も行いました。

基本柱Ⅲ こどもの健やかな成長を育む教育・生活環境の整備

公立保育園２園と公立幼稚園１園を統合した「にじいろこども園」を開園しました。乳幼児教育・保育支援センター「このみらい」の設置などにより、こどもに関わるすべての人・機関が協働しながら専門性を高めていくためのサポートを行っています。

経済的負担の軽減としては、子ども医療費の助成対象者の拡充や窓口無料化、幼児教育の無償化や保育料の軽減等を実施しました。

基本柱Ⅳ こどもの生きる力を育む教育・生活環境づくり

前述の「このみらい」の設置により、就学前教育・保育の質の向上が図られ、次世代の保育人材育成にもつながっています。

学校では従来以上に道徳教育においてモラルについての学習を深める学びを実施し、また、学校運営支援員や部活動指導員を配置したり、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用を図ったりしながら、「生きる力」の育成を推進しました。

基本柱Ⅴ 支援を必要とするこどもとその家庭への自立支援体制の推進

令和６年４月に、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営する「こども家庭センター」を開設し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、子育て世帯の孤立化の防止や、虐待などの予防的な支援を強化しました。

基本柱Ⅵ 親子の心と体の健やかな成長を支援する体制の推進

２９歳までの若い世代が、結婚による経済的負担を軽減するための支援金を交付する早婚夫婦支援事業の実施や特定不妊治療費の自己負担分や産婦健診の助成を開始しました。

各基本施策に対する詳細は資料編９９ページをご覧ください

3 課題

本市の現状や国の政策動向、前計画の振り返り、また令和5年度に実施した「子育て支援に関するニーズ調査」結果並びに令和6年度に実施したワークショップなどから、こどもや子育て世帯を取り巻く様々な課題が見えてきています。本計画において強化して取り組むべき大きな課題は次の4点と考えられます。

(1) こどもの権利の普及啓発

- ・令和5年度に実施した市子ども条例に関する調査結果から、こども基本法の認知度について、保護者の90.4%、児童・生徒・若者の95.4%が、「知らなかった」「聞いたことはあるが、内容は知らない」と回答した結果となり、回答者の9割以上が内容を知らないという結果になりました。
- ・また、こどもの権利の認知度について、保護者の82.4%、児童・生徒・若者の90.8%が「知らなかった」「聞いたことはあるが、内容は知らない」と回答した結果となり、回答者の約8割以上が内容を知らないという結果になりました。
- ・こどもの権利についての認知度が低いため、普及啓発活動が必要です。こども・若者の声や意見を聞く仕組みづくりを進めていきます。
- ・令和6年度に実施した市内高校でのワークショップでは、身近な大人に対して自由に意見ができ、選択ができると答えたこどもがいる一方で、大人の望む選択に従う、選択を迫られるように感じる場面があると答えています。

こども一人一人が自己肯定感を高めるために、こども自身が、こどもの権利についての認識を深め、主体的に自分の考えや思いを表現できるようになることとあわせて、「こどもは一人の人間であり、権利の主体である」ことを大人が理解するための取組が必要です。



(2) こども・若者の居場所づくり

- ・令和6年度に実施した市内高校でのワークショップでの「居場所」のあり方は、人により異なっていましたが、気の合う人（友達）やもの（趣味や興味）と安心して集う空間を希望する意見が多くありました。また、「居場所」までのアクセスや、“求めたときに情報が得られるシステム”を構築してほしいとの意見もありました。
- ・家庭にも学校にも居場所のないこどもや若者にとって、心身の安全が確保され、安心して過ごせる第3の居場所づくりも求められています。
- ・多様なこども・若者の居場所づくりを進めるにあたっては、地域の人材も含め既存の地域資源の活用や新たな人材発掘のため、他施設や企業とのさらなる連携が必要です。
- ・こども・若者の居場所を整備することは、こども・若者の成長を促すことにつながると考えられます。こども・若者が気軽に立ち寄れ、安心して自由に過ごすことができる居場所の提供は必要です。



地域の子ども食堂

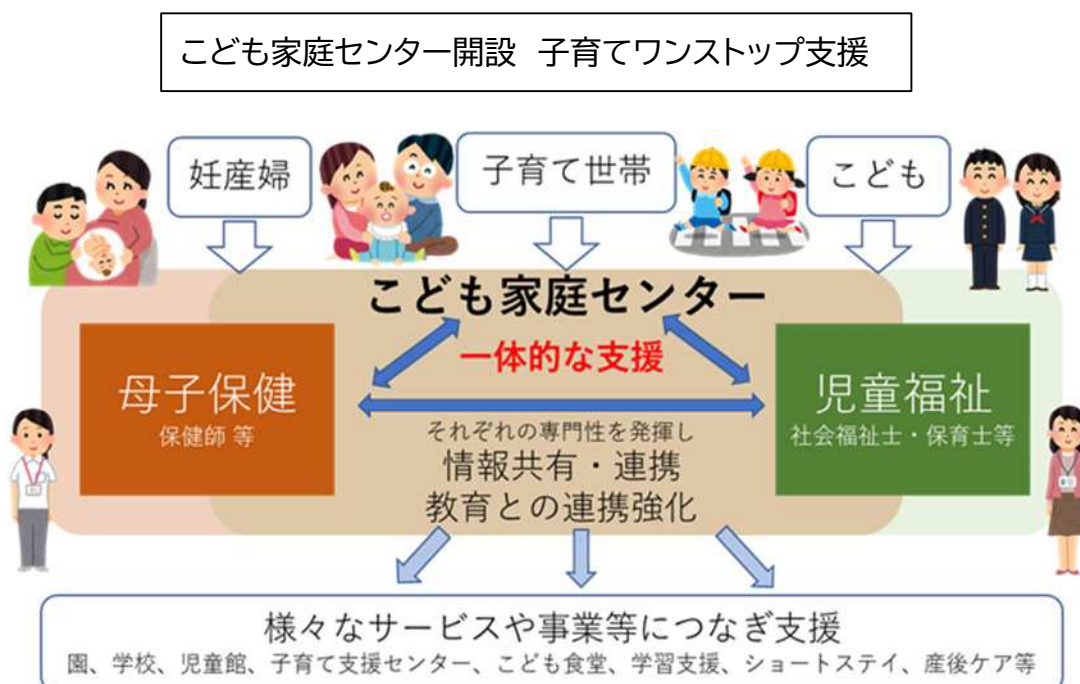
(3) 子育て世帯の負担軽減

- ・保護者が求める重要だと思う支援等において、子育てに係る費用の軽減を求める割合が最も高いため、経済的な支援への取組が必要です。また、学生や若者からも安心してこどもを産み育てるためには、子育て支援のサービスについてライフステージごとの情報や相談できる場所や人の見える化を希望する声がありました。ニーズ調査では、相談機関に望むことは、「親身に聞いてくれる」と回答する割合が最も高く、また、相談機関を利用しない理由として、「相談しても解決できないと思う」と回答する割合が最も高い結果でした。
- ・これらのことから、寄り添い型の対応や切れ目のない相談体制の充実を図る取組が必要です。こどもの心身ともに健やかな成長のためにも、相談先の周知方法の工夫や安心して相談できるような環境づくり、さらに、辛い、苦しい経験をした際にこども自らが相談でき、こどもにとって一番良い解決方法を一緒に考える仕組みや相談しやすい、入りやすい相談の場所の確保が必要です。
- ・また、若者についても、「お金」「将来・進路」「仕事・就職」などの悩みが多く

挙げられており、若者の抱える状況や課題はさまざまであるため、こうした多様な悩みや困難を受け止め、それぞれに対応した支援が必要です。

(4) 児童虐待や養育放棄等要保護児童対策

- ・平成25年4月から「子ども・子育て総合相談室」を設置し、こどもと家庭の様々な相談を受け、福祉と教育分野の連携や専門機関とのネットワーク構築を図りながら、相談や支援を行ってきました。令和6年4月には、児童福祉機能と母子保健機能を一体的に行う機関として新たに「こども家庭センター」を開設しました。虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭への支援まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、誰も取り残さない対応を行っています。
- ・市では児童虐待等に関する新規の相談件数は年間70～80件台と横ばいの状態です。継続して養育支援が必要なケースも含めると年間200件以上であり、専門職等による広く手厚い支援体制や対策が求められています。
- ・特に不適切な養育状態にある児童や、家庭や学校に居場所のない児童に安全・安心な居場所を提供し、こどもの権利を守ることや将来の自立に向けて生き抜く力を育む環境を整えること、訪問系のサービスを充実させ、家庭の養育力を上げていくことも大切な取組であり、要保護児童対策地域協議会を中心とした機関が更に連携して対策を進める必要があります。



第 3 章

計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

「全てのこども・若者がありのままの自分を認めて受け入れ、
自分らしく成長し、未来にわたって幸せに暮らせるようにすること」

全てのこどもは、生まれながらにして、それぞれが一人の人間としてかけがえのない存在であり、個人としての権利があります。

次代の社会を担う全てのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、ひとしく健やかに成長することができ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体でこども施策に取り組むことが重要です。

誰もが、自分らしく社会生活を送ることができ、希望に応じて家族をもち、安心してこどもを産み育てることができる社会を目指し、安全で安心して子育てができる環境を地域全体で整え、そうした環境の下で、こどもや若者が自己肯定感をもって幸せを実感できる越前市としての「こどもまんなか社会」の実現に取り組みます。

2 基本目標

令和5年4月こども基本法の施行により、これまで以上に「こどもの意見の尊重」と「こどもの最善の利益」を最優先に考えることが規定されています。

本計画では、こども施策に取り組むにあたり、こども一人一人の視点に立って意見を聴き、思いを汲み取りつつ、施策を行っていきます。

本計画では、基本理念を実現するための施策の柱として、次の3つの基本目標を設定し、こどもや若者、子育てへの支援を進めます。



基本目標 1 こどもの権利を尊重し、最善の利益を図ります

基本目標 2 未来へ続く子育て・教育環境を整備します

基本目標 3 こども・若者一人一人が幸福を実感【ウェルビーイング】
できるようにします

第4章

施策の体系と展開

1 施策の体系

〔 基本理念 〕

「全ての子ども・若者がありのままの自分を認めて受け入れ、
自分らしく成長し、未来にわたって幸せに暮らせるようにすること」

◎基本目標 1

子どもの権利を尊重し、最善の利益を図ります

◎基本目標 2

未来へ続く子育て・教育環境を整備します

◎基本目標 3

子ども・若者一人一人が幸福を実感〔ウェルビーイング〕できるようにします

★：重点施策

基本柱 I 子どもまんなか社会づくり

●基本施策1 豊かな心と思いやりの気持ちを育む人権教育

- ① 子どもの権利に関する教育の推進
- ② ジェンダー平等と性の多様性の意識の啓発



●基本施策2 子ども・若者の最善の利益、子どもの意見・思い〔View(s)〕の尊重

- ① 子ども・若者や子育て当事者の社会参加の促進
- ② 子ども・若者のView(s)が反映できる仕組み
- ③ 子ども・若者がView(s)の表明や社会参加できる風土づくり

基本柱 II 子ども・若者の健やかな成長を育む環境づくり

●基本施策1 就学前教育・保育、学校教育の施設や体制の整備

- ① 就学前教育・保育の施設や体制の整備
- ② 学校教育の施設や体制の整備と活用
- ③ 児童館・児童センター施設や放課後児童クラブ体制の整備

●基本施策2 就学前教育・保育、学校教育の機会の確保及び質の向上

- ① 乳幼児期の教育・保育の充実
- ② 小学校へつながる学び
- ③ 学習環境の充実
- ④ 情報活用能力の育成
- ⑤ 地域の特色を生かした学びの推進
- ⑥ 探究的な学習や体験活動の充実
- ⑦ 豊かな情操の育成と生徒支援体制の充実
- ⑧ 健全な心身の育成と安全教育の推進
- ⑨ こどもの読書活動の推進
- ⑩ ふるさとへの誇りの醸成

●基本施策3 こどもの安全を守る環境の整備

- ① 青少年の健全育成
- ② 交通安全の促進
- ③ 施設の安全対策
- ④ 有害環境の浄化活動の促進



●基本施策4 こども・若者の居場所づくり

- ① こどもが安心して活動できる居場所づくり
- ② 地域資源を生かした居場所づくり
- ③ ICTを活用した情報提供
- ④ 居場所づくりの担い手・専門性の高い人材の養成・育成・支援

基本柱 Ⅲ 安心してこどもを産み育てることができる社会づくり

●基本施策1 若い世代が家庭をもつための支援の充実

- ① ワークライフバランスの推進
- ② 結婚を希望する方への支援
- ③ 若い世代の定住化の推進



●基本施策2 子育て世帯の負担軽減を図る支援

- ① 妊娠前から切れ目ない支援体制の充実
- ② 子育てのための経済的な支援の充実
- ③ 多様化する子育てニーズに対応するサービスの向上
- ④ 仕事と子育ての両立を支援する多様な保育サービスの推進
- ⑤ 相談できる環境づくり

●基本施策3 こどもと親の健康を増進

- ① こどもと親の健康づくりの推進
- ② 健康的な生活習慣の確立
- ③ こどもと親の愛着形成の推進

●基本施策4 子育てに適した生活空間の整備

- ① 良好な生活環境づくり
- ② 子育て家庭が外出しやすい環境づくり
- ③ こどもの遊び場の整備

●基本施策5 家庭内や地域での子育て支援

- ① 教育・保育施設と地域との交流の推進
- ② 地域でこどもを見守る活動の支援
- ③ 地域力を生かした親育て
- ④ 家庭教育力の向上のための体制づくり

●基本施策6 外国人市民のこどもや家庭への総合的な支援体制の充実

- ① 外国人市民の子育て環境の充実
- ② 外国にルーツをもつこどもの育ちへの支援
- ③ 多文化理解の啓発
- ④ 相談支援体制の充実



●基本施策1 児童虐待や養育放棄等要保護児童対策の強化

- ① 児童虐待防止啓発の充実
- ② 切れ目ない支援体制における早期発見・相談体制の充実
- ③ 虐待を受けた児童や虐待した親への支援の充実
- ④ 要保護児童対策地域協議会を中心とした機関連携の強化

●基本施策2 ひとり親家庭への支援

- ① こどもの育ちへの支援
- ② 子育てをしている親への就業・生活支援
- ③ 経済的支援の推進
- ④ 情報提供、相談体制の推進

●基本施策3 生活困窮家庭への総合的な支援

- ① こどもの育ちへの支援と将来の貧困防止
- ② 子育てをしている親への就業・生活支援
- ③ 経済的支援の推進
- ④ 情報提供、相談体制の推進

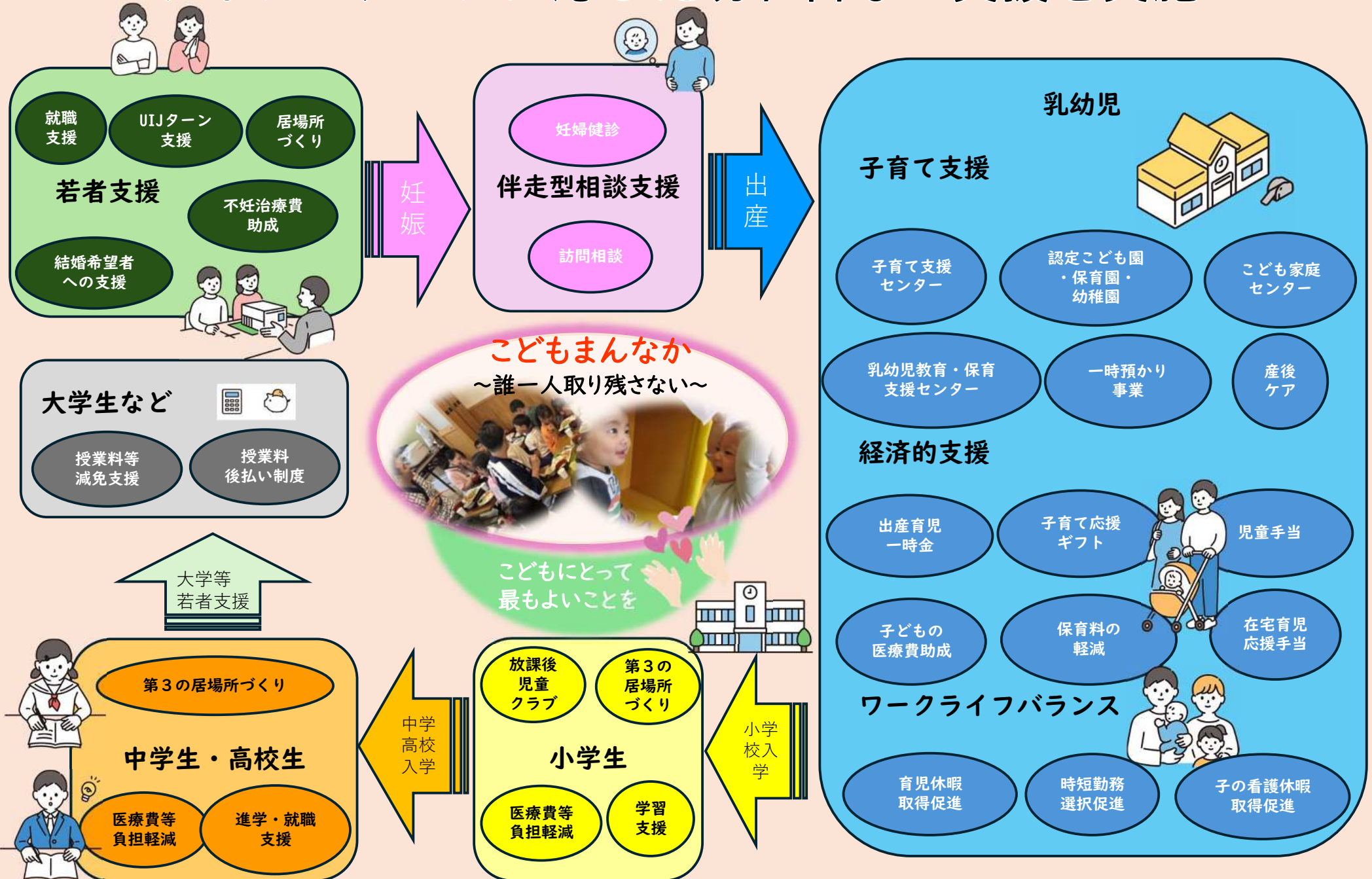
●基本施策4 障がいのあるこどもや発達に支援を必要とするこどもとその家庭への支援

- ① 「気づき」の段階の支援の充実
- ② こどものニーズや発達状況に合わせた支援と家族支援の充実
- ③ 放課後や長期休暇等の居場所確保
- ④ 特別支援教育の推進
- ⑤ 学校卒業後の進路に対する支援
- ⑥ 障がいの有無にかかわらず、共に過ごし学び合うインクルージョンの推進
- ⑦ こどもの最善の利益を地域で守っていく環境づくり

●基本施策5 不登校、ヤングケアラー、ひきこもり等社会的自立に困難を有するこども・若者やその家庭への支援

- ① ヤングケアラー等の啓発の推進
- ② 困難を有するこども・若者の社会的自立への支援
- ③ 情報提供、相談体制の充実及び分野を超えた支援機関の連携強化

ライフステージに応じた切れ目ない支援を実施



2 基本柱別施策の展開

基本柱 I こどもまんなか社会づくり

●基本施策1 豊かな心と思いやりの気持ちを育む人権教育

市こどもの幸福条例では、全てのこどもが健やかに成長し、幸せを実感できるよう、協働によりこどもの権利が将来に渡って保障されることを目指すための取組を推進し、こどもの最善の利益を優先して考え、こどもが幸福を実感できるよう支援していくことを明らかにしています。こどもは権利の主体であり、自分の意見や思い（View(s)）を表明し、社会に参加する権利を持っています。

市こどもの幸福条例を実効性のあるものにするため、こどもの権利等に関して広く地域で普及啓発に努めるほか、学校、家庭、地域での人権教育を推進し、全ての人がこどもの人格と権利を尊重する意識の啓発に努め、こどもの主体的な取組を支援します。

また、性別や性的指向、性自認にかかわらず、全てのこどもにとって、一人一人の権利が尊重されるよう、学校、家庭、地域でのジェンダー平等の意識の啓発に努めます。



主な取組

【表の見方】

市が行う主な取組事業の一部を紹介しています。番号は、40ページの「施策一覧」の取組内容と一致していますので、併せてご覧ください。

No	施策	内容	担当課
①	こどもの権利に関する教育の推進	・こどもの幸福条例の普及啓発 ・就学前教育・保育における思いやりの教育の実施 ・小中学校における人権教育の実施 ・考え、議論する道徳教育の実践 ・多様な相談の場づくり	こども未来課 福祉総合相談室 学校教育課 生涯学習・文化財課 市民協働課ダイバーシティ推進室
②	ジェンダー平等と性の多様性の意識の啓発	・市ホームページでの意識啓発	市民協働課ダイバーシティ推進室



●基本施策2 こども・若者の最善の利益、こどもの意見・思い [View (s)] の尊重

市では、こども・若者の最善の利益を第一に考え、彼らの意見や思い（View(s)）を尊重した施策を進めます。こどもや若者、そして子育て当事者が社会に積極的に参加できる機会を提供し、そのView(s)を社会に反映する仕組みを整備します。

これにより、こども・若者が自らの目で見えて感じたことを発信し、その視点を市の施策に反映していくことが可能になります。

また、彼らが社会の一員として自信を持って行動できるよう、日常生活や教育現場でも意見表明の機会を増やし、未来の地域社会の担い手として成長できる環境づくりに取り組みます。

主な取組

No	施策	内容	担当課
①	こども・若者や子育て当事者の社会参加の促進	・こども・若者や子育て世帯が意見や提案のできる場づくり ・こども・若者が活躍できる場づくり ・こども・若者の意見表明と社会参加の機会の充実	こども未来課 学校教育課 市民協働課 生涯学習・文化財課
②	こども・若者の View(s) が反映できる仕組み	・こども・若者とのワークショップの開催	こども未来課
③	こども・若者が View(s) の表明や社会参加できる風土づくり	・出前講座やホームページでの啓発 ・授業や学校行事等における自己決定や試行錯誤する機会の提供	こども未来課 学校教育課



中学生が地域の会議やイベントへの参画「坂口活性化プロジェクト」

○は、ワークショップからの意見です。
◇は、ニーズ調査からの意見です。

ワークショップ・ニーズ調査の意見より

- 選択の場面で、悩む時間があまりない。選択肢を増やすための経験を増やす機会があるとよい。
- こどもの意見を尊重する風土を作っていきたい。
- ◇これからを担う世代の人達のために、保護者、先生等、こども達と関わる全ての人達(特に40代50代)がこどもたちの意見に耳を傾ける意識を持つことが必要だと思います。
- ◇生徒自身が納得できない、知らない校則がたくさんある。学校は生徒が過ごすのだから、ダメなものにはその根拠を教えて欲しい。



ワークショップでの発表（令和6年）



「適切な教育・保育のためのガイドライン」
作成会議で、園児の思いの尊重について意見交換

基本柱 Ⅱ こども・若者の健やかな成長を育む環境づくり

●基本施策1 就学前教育・保育、学校教育の施設や体制の整備

人格形成の基礎を培う乳幼児期・学童期は、こどもの成長に大きな影響を及ぼすことから、教育・保育環境を整備することが重要です。

また、多様な教育・保育ニーズへの対応、外国人市民のこどもへの対応などのために幅広い受け皿が求められています。

就学前教育・保育施設や学校施設、児童館・児童センターなどの施設の整備について、中長期的な計画を定め、全てのこどもが健全に育つことができるよう教育・保育のための環境づくりに取り組みます。

主な取組

No	施策	内容	担当課
①	就学前教育・保育の施設や体制の整備	・ 幼保一体化の推進や個別施設計画の作成による施設整備の実施	こども未来課 教育振興課 学校教育課
②	学校教育の施設や体制の整備と活用	・ 小中学校の老朽化対策 ・ 良好な学習環境の整備・充実	教育振興課
③	児童館・児童センター施設や放課後児童クラブ体制の整備	・ 放課後児童クラブの充実 ・ 放課後児童クラブの実施における人材や場所の確保	こども未来課

●基本施策2 就学前教育・保育、学校教育の機会の確保及び質の向上

本市では保育ニーズが高く、そのニーズに対応するために保育人材の確保が重要な課題かつ急務となっています。

少子化や共働きが進む中、次世代の担い手であるこどもが、確かな学力や豊かな心、健やかな体などの生きる力をつけ、夢や希望の実現に向けて努力していくことができる教育・保育が求められています。

食育や環境学習など自然と親しむことで、遊びや体験を生み出す機会の創出を行います。

こどもが充実した教育・保育を受けるために、継



乳幼児教育・保育支援センターこのみらい
「学びあい講座」

続的な保育人材の確保及び高い専門性を目指し学び続ける保育者及び教員を支えるための人材育成、仕組みづくりや職場環境・処遇の改善を推進していきます。

また、関係機関が連携して、こどもに最もふさわしい生活の場としての教育・保育環境づくりと充実を図ります。

近年、不登校やいじめの認知件数が増加し、こどもの問題行動が多様化・深刻化していますが、その背景には、こどもの家庭環境の問題も大きく関係しています。その解決のために、多様な機関や専門家がチームを組んで行う支援が必要です。

こどもには、主体的に情報を得ながら、何が重要か考え、見出した情報を活用し、他の人と協働しながら、新たな価値の創造に挑んでいくデジタルシティズンシップ教育が重要です。

また、デジタル社会に必要なリテラシーを育むため、こどもや保護者の情報モラルの向上に取り組めます。

主な取組

No	施策	内容	担当課
②	小学校へつながる学び	・幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進（接続カリキュラムの効果的な活用）	こども未来課 学校教育課
④	情報活用能力の育成	・市教育DX推進計画に基づくデジタルシティズンシップ教育の充実 ・児童生徒、保護者へ情報モラルを学ぶ機会の充実	教育振興課 学校教育課
⑦	豊かな情操の育成と生徒支援体制の充実	・考え、議論する道徳教育の実践【再掲】 ・いじめ防止 ・自殺対策 ・授業や学校行事等における自己決定や試行錯誤する機会の提供 ・こども達の意見表明と社会参加の機会に充実	学校教育課 健康増進課



幼保小の交流の取組



小学校との接続に関する意見交換

●基本施策3 こどもの安全を守る環境の整備

こどもが、安心して地域で暮らすことができるためには、定期的な巡回活動と関係機関の情報の共有化や、有害情報をこどもに触れさせないための活動が必要です。

これまでの保護者の日頃からの見守りとあわせて、事業所も含め地域が一体となって、こどもたちを見守るための各種啓発活動、犯罪を防止するための日常的なこどもの見守り活動などの環境整備、犯罪を誘発する機会を減少させる取組、犯罪被害に遭わないための安全教育などを実施します。

また、複雑化・多様化している消費者問題については、被害の未然防止、早期発見・解決を図る必要があります、特に成年年齢の引き下げに伴う若年層への消費者教育の重要性が増しています。

交通安全についても、登下校時の見守り活動や、通学路等の整備などを実施します。

さらに、こどもの遊び場となる施設の安全確保など、こどもがのびのびと育つことができる安全な環境づくりを推進します。

主な取組

No	施策	内容	担当課
①	青少年の健全育成	・ インターネットを安全に利用するための啓発 ・ 地域防犯パトロールの実施 ・ 愛護センターでの声かけ活動 ・ 成年年齢の引き下げに対応するための消費者教育・啓発活動	防災危機管理課 生涯学習・文化財課 窓口サービス課 消費者センター

②	交通安全の促進	・交通安全教室などの啓発活動 ・幼児交通安全リーダー研修会の開催	防災危機管理課
③	施設の安全対策	・通学路の危険箇所点検 ・通学路防犯灯の整備 ・幼少期における防火・防災教育の推進、避難訓練の実施	防災危機管理課 都市整備課 南越消防組合 こども未来課



●基本施策4 こども・若者の居場所づくり

こども・若者にとって、家庭や学校以外にも安全で安心して過ごせる多くの居場所があることは、様々な学びや多様な体験活動等を通じて幸せを実感しながら成長することにつながります。

すでに地域の居場所になっている放課後児童クラブや地域の学習支援などについては、こどもの声を聴きながら「居たい・行きたい・やってみたい」活動となるよう取組を進めます。また、居場所に関する情報をこども・若者が見つけられ、選びやすくなるような工夫や、居場所づくりの担い手等へのサポートを行うことで、より良い居場所となるよう努めます。

主な取組

No	施策	内容	担当課
①	こどもが安心して活動できる居場所づくり	・放課後児童クラブの充実 【再掲】 ・地域が主体となった放課後子ども教室の実施における人材確保	こども未来課 生涯学習・文化財課
②	地域資源を生かした居場所づくり	・学習支援事業、こども食堂 ・公民館及びスポーツ施設でのスポーツ・文化活動や多様な遊びの体験	こども未来課 生涯学習・文化財課 スポーツ交流課
③	I C Tを活用した情報提供	・子育てや居場所等の欲しい情報が得られるシステムの構築	こども未来課



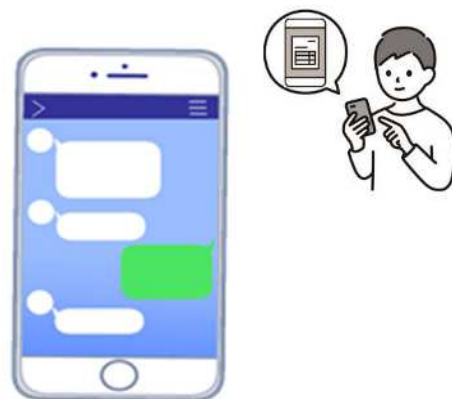
放課後子ども教室でクッキング



こども食堂

ワークショップ・ニーズ調査の意見より

- 小さい子どもたちを安心して遊ばせたり、預けたりする場所は大切。
- こどもは複数ほしいと思うが、お金がかかりそう。
- 多様な遊び場が欲しい。今はコンビニくらいしかない。
- ◇施設へのアクセスなど、地域交通がもっと便利になるとよい。
- ◇新生児訪問の時に気軽に利用できる児童館や子育て支援センター等の情報（写真つきでイメージしやすいものを）を教えてもらえるともっと早くいろいろな場に行って子育ての不安を話せていたのではと思う。
- ◇学童保育の受け入れ可能人数が少ない。
- ◇学生たちが勉強や宿題ができる施設を作って欲しい。



基本柱 Ⅲ 安心して子どもを産み育てることができる社会づくり

●基本施策1 若い世代が家庭をもつための支援の充実

人口減少社会が全国的な課題となっており、本市でも若者の流出を少しでもくい止め、若者が本市での定住を考える取組が重要になっています。

また、本市では、子育てをしながら仕事をしている家庭が多く、その就業の形も様々であることから、仕事と家庭の両立支援と働き方に優しい環境づくりが求められています。

若い世代が、これから夢をもって結婚し子育てをしていくため、婚活を始めようと考えている人や新婚夫婦の経済的な支援を充実していきます。

仕事をしながら子どもと向き合う時間を確保するためには、事業所の主体的な取組や職場の人々の協力が必要となります。これらをサポートするため、市と事業所が連携し子育てしやすい職場づくりを目指します。

主な取組

No	施策	内容	担当課
①	ワークライフバランスの推進	・越前市輝く女性応援団行動宣言への賛同企業の募集と取組事例紹介 ・育児休暇取得推進の情報提供	市民協働課 ダイバーシティ推進室 産業政策課
②	結婚を希望する方への支援	・マッチングシステム利用登録料助成 ・早婚夫婦支援事業	経営戦略室
③	若い世代の定住化の推進	・住宅取得への支援 ・U I J ターンの促進	経営戦略室



●基本施策2 子育て世帯の負担軽減を図る支援

就労形態や就労時間が多様化している現在、子育てをしながら安心して働き続けるためには、その家庭の状況に合わせた保育が必要とされています。

子育てのための経済的な支援として、児童手当の支給やこどもの医療費の助成、保育料の軽減・無償化など、様々な支援制度が設けられています。経済的な理由により、子育てが困難な状況にならないよう、これらの制度を継続していきます。

また、第3子以降のこどもがいる家庭の経済的負担の軽減制度を継続し、多子世帯の家庭の経済的な支援をしていきます。

子育て中の様々な悩みに対する相談は、こども家庭センターや保育所などで行ってきましたが、就園前のお子さんの悩みを身近なところで相談でき、深刻化する前にサポートする体制を整え、育児の孤立化を防ぐ取組を進めていきます。

主な取組



No	施策	内容	担当課
②	子育てのための経済的な支援の充実	・児童手当の支給、子ども医療費の助成 ・保育料の軽減、幼児教育・保育の無償化	こども未来課 教育振興課
③	多様化する子育てニーズに対応するサービスの向上	・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の提供体制の確保・実施	こども未来課 学校教育課
⑤	相談できる環境づくり	・地域子育て相談機関の設置と推進	こども未来課 健康増進課



母子手帳の交付（健康増進課）

●基本施策3 こどもと親の健康を増進

妊娠、出産、こどもの成長と子育てに希望が持てるように地域や関係機関と連携し、継続的・包括的に切れ目のない支援が求められています。

こどもの成長に伴って、発育や発達に関する悩みや心配も出てきます。産後うつなどの心身の不調や育児不安解消の取組においては、新生児・乳児・幼児と子育て期を通じ、訪問や教室・健診など様々な機会で行い、すこやかに育つための相談体制や関係機関との連携を図り、支援を充実します。

また、学齢期以降も学校保健や思春期保健等との連携も含め、健康づくりを推進しま

す。

主な取組

No	施策	内容	担当課
①	こどもと親の健康づくりの推進	・乳幼児健康診査の実施と疾病の早期発見、療育等への相談支援 ・妊婦・産婦健診の実施と健診事後指導の充実	健康増進課
②	健康的な生活習慣の確立	・教育・保育施設等における健康的な生活習慣の正しい知識の普及	健康増進課 こども未来課 学校教育課 教育振興課
③	こどもと親の愛着形成の推進	・ペアレントプログラムやブックスタート事業の実施	健康増進課 こども未来課



5か月児セミナー（離乳食について）



3歳児健診

●基本施策4 子育てに適した生活空間の整備

市内高校で行ったワークショップでは、公共交通に不便さを感じ改善を求める意見や集まる場所や遊べる場がないことの意見が多数ありました。

良好な生活環境づくり、公共交通の安全で便利な乗り方などの講座を通じて市民の意識啓発・お出かけ機会の創出、遊び場の整備などに取り組み、安心して生活できることを目指します。



てんぐちゃん広場（101ちゃんのおへや）

主な取組

No	施策	内容	担当課
①	良好な生活環境づくり	・住宅の耐震診断及び改修の促進 ・公共交通ネットワークの最適化	建築住宅課 地域交通課
②	子育て家庭が外出しやすい環境づくり	・歩道の整備、改良、バリアフリー化促進	都市整備課
③	こどもの遊び場の整備	・都市公園の整備、スポーツ施設の整備 ・アーバンスポーツの場の整備及び全天候型こどもの遊び場の整備	都市計画課 スポーツ交流課 こども未来課

●基本施策5 家庭内や地域での子育て支援

少子高齢社会、核家族化、地域のつながりの希薄化など、子育て世帯を取り巻く環境が変化してきており、多様な人と触れ合うこと、自然と親しむことなどの体験が減少しています。

地域との交流を図り、様々な体験や活動ができる場の提供や見守る活動を継続することで、家庭の教育力向上に努めます。



地域の力で子どもとその保護者に豊かな体験を

主な取組

No	施策	内容	担当課
①	教育・保育施設と地域との交流の推進	・開かれた学校づくりのための地域との連携 ・バスや電車の乗車体験	こども未来課 地域交通課 学校教育課
②	地域でこどもを見守る活動の支援	・仁愛大学と連携した活動の推進 ・地域のこども達を地域で育てる環境づくり ・日中及び登下校時における児童の安全確保	こども未来課 学校教育課 生涯学習・文化財課 防災危機管理課
④	家庭教育力の向上のための体制づくり	・子育て相談窓口の充実	こども未来課 健康増進課

●基本施策6 外国人市民のこどもや家庭への総合的な支援体制の充実

近年、親の両方又はいずれか片方が外国語を母語とするこどもを含む家庭の定住、長期滞在化に伴い、こどもにとっては、言葉や文化の壁による自己表現ができないなどにより、自己肯定感が低くなる可能性があり、教育・福祉・医療・防災など、様々な分野で総合的な対応が必要です。

家庭も含めた日常生活や子育ての相談、行政サービス利用等の際の通訳や多様なメディアによる情報提供、こどもへの日本語教育や日本語指導、宿題サポートなどの学習支援を充実し、国籍や文化の違いをそれぞれの個性として生かし、すべての人々がお互いを認め合い、尊重しあう地域社会づくりを推進します。



地域の学習支援



小中学校における外国にルーツをもつ児童への日本語指導（HEIC）

主な取組

No	施策	内容	担当課
①	外国人市民の子育て環境の充実	・外国人市民のこどもへの生活支援充実、外国人の子育て支援ができる人材の育成	市民協働課 こども未来課 学校教育課
③	多文化理解の啓発	・就学前教育・保育施設での多文化理解の推進	こども未来課 学校教育課
④	相談支援体制の充実	・外国人市民相談員配置	窓口サービス課 こども未来課



乳幼児教育・保育支援センターと
仁愛大学の連携講座



外国人保護者の集い「ふらっと広場」

ワークショップ・ニーズ調査の意見より

- 子育ては女性に負担がかかる。パートナーとともに子育てがしたいし、周囲に助けてくれる人が欲しい。
- 市の子育て支援の情報は、学生の時から知っておきたい。
- ◇子育てが行いやすいように、働き方等の見直しがされていると思うが、対応できているのは一部と感じる。企業が対応できるよう、具体的で現実的な施策を希望する。
- ◇どんな小さなことでも気軽に相談できる環境作りが必要だと思います。（親も子も共に）
- ◇市の相談窓口など公的な場所へ相談するまでのハードルが高い。もう少し接しやすい人（例えば預けている保育園など）に相談できる機会が増えるといいと思

基本柱Ⅳ 援助を必要とするこども・若者とその家庭への支援体制の推進



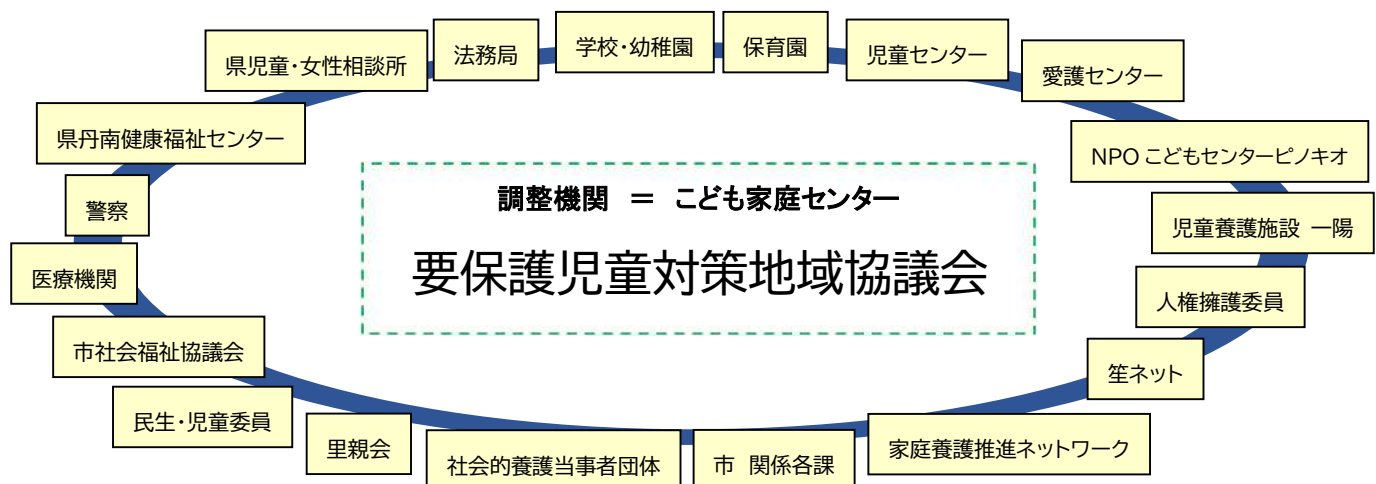
●基本施策1 児童虐待や養育放棄等要保護児童対策の強化

児童虐待は、こどもの尊い生命が奪われるなど、深刻な社会問題となっています。こういった社会情勢の背景として、保護者の精神的健康問題、家庭の育児力の低下や家庭内の不和、地域での孤立、生活困窮などを要因として、子育てをうまく行えない家庭が増えたことも一因と考えられます。

こうしたことから、虐待の未然防止や支援を必要とするこどもとその家庭の早期発見・早期対応のため、妊娠期からの切れ目のない支援体制や関係機関の連携強化、家庭のニーズに合わせたきめ細やかな支援等、児童相談体制のより一層の充実に努めます。

主な取組

No	施策	内容	担当課
①	児童虐待防止啓発事業の充実	・ 児童虐待防止にかかる啓発 ・ 出前講座や研修会の開催	こども未来課
②	切れ目ない支援体制における早期発見・相談体制の充実	・ 相談支援体制の充実 ・ 関係機関との連携強化	こども未来課 健康増進課
③	虐待を受けた児童や虐待した親への支援の充実	・ 地域の居場所づくりの推進 ・ 親子関係形成支援事業 ・ 家事・育児等養育環境改善への支援	こども未来課



●基本施策2 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭は、本市においては横ばい状態にあるものの、保護者が子育てと生活の担い手という役割を一人で担っていることから、こどもの養育や収入など様々な面において困難をかかえやすい状況にあります。

今後も経済的支援、学習支援等、引き続き、こどもが家庭環境に左右されることなく、安心して生活と子育てができる環境づくりが推進されるよう、施策の充実に努めます。

主な取組

No	施策	内容	担当課
①	こどもの育ちへの支援	・こどもの学力・生活向上を目指す居場所づくり ・こどもの生活や就学等にかかる相談支援と援助や助成の実施 ・支援を必要とするこどもたちの学びを支えるための学校と地域の連携【再掲】	こども未来課 学校教育課
②	子育てをしている親への就業・生活支援	・就業相談支援の充実 ・家事や育児など家庭での養育を支えるサービスの実施	こども未来課
③	経済的支援の推進	・生活安定のための経済的支援	こども未来課

●基本施策3 生活困窮家庭への総合的な支援

経済的な理由でこどもが塾や習い事に通えず、学力向上や進学チャンスが制限されることで、学習意欲の低下や将来展望の欠如が懸念されます。また、経済的格差によって友人関係や社会活動に参加しづらく自己肯定感や社会性が育ちにくくなる可能性もあります。

一方、保護者は仕事や家事に追われ、精神的な余裕がなくなり、こどもとのコミュニケーションが不十分になりがちです。その結果、こどもが不安感や孤立感を深めたり、心身の健康に影響を及ぼしたりすることも懸念されます。

こうした状況を踏まえ、こどもたちが、生まれ育った環境に左右されず、夢に向かって自立できるよう、こどもへの直接的な支援と、家庭を支える保護者への支援の充実に努めます。



主な取組

No	施策	内容	担当課
①	こどもの育ちへの支援と将来の貧困防止	・家庭学習支援等の推進 ・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等の活用	こども未来課 学校教育課
②	子育てをしている親への就業・生活支援	・就業相談支援の充実 ・家事や育児など家庭での養育を支えるサービスの実施	こども未来課
③	経済的支援の推進	・生活安定のための経済的支援 ・教育費の負担軽減のための就学援助や貸付型の奨学金の実施	こども未来課 教育振興課

●基本施策4 障がいのあるこどもや発達に支援を必要とするこどもとその家庭への支援

特別な配慮を必要とするこどもの割合が年々増加傾向にあります。本市では、こどもとその家族に寄り添いながら、障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげるよう取り組んでいます。

今後も、こども一人一人のニーズや発達状況に応じた支援に加え、家庭をまろごと支援するために、支援関係機関が連携した一体的な支援の充実に努めます。

また、障がいのあるこどもや医療的ケアの必要なこどもが、可能な限り共に過ごし学び合えるよう保育所・認定こども園・幼稚園や学校、放課後児童クラブなどにおいて受け入れを行っています。

障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターと、保健、保育、教育、福祉、医療、労働等の分野が連携しながら発達支援体制づくりやインクルージョンの推進に取り組めます。



こども同士の関わりの様子と医療的ケア児の保護者サロン（にじいろこども園）

主な取組

No	施策	内容	担当課
①	「気づき」の段階の支援の充実	・教育・保育施設との連携した相談支援の実施 ・児童発達支援センターを中核とする早期発達支援の充実	健康増進課 こども未来課 学校教育課
②	こどものニーズや発達状況に合わせた支援と家族支援の充実	・児童発達支援センターによる家族支援の実施 ・共生型サービスの推進など、分野横断的な福祉サービスの展開	こども未来課 福祉総合相談室
⑥	障がいの有無にかかわらず、共に過ごし学び合うインクルージョンの推進	・障がいのあるこどもや医療的ケアの必要なこどもの受け入れ体制の充実 ・児童発達支援センターによる地域のインクルージョンの推進	こども未来課 学校教育課



親子の小集団療育の様子（なないろ）



保育所等訪問支援（地域への支援）

●基本施策5 不登校、ヤングケアラー、ひきこもり等社会的自立に困難を有するこども・若者やその家庭への支援

不登校、引きこもり、ヤングケアラーや生活困窮を抱えた家庭など、社会的自立に困難を有するこども・若者が社会的に問題になっています。また、課題をいくつも抱えた家庭もあり、対応が複雑かつ困難になっています。

支援を必要とするこども・若者やその家庭が社会的に自立していくためにも、分野を超えた相談支援体制の充実や関係機関と連携した支援に努めます。中でも特に、養育環

境に問題のあるこどもや、家や学校に居場所のないこどもに新たな居場所を提供し、生活習慣の形成、学習支援、食事や課外活動の提供、保護者への情報提供、相談および送迎支援などを実施します。

主な取組

No	施策	内容	担当課
①	ヤングケアラー等の啓発の推進	・ 出前講座、ホームページやこども・若者とのワークショップでの啓発	こども未来課 福祉総合相談室 学校教育課 健康増進課 長寿福祉課
②	困難を有するこども・若者の社会的自立への支援	・ 支援の必要なこども・若者の社会的自立への支援 ・ 家庭支援事業の推進 ・ ケアを必要とする方へケアを提供するための部局間の連携	福祉総合相談室 こども未来課 長寿福祉課 学校教育課 健康増進課 建築住宅課
③	情報提供、相談体制の充実及び分野を超えた支援機関の連携強化	・ 分野横断的な相談支援の実施 ・ 相談支援に携わる専門職の人材育成	福祉総合相談室 こども未来課 学校教育課 窓口サービス課 健康増進課 長寿福祉課 税務課 産業政策課 建築住宅課



ワークショップ・ニーズ調査の意見より

- ◇母と父の仲が悪く喧嘩する日がよくあり家にいるのがつらいです。なかなか嫌なことがずっと溜まって苦しいです。
- ◇ひとり親家庭でこどもを育てるのは大変です。勉強を見る時間も、学校での話を聞く間もありません。
- ◇障がいのあるこどもを特別支援学級か特別支援学校のどちらが良いかを考えると不安に感じることもある。どちらの方がこどもにとってよいのか、将来的(就職や収入面など)にはなど、障がいのあるこどもたちも生きやすい環境になってくれたらうれしいです。
- ◇不登校のこどもたちのケアがまだまだ不十分だと思う。
- ◇家族に就労意欲がないニートがいる。支援を受けたがらない人にどうやって支援につなげばいいか分からない。

3 施策一覧

こども計画の具体的な取組内容を一覧にしたものです。

※区分	
●	新たに組み入れた既存事業
◎	新規
○	拡充
空白	継続事業

基本柱	基本施策	施策	取組内容	担当課	区分
Ⅰ こどもまんなか社会づくり	1 豊かな心と思いやりの気持ちを育む人権教育	①こどもの権利に関する教育の推進	こどもの幸福条例の普及啓発	こども未来課 学校教育課	
			こどもの幸福条例やこどもの権利について事業所や市民への働きかけ	全庁	
			就学前教育・保育施設における思いやりの教育の実施	こども未来課 学校教育課	
			小中学校における人権教育の実施	学校教育課	
			考え、議論する道徳教育の実施	学校教育課	
			多様な相談の場づくり	こども未来課 福祉総合相談室 学校教育課 生涯学習・文化財課 市民協働課ダイバーシティ推進室	◎
		②ジェンダー平等と性の多様性の意識の啓発	人権啓発活動の推進 (啓発展示、図書(絵本)やDVDの貸出、人権教室や人権の花運動の実施)	市民協働課ダイバーシティ推進室 (男女共同参画センター) (人権擁護委員) (小中学校)	●
			男女の固定的役割分担意識を解消するための研修・講座の実施(男女共同参画センターの研修や出前講座の充実)	市民協働課ダイバーシティ推進室 (男女共同参画センター)	
			性別や性的指向・性自認の多様性の理解の啓発 (多様な性に関する児童・生徒向け出前講座の実施)	市民協働課ダイバーシティ推進室 学校教育課	◎
			男性の育児休業取得促進	市民協働課ダイバーシティ推進室 産業政策課	
	2 「子どもの権利」の尊重・若い者の最善の利益、こ	①こども・若者や子育て当事者の社会参加の促進	こども・若者や子育て世帯が意見や提案のできる場づくり	こども未来課	
			こども・若者が活躍できる場づくり	こども未来課 学校教育課 市民協働課 生涯学習・文化財課	
			こども・若者の意見表明と社会参加の機会の充実	学校教育課	
		②こども・若者のView(s)が反映できる仕組み	こども・若者とのワークショップの開催	こども未来課	
			サポートできる風土づくりへの事業所や市民への働きかけ	全庁	
		③こども・若者がView(s)の表明や社会参加できる風土づくり	出前講座やホームページでの啓発	こども未来課	
			授業や学校行事等における自己決定や試行錯誤する機会の提供	学校教育課	

基本柱	基本施策	施策	取組内容	担当課	区分
Ⅱ こども・若者の健やかな成長を育む環境づくり	1 や1 体制就 の学 整前 備教 育・保 育、 学 校 教 育 の 施 設	①就学前教育・保育の施設や体制の整備	幼保一体化の推進や個別施設計画の作成による施設整備の実施	こども未来課 教育振興課 学校教育課	
			健やかな成長を育む教育・保育環境の整備・充実	こども未来課	
			保育士・保育教諭等の保育者の確保	こども未来課	●
			教育・保育施設等に対する適切な指導監督、評価等の実施	こども未来課 学校教育課	●
		②学校教育の施設や体制の整備と活用	小中学校の老朽化対策	教育振興課	
			既存の施設・設備を将来にわたって長く利用するための改修	教育振興課	
			良好な学習環境の整備・充実	教育振興課	
			全ての子どもたちが安心して、ともに学ぶためのバリアフリー化	教育振興課	
		③児童館・児童センター施設や放課後児童クラブ体制の整備	放課後児童クラブの充実	こども未来課	
			児童館・児童センター個別施設計画の作成	こども未来課	
	2 就学 前 教 育・保 育、 学 校 教 育 の 機 会 の 確 保 及 び 質 の 向 上	①乳幼児期の教育・保育の充実	遊びや体験を生み出す機会の創出	こども未来課 学校教育課 農政課	
			乳幼児教育・保育支援センターやこども家庭センターと連携による幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上	こども未来課 学校教育課	●
			関係機関と連携した子育て相談・支援	こども未来課 学校教育課	
			特別な支援が必要な乳幼児に対する環境整備と保護者支援	こども未来課 学校教育課	
			母語や日本語の習得に向けた企業等と連携した支援の検討	こども未来課 学校教育課	●
		②小学校へつながる学び	幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進（接続カリキュラムの効果的な活用）	こども未来課 学校教育課	●
			個別の支援・指導計画を利用した移行支援と就学相談の実施	こども未来課 学校教育課	
		③学習環境の充実	子どもたちが切磋琢磨できる最適な教育環境のあり方の検討	学校教育課	
			障がいのある子どもたち及び保護者への支援体制の推進充実	学校教育課	
			子どもたちが互いの違いを認めて、ともに学ぶための環境整備	学校教育課	
			日本語初期指導者の充実等、外国にルーツをもつ児童生徒への支援体制の充実	学校教育課	
			支援を必要とする子どもたちの学びを支えるための学校と地域の連携	学校教育課	
			小中学校における国際理解の推進	学校教育課	
		④情報活用能力の育成	市教育DX推進計画に基づくデジタルシティズンシップ教育の充実	教育振興課 学校教育課	◎
			ICT環境整備と更新	教育振興課	
			ICT機器活用の支援を行う支援員の充実	教育振興課	
			児童生徒、保護者へ情報モラルを学ぶ機会の充実	学校教育課	◎
		⑤地域の特色を生かした学びの推進	地域の自然や文化、歴史、産業に触れるふさと教育の推進	学校教育課	○
			ふさとのお宝を発見し魅力を発信する『ふさと越前市発信学習事業』の実施	学校教育課	◎
			「越前市で『私の夢を育てる授業』」の実施	学校教育課	
			地域の特性を活かした特色ある学校づくりの推進	学校教育課	
		⑥探究的な学習や体験活動の充実	思考力・判断力・表現力を育成するための言語活動の充実	学校教育課	
			一人一人の興味や関心、学習状況に応じたデジタル教材の活用	学校教育課	
			読書に親しむ環境づくりと読書活動の充実	学校教育課	

基本柱	基本施策	施策	取組内容	担当課	区分
Ⅱ こども・若者の健やかな成長を育む環境づくり	2 就学前教育・保育、学校教育の機会の確保及び質の向上	⑦豊かな情操の育成と生徒支援体制の充実	考え、議論する道徳教育の実施	学校教育課	
			いじめ防止	学校教育課	
			自殺対策	健康増進課	
			自他の生命を尊重する『いのちのぬくもり体験学習』の推進	学校教育課	
			授業や学校行事等における自己決定や試行錯誤する機会の提供	学校教育課	
			子どもたちがSOSを発信しやすい仕組みの充実	学校教育課	
			生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援と関係機関等との連携	学校教育課	
			子どもたちの意見表明と社会参加の機会の充実	学校教育課	
		⑧健全な心身の育成と安全教育の推進	新たなスポーツや文化・芸術活動環境の構築と展開（「地域クラブ活動」に係る体制の充実）	学校教育課	◎
			地域保健機関と連携した健康診断や健康相談の実施	学校教育課	
			安全・安心な学校給食の提供	教育振興課	
			避難訓練やAEDを使った救急救命講習の充実	学校教育課	
		⑨こどもの読書活動の推進	幼少期から成長に応じた読書機会の充実を図るため、中央図書館、今立図書館館内での展示や行事、ブックスタート、ジュニア司書養成講座、図書館が学校、保育施設へ出向いて行うブックトークや読み聞かせ、団体貸出の推進	こども未来課 学校教育課 図書館	
			かこさとしふるさと絵本館「硯」での展示や行事などの企画の充実	図書館	
			電子書籍の導入	図書館	◎
			保護者に対し、読み聞かせ等の研修、講座の情報を積極的に発信し、読み聞かせなどを行うボランティアの人材発掘、ボランティアの活動支援と人材育成	図書館	
		⑩ふるさとへの誇りの醸成	郷土の自然と歴史、文化を尊重する心の育成	こども未来課 学校教育課 文化県都推進課	○
	3 こどもの安全を守る環境の整備	①青少年の健全育成	インターネットを安全に利用するための啓発	生涯学習・文化財課	
			越前警察署少年警察協働員会への補助	防災危機管理課	●
			地域防犯パトロールの実施	防災危機管理課	
			愛護センターでの声かけ活動	生涯学習・文化財課	
			市子ども会育成連絡協議会の活動支援	生涯学習・文化財課	
			「子ども安心県民作戦」や「夕方見守り運動」など、地域ぐるみでの見守り活動の強化	生涯学習・文化財課	
			地域の実情に応じた補導活動の展開と相談活動の実施	生涯学習・文化財課	
			家庭における「わが家のインターネット10ヶ条」の遵守呼びかけやペアレントコントロールの啓発活動	生涯学習・文化財課	
		②交通安全の促進	交通安全教室などの啓発活動	防災危機管理課	
			幼児交通安全リーダー研修会の開催	防災危機管理課	●
			歩道の整備、改良、バリアフリー化促進	都市整備課	
		③施設の安全対策	通学路防犯灯の整備	防災危機管理課	
			通学路の危険箇所点検	防災危機管理課	
			幼少期における防火・防災教育の推進、避難訓練の実施	南越消防組合	
			消防用設備等及び危険物施設等の安全確保	南越消防組合	
		④有害環境の浄化活動の促進	家庭内への防火・防災器具設置の啓発	南越消防組合	
			有害環境排除のための調査活動の実施	生涯学習・文化財課	
			コンビニエンスストアやカラオケ店等に対する協力要請	生涯学習・文化財課	
			定期的な巡回補導の実施	生涯学習・文化財課	
			愛護センターの活動	生涯学習・文化財課	
			市民会議における啓発などを実施	生涯学習・文化財課	

基本柱	基本施策	施策	取組内容	担当課	区分
Ⅱ こども・若者の健やかな成長を育む環境づくり	4 こども・若者の居場所づくり	①こどもが安心して活動できる居場所づくり	放課後児童クラブの充実 【再掲】	こども未来課	
			地域が主体となった放課後子ども教室の実施における人材確保	生涯学習・文化財課	
			放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携事業	こども未来課 生涯学習・文化財課	
			こども・若者が活躍できる場づくり 【再掲】	こども未来課 学校教育課 市民協働課 生涯学習・文化財課	
			家庭教育支援事業における支援体制等の充実と関係機関との連携	生涯学習・文化財課	
		②地域資源を生かした居場所づくり	学習支援事業	こども未来課	
			児童館・児童センターの居場所機能の充実と連携強化	こども未来課	
			こども食堂	こども未来課	
			公民館及びスポーツ施設でのスポーツ・文化活動や多様な遊びの体験	こども未来課 生涯学習・文化財課 スポーツ交流課	
			学習スペースやコワーキングスペースの確保	財産管理課 市民協働課 今立総合支所 図書館 生涯学習・文化財課 (公民館)	
			都市公園施設の改修	都市計画課	
		③ICTを活用した情報提供	子育てや居場所等の欲しい情報が得られるシステムの構築や既存システムの利活用	こども未来課	◎
		④居場所づくりの担い手の養成・育成・支援	子どもを支援する地域人材の確保【再掲】	こども未来課 生涯学習・文化財課	
			担い手を養成するための研修の開催等	こども未来課	
Ⅲ 安心してこどもを産み育てることができる社会づくり	1 若い世代が家庭をもつための支援	①ワークライフバランスの推進	男女平等オンブッドの事業所訪問の実施	市民協働課ダイバーシティ推進室	
			越前市輝く女性応援団行動宣言への賛同企業の募集と取組事例紹介	市民協働課ダイバーシティ推進室	
			福井労働局との雇用対策協定に基づく事業の実施	産業政策課	
			育児休暇取得推進の情報提供	産業政策課	
			男女の固定的役割分担意識を解消するための研修・講座の実施（男女共同参画センターの研修や出前講座の充実）【再掲】	市民協働課ダイバーシティ推進室 (男女共同参画センター)	
		②結婚を希望する方への支援	マッチングシステム利用登録料の助成	経営戦略室	●
		③若い世代の定住化の推進	早婚夫婦支援事業	経営戦略室	●
			住宅取得への支援	経営戦略室	
			UIJターンの促進	経営戦略室	●
		2 子育て世帯の負担軽減を図る支援	不妊に悩む家庭への情報提供、相談支援	健康増進課	
			特定不妊治療費助成等による経済的支援の充実	健康増進課	
			子育て世代包括支援センターの機能の充実	こども未来課	
			個々の家庭に応じた情報提供	こども未来課 健康増進課	
			妊婦健康診査の積極的な受診勧奨と事後指導の充実	こども未来課 健康増進課	
			母子健康手帳発行時の面接相談体制の継続	健康増進課	
			健康教育、保健指導の実施	健康増進課	
			特定妊婦・ハイリスク妊婦に対する医療機関等の連携強化	健康増進課	
			産前・産後サポート体制の充実	こども未来課 健康増進課	
		②子育てのための経済的な支援の充実	児童手当の支給	こども未来課	
			子どもの医療費の助成	こども未来課	
			幼児教育・保育の無償化、保育料の軽減	こども未来課 教育振興課	
			県の子だくさんふくいプロジェクト等による多子世帯への経済的支援	こども未来課	

基本柱	基本施策	施策	取組内容	担当課	区分
Ⅲ 安心して子どもを産み育てることができる社会づくり	2 子育て世帯の負担軽減を図る支援	③多様化する子育てニーズに対応するサービスの向上	ショートステイ事業・トワイライト事業の継続	こども未来課	
			一時預かり事業・すみずみ子育てサポート事業の継続	こども未来課	
			乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の提供体制の確保・実施	こども未来課 学校教育課	
			地域子育て支援センターや認定こども園などの子育て支援拠点の充実	こども未来課	
			子育て情報発信の充実	こども未来課	
		④仕事と子育ての両立を支援する多様な保育サービスの推進	時間外保育（延長保育や休日保育）の継続	こども未来課	
			病児・病後児保育等の継続	こども未来課	
			障がい児、医療的ケア児等への保育の実施	こども未来課	
			認定こども園・幼稚園における預かり保育の実施	こども未来課 学校教育課	
			保育サービスに関する情報の定期的な提供	こども未来課	
		⑤相談できる環境づくり	地域子育て相談機関の設置と推進	こども未来課 健康増進課	◎
			プッシュ型での相談窓口の情報提供	福祉総合相談室 こども未来課	◎
	3 こどもと親の健康を増進	①こどもと親の健康づくりの推進	乳幼児健康診査の実施と疾病の早期発見、療育等への相談支援	健康増進課	
			妊婦・産婦健診の実施と健診事後指導の充実	健康増進課	
			新生児訪問指導等全ての乳児への訪問活動を通じた、育児不安の解消、乳児の健康相談や地域における子育て講座での育児への支援と親同士の交流を通じた親子のふれあいの充実	健康増進課	
		②健康的な生活習慣の確立	疾患をかかえるこどもに関する医療機関の連携と相談体制の充実	こども未来課 健康増進課	
			食生活、薬物、飲酒、喫煙防止教育の充実	教育振興課 学校教育課 健康増進課	
		③こどもと親の愛着形成の推進	教育・保育施設等における健康的な生活習慣（食事や運動等）の正しい知識の普及	こども未来課 教育振興課 学校教育課 健康増進課	
			乳児の健康相談や地域における子育て講座での育児への支援と親同士の交流を通じた親子のふれあいの充実【再掲】	健康増進課	
			ペアレントプログラムの実施	健康増進課	
			園や地域での親子のふれあい活動の実施、絵本等を通じた親子のふれあいの推進（ブックスタート）	こども未来課 図書館	
	4 子育てに適した生活空間の整備	①良好な生活環境づくり	住宅の耐震診断及び改修の促進	建築住宅課	
			市営住宅の情報提供	建築住宅課	
			公園施設の安全管理	こども未来課 都市計画課	
			公共交通ネットワークの最適化を図る	地域交通課	●
			小児医療体制	健康増進課	
		②子育て家庭が外出しやすい環境づくり	公共施設等のバリアフリー整備促進	教育振興課 こども未来課 社会福祉課	
			歩道の整備、改良、バリアフリー化促進	都市整備課	
			都市公園施設の改修	都市計画課	◎
			雨天時に過ごせる施設の確保と充実	こども未来課	
		③こどもの遊び場の整備	都市公園の整備	都市計画課	
			スポーツ施設の整備	スポーツ交流課	●
			アーバンスポーツの場の整備及び全天候型こどもの遊び場の整備	こども未来課 スポーツ交流課	●

基本柱	基本施策	施策	取組内容	担当課	区分
Ⅲ 安心して子どもを産み育てることができる社会づくり	5 家庭内や地域での子育て支援	①教育・保育施設と地域との交流の推進	開かれた学校づくりのための地域との連携	学校教育課	
			地域の人材を活用した教育活動の推進	こども未来課	
			地域の特性を活かした特色ある学校づくりの推進【再掲】	学校教育課	
			バス・電車体験乗車（バス・電車乗車）	地域交通課 学校教育課	
		②地域で子どもを見守る活動の支援	市内のこども同士の交流会や共同体験の実施	学校教育課 生涯学習・文化財課	
			総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団など地域の特性を活かしたスポーツ活動の充実	スポーツ交流課	
			地域が主体となった放課後子ども教室の実施における人材確保【再掲】	生涯学習・文化財課	
			日中及び登下校時における児童の安全確保	防災危機管理課 生涯学習・文化財課	
			合宿通学の実施	生涯学習・文化財課 （各小学校） 【自治振興会】	
			地域の子どもたちを地域で育てる環境づくり	生涯学習・文化財課	
			仁愛大学と連携した活動の推進	学校教育課 こども未来課	
			身近な町内にある「いきいきふれあいのつどい」での高齢者との交流の推進	長寿福祉課	
		③地域力を生かした親育て	子育てサロン・サークル、地域活動組織、ボランティア活動の推進	生涯学習・文化財課 こども未来課 （自治振興会）	
			子育てに関する相談や学習会・研修会等の充実	生涯学習・文化財課 こども未来課	
			地域のパパママを中心とする家庭教育支援チーム活動を市内各地区に周知し、ネットワークを構築	生涯学習・文化財課 こども未来課	
		④家庭教育力の向上のための体制づくり	子育て相談窓口の充実	こども未来課 健康増進課	
			研修会・勉強会への講師派遣制度の充実	生涯学習・文化財課 こども未来課	
	6 外国人市民のこどもや家庭への総合的な支援体制の充実	①外国人市民の子育て環境の充実	外国人市民のこどもへの生活支援充実（市広報紙・地域のお知らせ翻訳） 外国人の子育て支援ができる人材の育成	市民協働課ダイバーシティ推進室 （越前市国際交流協会） こども未来課 学校教育課	◎
		②外国にルーツをもつこどもの育ちへの支援	外国にルーツをもつこどもへの生活支援充実	こども未来課	
			アクセスワーカーなど対応職員の配置	学校教育課	
			外国語による絵本の読み聞かせや朗読会などを企画・開催、身近な地域でのこどもの居場所づくり（日本語の習得支援や家庭学習支援）	こども未来課 学校教育課	
			異文化理解の講座を開催	図書館	
			日本語初期指導者の充実等、外国にルーツをもつ児童生徒への支援体制の充実【再掲】	学校教育課	
		③多文化理解の啓発	就学前教育・保育施設での多文化理解のための行事開催【再掲】	こども未来課 学校教育課	
			多様な文化、価値観などを尊重し合う資質の育成【再掲】（多文化に親しむ出前講座）	市民協働課ダイバーシティ推進室 （越前市国際交流協会）	◎
		④相談体制の充実	外国人市民相談員配置	窓口サービス課 こども未来課	

基本柱	基本施策	施策	取組内容	担当課	区分
Ⅳ 援助を必要とするこども・若者とその家庭への支援体制の推進	1 児童虐待や養育放棄等要保護児童対策の強化	①児童虐待防止啓発事業の充実	ホームページや広報紙等による情報配信やリーフレットの配布	こども未来課	
			イベント時の展示等による啓発・広報	こども未来課	
			(地域、一般市民を対象とした) 出前講座の開催	こども未来課	
			(要保護児童対策地域協議会構成団体等を対象とした) 研修会の開催	こども未来課	
		②切れ目ない支援体制における早期発見・相談体制の充実	関係機関と連携し、24時間相談体制を実施	こども未来課	
			(フリーダイヤル、メールなどさまざまな) 相談対応体制の実施	こども未来課	
			関係機関との連携強化(要保護児童対策地域協議会の充実)	こども未来課	
			養育支援が必要な家庭の早期発見・対応など予防的支援の強化及び関係機関と連携した個別支援の充実	こども未来課	
		③虐待を受けた児童や虐待した親への支援の充実	乳幼児健診や予防接種の未受診時の状況把握	健康増進課	
			地域のニーズに合わせた家庭支援事業の実施(居場所づくり、親子関係形成支援、養育環境改善)	こども未来課	
			児童養護施設や里親等の機能(民間活力)を活用した協働事業の実施	こども未来課	
		④要保護児童対策地域協議会を中心とした機関連携の強化	関係団体との情報共有及び連携の強化	こども未来課	
			要保護児童対策地域協議会を中心とした機関連携の強化	こども未来課	
	2 ひとり親家庭への支援	①こどもの育ちへの支援	支援を必要とする子どもたちの学びを支えるための学校と地域の連携【再掲】	学校教育課	
			こどもの学力・生活向上を目指す居場所づくり	こども未来課	
			こどもの生活や就労にかかる相談支援と援助や助成の実施	こども未来課	
			希望する就学先への通学を支援するための通学定期代の助成	こども未来課	
			養育費確保及び面会交流に関する相談支援と関係機関との連携強化	こども未来課	
		②子育てをしている親への就業・生活支援	就業相談支援の充実(ハローワークとの連携強化)	こども未来課	
			同行支援の実施、就業に向けた能力開発の推進	こども未来課	
			就業機会の創出(セミナー等の情報提供の充実、在宅就業の紹介、助成金制度の周知)	こども未来課	
			家事や育児など家庭での養育を支えるサービスの実施	こども未来課	
		③経済的支援の推進	ひとり親家庭の交流を図る取組の実施	こども未来課	
			(児童扶養手当や医療費助成等)生活安定のための経済的支援	こども未来課	
			子育てと仕事の両立を支援する子育てサービス利用料の助成	こども未来課	
		④情報提供、相談体制の推進	修学資金や住宅資金の件や社協が行う貸付制度の情報提供や市福祉推進資金貸付の実施	こども未来課	
			ホームページや広報紙等による情報配信やリーフレットの配布	こども未来課	
			イベント時の展示等による啓発・広報【再掲】	こども未来課	
			専門相談員による相談の実施	こども未来課	

基本柱	基本施策	施策	取組内容	担当課	区分
Ⅳ 援助を必要とする子ども・若者とその家庭への支援体制の推進	3 生活困窮世帯への総合的な支援	①子どもの育ちへの支援と将来の貧困防止	支援を必要とする子どもたちの学びを支えるための学校と地域の連携【再掲】	学校教育課	
			放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携事業【再掲】	子ども未来課 生涯学習・文化財課	
			家庭学習支援等の推進	子ども未来課	
			(子どもが抱える問題への早期対応を図るための)スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等の活用	学校教育課 生涯学習・文化財課 子ども未来課	
		②子育てをしている親への就業・生活支援	就業相談支援の充実(ハローワークとの連携強化)【再掲】	子ども未来課	
			家事や育児など家庭での養育を支えるサービスの実施	子ども未来課	
			家計相談の実施	子ども未来課	
		③経済的支援の推進	子ども医療費の窓口無償化や保育料の軽減や無償化など生活安定のための経済的支援	子ども未来課	
			子育てと仕事の両立を支援する子育てサービス利用料の助成【再掲】	子ども未来課	
			希望する就学先への通学を支援するための通学定期代の助成【再掲】	子ども未来課	
			教育費の負担軽減のための就学援助や貸付型の奨学金の実施	教育振興課	
		④情報提供、相談体制の推進	子ども家庭センターを核とした関係機関との連携やつなぎ	子ども未来課 福祉総合相談室 健康増進課 長寿福祉課 学校教育課	
			療育支援が必要な家庭への家庭訪問等子育て世帯包括支援センター機能の充実【再掲】	子ども未来課	
			地域の見守り活動や問題解決に向けた地域住民による地域力の強化	子ども未来課 福祉総合相談室 長寿福祉課	
			公共料金等にかかわる関係機関の連携強化	子ども未来課 福祉総合相談室 税務課 上下水道課 建築住宅課	
	4 支援障がいのある子どもや発達に支援を必要とする子どもとその家庭への	①「気づき」の段階の支援の充実	教育・保育施設との連携した相談支援の実施	健康増進課 子ども未来課 学校教育課	
			子育て力の向上、不安や問題解決のための保護者への支援の充実	健康増進課 子ども未来課	
			児童発達支援センターを中核にした早期発達支援の充実	子ども未来課	
		②子どものニーズや発達状況に合わせた支援と家族支援の充実	療育を目的とした福祉サービス事業所の数と質の充実	社会福祉課 子ども未来課	
			児童発達支援センターによる家族支援の実施	子ども未来課	●
			障がいのある子どもや家庭に対する経済支援の実施	社会福祉課	
		③放課後や長期休暇等の居場所確保	共生型サービスの推進など、分野横断的な福祉サービスの展開	福祉総合相談室	●
			放課後児童クラブの充実【再掲】	子ども未来課	
		④特別支援教育の推進	福祉サービス事業所での受入体制づくり	社会福祉課	
			校内委員会を核としてケース会議等を開催し、職員の共通理解を深め、全校的な支援体制を構築【再掲】	学校教育課 子ども未来課	
			教育・保育施設、小中学校、福祉サービス事業所及び県・市等の関係機関との連携のもと、支援計画の作成【再掲】	教育振興課 子ども未来課 社会福祉課	
		⑤学校卒業後の進路に対する支援	障がいに応じた適切な教育環境の整備	学校教育課	
			雇用機会の拡大と就労定着に向けた取組の促進	社会福祉課	
			福祉サービス事業所の受入体制の充実	社会福祉課	
		⑥障がいの有無にかかわらず、共に過ごし学び合うインクルージョンの推進	学校や関係機関との連携による就労支援の実施	社会福祉課	
			障がいのある子どもや医療的ケアの必要な子どもの受入れ体制の充実	子ども未来課 学校教育課	○
			児童発達支援センターによる地域のインクルージョンの推進	子ども未来課	◎
			保育所等訪問支援事業所の数と質の充実	社会福祉課 子ども未来課	●

基本柱	基本施策	施策	取組内容	担当課	区分
Ⅳ 援助を必要とする子ども・若者とその家庭への支援体制の推進	4 家庭への障がいのある子どもや発達に支援を必要とする子どもとその	⑦子どもの最善の利益を地域で守っていく環境づくり	多機関連携（保健、医療、福祉、教育機関等）による支援体制づくり	こども未来課 福祉総合相談室 学校教育課 健康増進課	
			ホームページや広報紙等による情報配信やリーフレットの配布等による啓発	こども未来課 福祉総合相談室 学校教育課 健康増進課	
			地域ボランティアの育成や団体支援の促進	こども未来課 社会福祉課 学校教育課 健康増進課	
			差別的取扱いの禁止や合理的配慮の推進	こども未来課 社会福祉課 学校教育課 健康増進課	
			福祉サービスや地域生活支援事業の利用促進	こども未来課 社会福祉課 学校教育課 健康増進課	
			スポーツやレクリエーションへの参加促進	こども未来課 社会福祉課 学校教育課 健康増進課 スポーツ交流課	
	5 若者や不登校、ヤングケアラー、ひきこもり等社会的自立に困難を有する子ども・若者とその家庭への支援	①ヤングケアラー等の啓発の推進	出前講座、ホームページや子ども・若者とのワークショップでの啓発	こども未来課 福祉総合相談室 学校教育課 健康増進課 長寿福祉課	●
			支援の必要な子ども・若者の社会的自立への支援	こども未来課 福祉総合相談室 学校教育課 健康増進課	●
		②困難を有する子ども・若者の社会的自立への支援	家庭支援事業の推進	こども未来課 健康増進課	◎
			ケアを必要とする方へケアを提供するための部局間の連携	こども未来課 福祉総合相談室 健康増進課 長寿福祉課 学校教育課 建築住宅課	●
		③情報提供、相談体制の充実及び分野を超えた支援機関の連携強化	分野横断的な相談支援の実施	こども未来課 福祉総合相談室 健康増進課 長寿福祉課 窓口サービス課 学校教育課 建築住宅課 産業政策課 税務課	●
			相談支援に携わる専門職の人材育成	こども未来課 福祉総合相談室 健康増進課 長寿福祉課 窓口サービス課 学校教育課	●

4 進捗を測るための指標

本計画の計画期間である令和7年度から令和11年度までの5年間に、基本理念・基本目標をどれだけ達成できたかを評価するため、令和5年度に実施したアンケートやニーズ調査の結果を踏まえ、5年後に達成すべき目標値を設定します。

基本目標1 こどもの権利を尊重し、最善の利益を図ります

指標	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
① 「こどもの権利を聞いたこともあり、内容も知っている」と答えたこども・若者の割合	9.2%	50.0%
② 「こどもの権利を聞いたこともあり、内容も知っている」と答えた保護者の割合	17.6%	80.0%

基本目標2 未来へ続く子育て・教育環境を整備します

指標	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
① 子育てのしやすさ	3.6 (5段階評価)	4.0 (5段階評価)
② 教育環境はよいと思うか	3.6 (5段階評価)	4.0 (5段階評価)
③ 学校に行くのが楽しいと思う小中学生の割合	89.0% (令和4年度)	100.0%

**基本目標3 こども・若者一人一人が幸福を実感〔ウェルビーイング〕
できるようにします**

指標	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
① 自分が幸せだと思うかに「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した、こども・若者(15～39歳)の割合	87.7%	100.0%
② 自分らしく居られる居場所があるかに「ある」「どちらかといえばある」と回答した、こども・若者(15～39歳)の割合	93.0%	100.0%

第5章

子ども・子育て支援事業計画 (第3期)

市子ども・子育て支援事業計画（第3期）について

子ども・子育て支援法第61条で定める市子ども・子育て支援事業計画について、計画期間を令和7年度から令和11年度までとする第3期の計画を、このたび策定する市こども計画と一体的に策定しました。

令和4年児童福祉法改正や令和6年子ども・子育て支援法改正により、新たな地域子ども・子育て支援事業や乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、市子ども・子育て支援事業計画（第3期）に新たに盛り込み、今後5年間のこどもの人口推計や市こども・子育て支援に関するニーズ調査などを踏まえながら、量の見込みや提供体制の確保などを行います。

■ 教育・保育

就学前のこどもの教育・保育の量の見込みや提供体制の確保の内容などを定めます。

■ 地域子ども・子育て支援事業

関係法令の改正により新たに定められた事業を盛り込み、量の見込みや提供体制の確保の内容などを定めます。

■ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

令和8年度からの量の見込みや提供体制の確保の内容などを定めます。

■ その他

教育・保育等の円滑な利用や質の向上に係る取組みなど、子ども・子育て支援法第61条第3項に定める事項については、市こども計画で定めます。

【参考】

4月1日時点 の年齢別人口	(実数)	(推計)				
	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳	520	510	502	492	483	475
1歳	573	536	526	518	508	498
2歳	583	575	538	528	520	510
3歳（年少）	613	584	576	539	529	521
4歳（年中）	587	612	583	575	538	528
5歳（年長）	645	589	614	585	577	540
6歳（小1）	631	639	583	608	579	571
9歳（小4）	703	655	662	634	642	586
12歳（中1）	686	692	667	715	666	673

- ・0歳児の推計…子ども女性比による

$(n\text{年の}0\text{歳} \div n\text{年の}15\text{--}49\text{歳女性}) \times \text{推計値を求める年の}15\text{--}49\text{歳女性数} = \text{推計値を求める年の}0\text{歳児数}$

- ・1歳以上の推計…コーホート変化率による

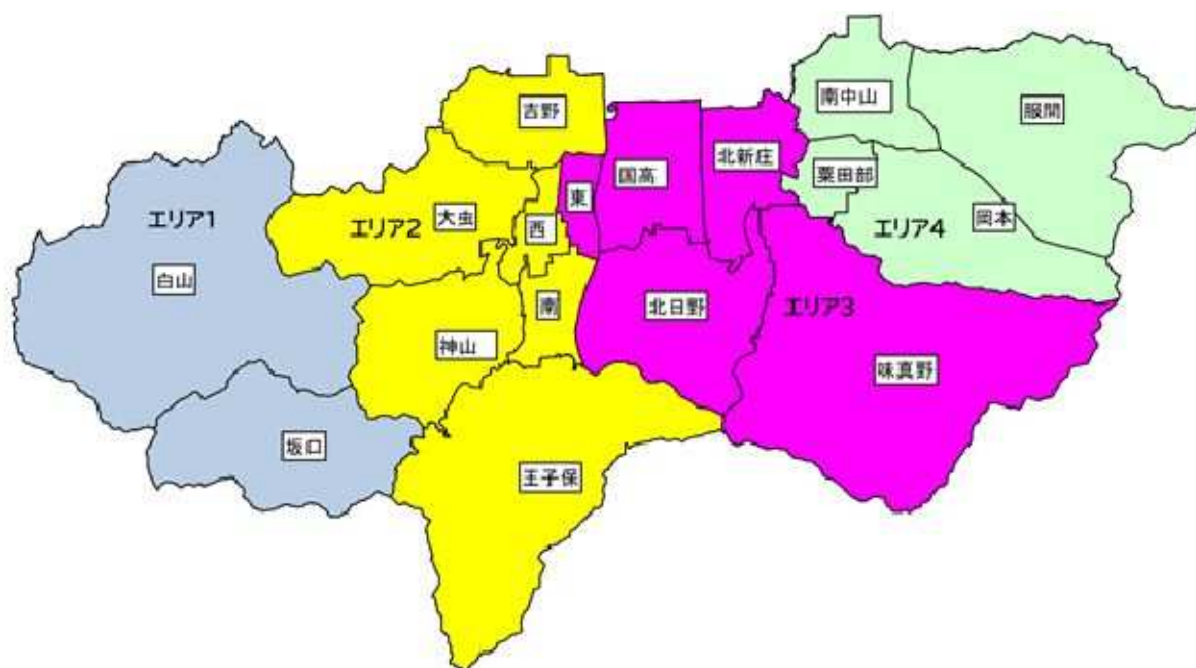
$\{(n+1\text{年の}1\text{歳児} \div n\text{年の}0\text{歳児}) \text{の}5\text{年間の平均値}\} \times \text{基準年（今回はR6）の}m\text{歳児} = \text{翌年の}m+1\text{歳の人口}$

1 就学前の教育・保育の提供

(1) 区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定に基づき、各年度における教育・保育の量の見込みと実施しようとする教育・保育の提供内容、その実施時期を定める単位となる区域を設定します。

第1期及び第2期事業計画と同様に、第3期事業計画においても、提供区域を、市全域及び市全体を4つに区分したエリアとします。ただし、第3期計画では、4つのエリアの区分を一部変更し、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況や施設の整備状況などを総合的に勘案し、新たな区分にて4つのエリアを設定します。



令和6年4月1日現在

区域	地区名	0～5歳人口	就学前教育・保育施設数				
			幼稚園	認定こども園	保育所	地域型保育事業	企業主導型保育事業
エリア1	坂口、白山	40	1（休園）	1			
エリア2	西、南、神山、吉野、大虫、王子保	1,815	4	7	3	1	
エリア3	東、国高、北新庄、北日野、味真野	1,290	2	7	1	1	1
エリア4	栗田部、岡本、南中山、服間	376		4			

（２）就学前の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

待機児童対策が求められた第２期事業計画期間中に、認定こども園への移行や地域型保育事業の新設といった施設整備や、積極的な保育士確保対策を進め、令和２年度以降、待機児童ゼロを継続してきました。

越前市は従来から共働き家庭が多く、保育需要が高い状況が続いていますが、令和５年度に実施したこども・子育て支援に関するニーズ調査では、就学前のこどもがいたる家庭のフルタイムでの就労率が前回調査よりもさらに増加しました。このため、さらなる保育需要の高まりに対応する必要があります。

しかし、一方で、保育人材の確保が困難な状況が続いており、保育の提供体制の確保を積極的に進める上での大きな課題となっています。

教育・保育の量の見込みについて、保育を必要とする共働き家庭には、幼稚園（又は認定こども園１号認定）の利用者もいますが、幼児期の学校教育を強く希望するため保育を利用しないという家庭は少ないことから、幼稚園における長時間・通年の預かり保育は、教育・保育の確保方策（確保の内容）に含めないこととし、地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業（預かり保育）にて提供体制を整備することとします。

また、３号認定の１歳児と２歳児について、第１期及び第２期事業計画ではまとめて見込んでいました。しかしながら、近年の育児休業の取得状況や保育所等への入所申込の状況などをみると、１歳児と２歳児に差異がみられることから、第３期事業計画では１歳児と２歳児を分けて見込みます。

認定区分	内容	利用施設
１号	満３歳以上の教育を希望する就学前児童	幼稚園、認定こども園
２号	満３歳以上の保育を必要とする就学前児童	保育所、認定こども園
３号	満３歳未満の保育を必要とする就学前児童	保育所、認定こども園、地域型保育事業 ※企業主導型保育事業も含む

教育・保育の量の見込み(市全域、エリア別)

市全域																									単位:人				
量の見込み	令和7年度					令和8年度					令和9年度					令和10年度					令和11年度								
	1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定						
			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳				
※1 ①量の見込み (教育・保育ニーズ)	301	1,525	495	449	334	296	1,514	463	440	329	285	1,451	454	434	322	277	1,404	447	425	316	268	1,358	439	417	311				
※2 ※3 ②確保の内容 (利用定員数)	735	1,561	489	456	311	735	1,561	489	456	311	645	1,546	489	456	311	645	1,546	489	456	311	645	1,546	489	456	311				
②－①	434	36	△ 6	7	△ 23	439	47	26	16	△ 18	360	95	35	22	△ 11	368	142	42	31	△ 5	377	188	50	39	0				

※1 1号認定の量の見込みには満3歳(2歳児)を含む。

※2 令和7年度から令和11年度までの1号認定の②確保の内容は、坂口幼稚園(休園)を除く。ただし、坂口幼稚園の利用希望があったときは受け入れ可能。

※3 令和8年度から令和11年度までの3号認定の②確保の内容は、空き定員を利用して乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を実施する場合の定員を含む。

エリア1：白山・坂口

量の見込み	令和7年度					令和8年度					令和9年度					令和10年度					令和11年度				
	1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定		
			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳
※1 ※4 ①量の見込み (教育・保育ニーズ)	1	21	6	5	2	1	21	5	5	2	1	19	5	5	2	1	19	5	4	2	1	18	4	4	2
※2 ※3 ②確保の内容 (利用定員数※1)	3	23	7	6	4	3	23	7	6	4	3	23	7	6	4	3	23	7	6	4	3	23	7	6	4
②－①	2	2	1	1	2	2	2	2	1	2	2	4	2	1	2	2	4	2	2	2	2	5	3	2	2

※4 坂口地区の①量の見込みについては、エリア1とエリア2に分割して見込む。

エリア2：吉野・大虫・西・神山・南・王子保

量の見込み	令和7年度					令和8年度					令和9年度					令和10年度					令和11年度				
	1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定		
			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳
※1 ※4 ①量の見込み (教育・保育ニーズ)	158	796	256	233	172	155	791	240	229	168	149	757	234	226	166	145	732	232	223	163	139	709	230	218	160
※3 ②確保の内容 (利用定員数)	367	796	236	224	136	367	796	236	224	136	277	781	236	224	136	277	781	236	224	136	277	781	236	224	136
②－①	209	0	△ 20	△ 9	△ 36	212	5	△ 4	△ 5	△ 32	128	24	2	△ 2	△ 30	132	49	4	1	△ 27	138	72	6	6	△ 24

エリア3 :東・国高・北新庄・北日野・味真野

単位:人

量の見込み	令和7年度					令和8年度					令和9年度					令和10年度					令和11年度				
	1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定		
			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳
※1 ①量の見込み (教育・保育ニーズ)	113	536	175	164	126	112	531	165	161	126	108	511	164	159	123	105	494	161	155	120	103	478	157	152	118
※3 ②確保の内容 (利用定員数)	300	522	176	161	126	300	522	176	161	126	300	522	176	161	126	300	522	176	161	126	300	522	176	161	126
②-①	187	△ 14	1	△ 3	0	188	△ 9	11	0	0	192	11	12	2	3	195	28	15	6	6	197	44	19	9	8

エリア4 :栗田部・岡本・南中山・服間

単位:人

量の見込み	令和7年度					令和8年度					令和9年度					令和10年度					令和11年度				
	1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定		
			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳
※1 ①量の見込み (教育・保育ニーズ)	29	172	58	47	34	28	171	53	45	33	27	164	51	44	31	26	159	49	43	31	25	153	48	43	31
※3 ②確保の内容 (利用定員数)	65	220	70	65	45	65	220	70	65	45	65	220	70	65	45	65	220	70	65	45	65	220	70	65	45
②-①	36	48	12	18	11	37	49	17	20	12	38	56	19	21	14	39	61	21	22	14	40	67	22	22	14

【参考】 就学前児童数の見込み(各年4月1日時点)

	令和7年4月1日				令和8年4月1日				令和9年4月1日				令和10年4月1日				令和11年4月1日			
	3歳以上児	1・2歳児	0歳児	計	3歳以上児	1・2歳児	0歳児	計	3歳以上児	1・2歳児	0歳児	計	3歳以上児	1・2歳児	0歳児	計	3歳以上児	1・2歳児	0歳児	計
市全域	1,785	1,111	510	3,406	1,773	1,064	502	3,339	1,699	1,046	492	3,237	1,644	1,028	483	3,155	1,589	1,008	475	3,072
エリア1	30	15	5	50	30	15	4	49	28	15	4	47	27	14	4	45	26	13	4	43
エリア2	927	579	264	1,770	920	553	260	1,733	882	543	255	1,680	854	535	250	1,639	825	524	245	1,594
エリア3	629	399	189	1,217	625	384	188	1,197	600	377	185	1,162	578	370	181	1,129	560	363	178	1,101
エリア4	199	118	52	369	198	112	50	360	189	111	48	348	185	109	48	342	178	108	48	334

2 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条で定められた地域子ども・子育て支援事業を中心とした次の事業について、今後の利用の量の見込みを行い、事業に取り組みます。

なお、提供区域については、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業とのニーズが異なることから次のとおりとしています。

対象事業		提供区域
①	利用者支援事業	市全域
②	妊婦等包括相談支援事業	市全域
③－1	時間外保育事業（延長保育）	市全域
③－2	時間外保育事業（休日保育）	市全域
④	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区
⑤	子育て短期支援事業	市全域
⑥	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	市全域
⑦－1	養育支援訪問事業	市全域
⑦－2	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	市全域
⑧	地域子育て支援拠点事業	市全域
⑨－1	一時預かり事業	市全域
⑨－2	一時預かり事業（すみずみ子育てサポート事業）	市全域
⑩	病児保育事業	市全域
⑪	妊婦健康診査	市全域
⑫	産後ケア事業	市全域
⑬	子育て世帯訪問支援事業	市全域
⑭	児童育成支援拠点事業	市全域
⑮	親子関係形成支援事業	市全域

その他の地域子ども・子育て支援事業について

・「実費徴収に係る補足給付を行う事業」

生活保護受給世帯のこどもが教育・保育等を利用した際に事業を実施します。量の見込みは行いません。

・「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」

対象となる事業者の見込みがないため量の見込みを行いませんが、対象となる事業者が発生したときは事業を実施します。

・「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」

実施できる事業者がないため量の見込みを行いませんが、サービスを提供できる事業者があったときは事業を実施します。

①利用者支援事業

■ 事業内容

「基本型」では子育て中の家庭の身近な場所において、利用者支援専門員を配置し、教育・保育・保健や地域の子育て支援事業などの情報提供や、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

なお、「地域子育て相談機関」が、令和4年児童福祉法改正により利用者支援事業（基本型）を細分化し創設されました。従来の利用者支援事業（基本型）を「基本Ⅰ型」とし、今回、追加した「地域子育て相談機関」に関する事業を「基本Ⅲ型」とします。

「基本Ⅲ型」では、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やすため、「地域子育て相談機関」を設置し、相談や助言を行うほか、必要に応じてこども家庭センターとの連絡調整、子育て支援に関する情報の提供などを行います。

また、「こども家庭センター型」では、母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象に、妊娠期から子育て期にわたる母子保健や子育て等の様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を行います。具体的には、②妊婦等包括相談支援事業と⑥乳児家庭全戸訪問事業などがあります。

■ 現在の実施状況・課題

令和6年4月から従来の「子ども・子育て総合相談室」の機能を強化し、新たに「こども家庭センター」を開設しました。しかし、子育て家庭の中には行政機関である「こども家庭センター」に直接相談することに抵抗感のある家庭もあることから、「地域子育て相談機関」により子育て家庭との接点を増やし、早期の不安解消や状況把握の機会を増やすことで、悩みの深刻化や複雑化、虐待を未然に防ぐことが重要となります。

■ 今後の方向性・目標事業量

「基本Ⅰ型」については、今後も継続して実施していきます。

「基本Ⅲ型」については、利用者が気軽に利用できるよう、「地域子育て相談機関」が近くに整備されていることが理想であるため、地域子育て支援センターや保育園等にて実施します。利用者の登録や利用状況に関する全体管理は市で行います。

また、「こども家庭センター型」については、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じて、健康維持や増進と児童福祉の包括的な支援を切れ目なく提供していきます。

○目標事業量
利用者支援事業

単位：箇所

基本型		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		3 1	3 1	3 1	3 1	3 1
確保の内容		3 1	3 1	3 1	3 1	3 1
基本Ⅰ型	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保の内容	1	1	1	1	1
地域子育て 相談機関※	量の見込み	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0
	確保の内容	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0

※利用者支援事業（基本型）の財政支援を受けていない地域子育て相談機関も含む

単位：箇所

こども家庭センター型	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1

②妊婦等包括相談支援事業

■ 事業内容

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

■ 現在の実施状況・課題

出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月アンケートを実施し、希望者に対して面談を実施、③乳児家庭全戸訪問時）や継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援を行っています。

核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくないことから、関係機関と連携し、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない支援を行っています。

■ 今後の方向性・目標事業量

母子保健と児童福祉が連携・協働して、これまで以上に支援を推進していきます。

○目標事業量 ()は妊娠届出数1組当たりの面談回数

単位：実回数

妊娠届出数	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	520 (3 回) 1,560 回	510 (3 回) 1,530 回	500 (3 回) 1,500 回	490 (3 回) 1,470 回	480 (3 回) 1,440 回
確保の内容	1,560 回	1,530 回	1,500 回	1,470 回	1,440 回

③－１ 時間外保育事業（延長保育）

■ 事業内容

保育認定を受けたこどもについて、保育所等で、通常の利用時間を超えた時間に保育を実施します。

■ 現在の実施状況・課題

市内全ての保育所・認定こども園・小規模保育事業所（全２５園）で延長保育を実施しています。

■ 今後の方向性・目標事業量

市内の全園での実施を継続します。

○ 目標事業量 保育標準時間・保育短時間のこどもの延長保育の見込み

単位：実人数

延長保育	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	850	850	850	850	850
確保の内容	850	850	850	850	850

③－２ 時間外保育事業（休日保育）

■ 事業内容

保育認定を受けたこどもについて、日曜・祝日に保護者が常態的に就労している場合に、日曜・祝日に保育を実施します。

■ 現在の実施状況・課題

市内１施設で実施しています。サービスを継続して提供できる体制が必要です。

■ 今後の方向性・目標事業量

休日保育の実施を継続していきます。

○ 目標事業量

単位：延人数

休日保育	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	174	174	174	174	174
確保の内容	200	200	200	200	200

④放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

■ 事業内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後や小学校の休業日に、児童館・児童センターや小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を与えることで、児童の健全育成を図ります。

■ 現在の実施状況・課題

市内では、児童館・児童センター、認定こども園、保育所などの施設にて30クラブを実施しており、低学年の児童を中心に利用しています。

フルタイムでの共働き家庭の増加や核家族化が進んでいることから、利用児童の増加が見込まれています。

■ 今後の方向性・目標事業量

事業の特性から、小学校区を提供区域としています。

確保量を超える見込みとなり定員の不足が予想される区域については、児童クラブの増設等により定員枠を確保します。

全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室等とも連携し、適正なサービスの提供に努めます。

○目標事業量

【市全域】

単位：実人数

市全域		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み		1,151	1,185	1,213	1,204	1,179
	1～3 年生	1,025	1,041	1,057	1,026	1,016
	4～6 年生	126	144	156	178	163
② 確保量		1,203	1,203	1,203	1,203	1,203
過不足数②－①		52	18	-10	-1	24

※②の確保量：令和6年4月1日時点で確定している定員

【提供区域別】 ※①の()は、量の見込みのうち4～6年生の内数

単位：実人数

東	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	51 (5)	50 (4)	51 (5)	54 (7)	53 (6)
② 確保量	45	45	45	45	45
過不足数②－①	△6	△5	△6	△9	△8

西	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	85 (9)	97 (9)	99 (9)	103 (11)	104 (14)
② 確保量	78	78	78	78	78
過不足数②－①	△7	△19	△21	△25	△26

南	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	154 (14)	155 (16)	163 (19)	162 (22)	150 (20)
② 確保量	143	143	143	143	143
過不足数②－①	△11	△12	△20	△19	△7

神山	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	35 (1)	40 (5)	44 (2)	46 (4)	47 (5)
② 確保量	45	45	45	45	45
過不足数②－①	10	5	1	△1	△2

吉野	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	163 (14)	167 (18)	166 (23)	151 (22)	145 (21)
② 確保量	114	114	114	114	114
過不足数②－①	△49	△53	△52	△37	△31

国高	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	188 (21)	187 (26)	194 (23)	201 (25)	222 (25)
② 確保量	169	169	169	169	169
過不足数②－①	△19	△18	△25	△32	△53

大虫	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	74 (9)	75 (10)	77 (12)	76 (7)	74 (8)
② 確保量	121	121	121	121	121
過不足数②－①	47	46	44	45	47

坂口	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	14 (4)	14 (6)	11 (5)	10 (10)	8 (8)
② 確保量	16	16	16	16	16
過不足数②－①	2	2	5	6	8

※地域主体の運営で、より地域に密着していることから、放課後のこどもの居場所として高学年が継続して利用している傾向。

王子保	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	60 (9)	64 (6)	67 (5)	74 (8)	77 (8)
② 確保量	73	73	73	73	73
過不足数②－①	13	9	6	△1	△4

北新庄	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	29 (5)	36 (2)	36 (3)	37 (3)	33 (4)
② 確保量	45	45	45	45	45
過不足数②－①	16	9	9	8	12

北日野	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	57 (6)	57 (7)	52 (6)	49 (6)	45 (6)
② 確保量	45	45	45	45	45
過不足数②－①	△12	△12	△7	△4	0

味真野	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	73 (6)	78 (4)	79 (9)	72 (12)	63 (9)
② 確保量	107	107	107	107	107
過不足数②－①	34	29	28	35	44

白山	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	44 (17)	39 (22)	43 (23)	41 (27)	36 (17)
② 確保量	44	44	44	44	44
過不足数②－①	0	5	1	3	8

※地域主体の運営で、より地域に密着していることから、放課後のこどもの居場所として高学年が継続して利用している傾向。

花筐	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	51 (2)	53 (4)	52 (5)	50 (7)	46 (6)
② 確保量	55	55	55	55	55
過不足数②－①	4	2	3	5	9

岡本	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	27 (2)	28 (2)	27 (2)	29 (2)	29 (3)
② 確保量	45	45	45	45	45
過不足数②－①	18	17	18	16	16

南中山	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	35 (2)	33 (3)	38 (4)	33 (4)	33 (3)
② 確保量	34	34	34	34	34
過不足数②－①	△1	1	△4	1	1

服間	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	11 (0)	12 (0)	14 (1)	16 (1)	14 (0)
② 確保量	24	24	24	24	24
過不足数②－①	13	12	10	8	14

⑤子育て短期支援事業

■ 事業内容

保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもを、児童養護施設等で預かり、一時的に養育する事業です。

■ 現在の実施状況・課題

ショートステイ事業は原則7日間以内（宿泊可）、トワイライトステイ事業は午後5時から9時ごろまで、こどもを預けることができます。

児童養護施設一陽、福井県済生会乳児院（3歳未満児のみ対象）に委託し実施しています。令和4年度からは、里親ショートステイ制度を導入し、利用者が預け先として施設または里親宅のどちらかを選択できるようになりました。

■ 今後の方向性・目標事業量

他のサービスとの調整を図り、相談に応じた中で、家族間の調整しながら対応していきます。実施事業所については現状の2施設を、里親宅は20箇所を確保することとします。

○目標事業量

単位：延べ数（人日）

ショートステイ事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	60	60	60	60	60
確保の内容	60	60	60	60	60

○目標事業量

単位：延べ数（人日）

トワイライトステイ事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保の内容	5	5	5	5	5

⑥乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

■ 事業内容

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境との把握を行います。

■ 現在の実施状況・課題

乳児のいる家庭を保健師や助産師等が訪問し、保健指導や相談を中心に、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等も行っています。

なお、入院中や連絡がとれず訪問できなかった家庭は、5か月児セミナーや乳児健診等において健康状況を把握しています。

また、養育支援の必要な家庭については、妊娠届時の面接により早期発見し、関係機関と連携し、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない支援を行っています。

■ 今後の方向性・目標事業量

乳児家庭への訪問率は、毎年全数把握に近づけるよう努めます。

訪問できなかった家庭については、セミナーや電話等で保護者との面接に努めます。また、1か月・4か月健診結果等で全員の健康状態の把握を行っていきます。

さらに、要保護児童対策として、支援の必要な家庭の早期発見・早期支援を関係機関とこれまで以上に連携し推進していきます。

○目標事業量 訪問実施件数／乳児の数（訪問率）

単位：実人数

訪問実施件数	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	502／510 (98.5%)	496／502 (98.8%)	488／492 (99.1%)	480／483 (99.4%)	474／475 (99.7%)
確保の内容	510	502	492	483	475

⑦－１ 養育支援訪問事業

■ 事業内容

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を目指します。

■ 現在の実施状況・課題

現在、相談件数の増加や事例の多様化・重篤化により、妊娠期からの切れ目ない支援体制の更なる強化と充実が求められています。養育支援が必要な家庭については、母子保健と児童福祉が密に連携しながら個別に家庭訪問するなどし、指導・助言を実施しています。

■ 今後の方向性・目標事業量

こどもや家庭への適切な支援が行われるよう、こども家庭センターが調整機関となり、支援の充実を図っていきます。

○目標事業量

単位：延件数

養育支援の必要な家庭 への訪問指導件数	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	260	260	260	260	260
確保の内容	260	260	260	260	260

⑦－２子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

■ 事業内容

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関の連携強化を図る取組みを実施します。

■ 現在の実施状況・課題

要保護、要支援児童の早期発見、早期対応及びその家庭への支援等について、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携強化や情報共有、援助方針等を検討し、支援を行っています。また、支援方針については、児童相談アドバイザーから助言、指導を受け、支援方法を検討しています。

■ 今後の方向性・目標事業量

今後も、要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携を図りながら対応していきます。

○目標事業量

単位：実件数

要保護児童対策地域協議会 における新規相談件数	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	80	80	80	80	80
確保の内容	80	80	80	80	80

⑧地域子育て支援拠点事業

■ 事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行います。

■ 現在の実施状況・課題

市内5箇所の施設にて地域子育て支援センターとして事業を実施しています。親子が気軽に過ごせる身近な場所であり、保護者同士の交流や子育て相談ができる場として、子育て広場、交流活動、子育て相談、子育て講座、ボランティア育成支援などを日常的に行っています。うち1箇所は土日祝日も開所しており、多くの親子が利用しています。

一方で、地域子育て支援センターに来ることができない人への対応が課題となっています。情報発信を工夫するなど啓発していく必要があります。また、子育て相談が気軽にできるよう職員の質の向上に努める必要があります。

■ 今後の方向性・目標事業量

今後も5箇所での実施を継続しながら利用促進を図ります。また、気がかりな家庭については、事業者と市が連携して切れ目のない支援ができるよう体制を整えていきます。

○目標事業量

単位：延人数

地域子育て 支援拠点事業	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000
確保の内容 (実施箇所)	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所

⑨－１ 一時預かり事業

■ 事業内容

在宅で子育てをしている世帯の乳幼児について、保育所・認定こども園・小規模保育事業所・幼稚園において、その開所時間中に一時的に預かり、保育を行います。

また、私立の幼稚園や公私立の認定こども園では、１号認定の在園児について、教育時間以降や夏休み等の長期休業中の預かり保育を行います。

■ 現在の実施状況・課題

私立幼稚園や市内全ての保育所・認定こども園・小規模保育事業所で実施しています。しかし、保育士等の確保が難しく、受入れができない場合があります。

■ 今後の方向性・目標事業量

安心して家庭で保育ができるように、適正な利用を促すとともに、受入体制を確保していきます。

○ 目標事業量

単位：延人数

一時預かり ※1	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	3,380	3,380	3,380	3,380	3,380
うち保育所等 ※2	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
うち幼稚園	880	880	880	880	880
確保の内容	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
うち保育所等 ※2	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
うち幼稚園	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100

※1 非在園児の一時預かりについて、専従者を配置する一般型、空き定員を活用して実施する余裕活用型の合計の見込み

※2 保育所・認定こども園・小規模保育事業所にて実施する事業の合計

単位：延人数

預かり保育 ※3	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	2,850	2,850	2,900	2,900	2,900
うち認定こども園	750	750	800	800	800
うち幼稚園	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
確保の内容	10,240	10,240	10,440	10,440	10,440
うち認定こども園	3,640	3,640	3,840	3,840	3,840
うち幼稚園	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600

※3 幼稚園や認定こども園に在籍する１号認定児の預かり保育

⑨－２一時預かり事業（すみずみ子育てサポート事業）

■ 事業内容

在宅で子育てをしている世帯などについて、保護者の通院、就職活動、冠婚葬祭等の理由で、家庭で一時的に未就学児等の保育ができない場合に、認可外保育施設などにおいて一時預かりや生活支援のサービスを実施しています。

未就学児や放課後児童クラブを利用できない小学校３年生までのこどもの一時預かり、保育所・認定こども園・幼稚園等への送迎、妊産婦（初産）家庭の生活支援等を行っています。

■ 現在の実施状況・課題

市内３箇所の認可外保育施設にて一時預かりを実施しており、市ではすみずみ子育てサポート事業として利用料の助成を行っています。

認可外保育施設が行う一時預かりは、保育所等に入園できないこどもの受け皿としてニーズが高い状況が続いています。

現在、市内３箇所と市外１箇所、県が実施する居宅訪問型一時預かり（ふく育さん）が利用料助成の対象となっていますが、ニーズの高まりによって対応を検討する必要があります。

■ 今後の方向性・目標事業量

家庭で保育を行う中で支援を必要とした場合に加え、保育所等に入園できないこどもの重要な受け皿にもなっていることから、今後も継続して実施していきます。

○ 目標事業量

単位：延人数

すみずみ子育てサポート 事業（一時預かり） 利用者	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
確保の内容	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200

⑩ 病児保育事業

■ 事業内容

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

■ 現在の実施状況・課題

市内では、病児・病後児保育施設「ままのて」にて、また、市外では、鯖江市、福井市、越前町の施設において実施しています。こどもの病気や病気回復期に保護者が仕事などの理由で看護できない時に、概ね生後2か月から小学6年生までのこどもを預かっています。

感染症が複数流行する時期においては、二次感染防止のため、受入数の制限が発生することがあります。

■ 今後の方向性・目標事業量

それぞれの家庭の状況に応じて、利用しやすい施設でサービスを受けられるよう、市内施設及び他市町と連携しながら受入体制を調整していきます。

○ 目標事業量

単位：延人数

病児保育事業	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	480	490	500	500	500
確保の内容	480	490	500	500	500

⑪ 妊婦健康診査

■ 事業内容

妊婦と胎児の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する定期健康診査として、母児の健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

■ 現在の実施状況・課題

妊婦の健康や胎児の成長を確認するために、定期的に健康診査を受けるよう推進しています。

標準的な14回の妊婦健康診査及び妊娠初期血液検査や子宮頸がん検診、性器クラミジア検査なども公費助成を行っています。

■ 今後の方向性・目標事業量

妊娠届出を早期に行うよう促し、妊娠週数に応じた受診の勧奨を行うとともに、妊婦への早産予防等の保健指導や啓発を行っていきます。

受診回数は、概ね11回台で推移するものと思われます。

○目標事業量 ()は一人当たりの医療機関受診回数

単位：人

母子手帳 交付者数	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	520 (11.6 回) 6,032 回	510 (11.7 回) 5,967 回	500 (11.7 回) 5,850 回	490 (11.8 回) 5,782 回	480 (11.8 回) 5,664 回
確保の内容	520 (14 回) 7,280 回	510 (14 回) 7,140 回	500 (14 回) 7,000 回	490 (14 回) 6,860 回	480 (14 回) 6,720 回

⑫産後ケア事業

■ 事業内容

産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、産婦自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。

■ 現在の実施状況・課題

産婦の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、産婦の話を傾聴する等の心理的支援、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導、家庭等の身近な支援者との関係調整、地域で育児をしていく上で必要な社会資源の紹介等を行っています。助産所や産科医療機関での宿泊型、通所型の利用を通じて行っています。

核家族等により援助が受けられない、心身の不調や育児不安等により、孤立感や不安感を抱く子育て家庭も少なくありません。

■ 今後の方向性・目標事業量

妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、こども家庭センターその他の関係機関との必要な連絡調整、他の母子保健・児童福祉に関する事業等との連携を図ることにより、母子とその家族に対する支援を一体的に実施していきます。

○目標事業量

単位：人日

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	68	67	66	64	64
確保の内容	68	71	72	74	76
A 推計産婦数	510	502	492	480	475
B 全産婦数	564	564	564	564	564
C 利用見込み産婦数	30	30	30	30	30
D 平均利用日数	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5

【量の見込み（人日）】＝

$$[A \text{ 推計産婦数 (人)}] \times \frac{[C \text{ 利用見込み産婦数 (人)}]}{[B \text{ 全産婦数}]} \times [D \text{ 平均利用日数 (日)}]$$

A 推計産婦数……………5か年計画に記載した各年の産婦数のデータ

B 全産婦数……………利用見込み産婦数算出時点の産婦数

C 利用見込み産婦数…事業の利用実績データをもとに求めた産婦数

D 平均利用日数……………1人当たりの利用が必要と思われる日

⑬子育て世帯訪問支援事業

■ 事業内容

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を実施します。

■ 現在の実施状況・課題

令和7年度より開始します。

■ 今後の方向性・目標事業量

それぞれの家庭の状況に応じて、家庭生活や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐよう努めます。

○目標事業量

単位：人日

子育て世帯 訪問支援事業	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	500	500	490	480	470
確保量	500	500	490	480	470

$$\begin{aligned} & \text{【量の見込み（人日）】} = \\ & \text{【A 推計児童数（人）】} \times \frac{\text{【C 対象世帯数（世帯）】}}{\text{【B 全児童数（人）】}} \times \text{【D 平均利用日数（日）】} \end{aligned}$$

⑭児童育成支援拠点事業

■ 事業内容

家庭環境に課題を抱える児童や、家庭のみならず学校にも居場所のない児童に居場所を提供し、生活習慣の形成、学習支援、食事や課外活動の提供、保護者への情報提供、相談および送迎支援などを実施します。

■ 現在の実施状況・課題

令和7年度より開始します。3箇所の拠点を設け、市内事業者3者が連携して実施します。

■ 今後の方向性・目標事業量

こどもに安心できる場所を提供するとともに、様々な支援を通じて虐待の防止とこどもの社会性や自己肯定感を育むよう努めます。

○目標事業量

単位：人

児童育成支援 拠点事業	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	20	20	20	20	20
確保量	20	20	20	20	20

⑮親子関係形成支援事業

■ 事業内容

こどもとの関わり方を学ぶ講座を開催し、同じ悩みを抱える保護者同士が交流できる場も提供することで、深刻な虐待事案に至る前に親子の適切な関係性の構築を図ります。

■ 現在の実施状況・課題

令和7年度より開始します。

■ 今後の方向性・目標事業量

親の育児不安を軽減し、こどもの健全な成長を促進するよう努めます。

○目標事業量

単位：人

親子関係形成 支援事業	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	20	20	20	20	20
確保量	20	20	20	20	20

3 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

■ 事業内容

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的に、在宅で子育てをする世帯のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で保育を利用できる事業です。

令和7年度に地域子ども・子育て支援事業として自治体の判断で実施し、令和8年度からは法律に基づく新たな給付制度として全ての自治体で実施します。

こども誰でも通園制度の利用ができる施設は、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、認可外保育施設などのうち、実施施設として市が認可した事業所となります。

対象となるのは、0歳6か月以上満3歳未満で、市に申請し「乳児等支援給付認定」を受けたこどもです。制度を利用する際は認定を受けたこどもの保護者が実施施設に直接申し込みます。

■ 量の見込みと提供体制の確保

本市では、令和7年度は、地域子ども・子育て支援事業による事業は実施せず令和8年度開始に向けた準備を行います。令和8年度から「乳児等のための支援給付」として開始します。

令和5年度のこども・子育て支援に関するニーズ調査では、保育所等に入所していない世帯から、こども誰でも通園制度の利用希望がありました。

しかし、市内の保育事業者の多くは、保育者の確保が困難な状況が続く中でこども誰でも通園制度の実施が難しいと感じており、市では保育士等の有資格者の配置が求められる一般型での実施は困難な状況となっています。このため、空き定員を利用する余裕活用型での実施により提供体制の整備を進めながら、今後の状況に応じて一般型の開設を検討していきます。

第3期事業計画期間における提供区域は市全域としますが、今後の状況を見ながら、教育・保育の提供エリアごとの提供体制の確保など、体制について検討を進めます。

在宅で子育てをする世帯のこどもも、こどもの育ちに適した人的、物的、空間的環境の中で、家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会が得られるよう、提供体制の確保に努めます。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込み

		令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実人数	実人数	実人数	実人数	実人数
就学前児童数	0歳児	—	502	492	483	475
	1歳児	—	526	518	508	498
	2歳児	—	538	528	520	510
	合計	—	1,566	1,538	1,511	1,483
		実人数	実人数	実人数	実人数	実人数
未対象園児数の	0歳児 (6か月以上)	—	57	56	55	54
	1歳児	—	134	132	130	127
	2歳児	—	54	53	52	51
	合計	—	245	241	237	232
		人/月	人/月	人/月	人/月	人/月
(必要定員数)	0歳児 (6か月以上)	—	4	4	4	4
	1歳児	—	8	8	8	8
	2歳児	—	4	4	3	3
	合計	—	16	16	15	15
		時間/月	時間/月	時間/月	時間/月	時間/月
(必要時間数)	0歳児 (6か月以上)	—	570	560	550	540
	1歳児	—	1,340	1,320	1,300	1,270
	2歳児	—	540	530	520	510
	合計	—	2,450	2,410	2,370	2,320
		人/月	人/月	人/月	人/月	人/月
(利 整 用 備 定 員 数)	0歳児 (6か月以上)	—	0	0	0	1
	1歳児	—	6	6	6	8
	2歳児	—	5	5	5	5
	合計	—	11	11	11	14
		時間/月	時間/月	時間/月	時間/月	時間/月
(受 整 入 備 時 間 数)	0歳児 (6か月以上)	—	0	0	0	176
	1歳児	—	1,056	1,056	1,056	1,408
	2歳児	—	880	880	880	880
	合計	—	1,936	1,936	1,936	2,464

(注) 「必要定員数」及び「利用定員数」について

各年度4月1日時点の対象年齢ごとの定員数を、次の算式により算出

<基本的な算出式> (小数点以下切り上げ)

(対象年齢(※1)の未就園児数 × 月一定時間(※2)) ÷ 定員一人1月当たりの受入れ可能時間数(※3)

(※1) 0歳6か月から満3歳未満とする

(※2) 月一定時間は、月10時間とする

(※3) 月176時間(8時間×22日)を基本とする

第 6 章

計画の推進

次の項目を基本に、こどもを含めた市民が参画できる体制により、本計画を推進していきます。

(1) 本計画は、国や県、近隣市町との連携はもちろん、こどもを含めた市民と各関係機関の参加を図り、行政の持つ様々なノウハウを市民団体等と共有し、協働による総合的な施策の実現を推進していきます。

(2) 本計画の実現に向けて、こども・若者、家庭の要望や地域環境の変化により、見直しをしていく必要があります。

このため、事業が効果的に実施されるよう、市子ども・子育て会議において、年度ごとに計画の実施状況を点検し、評価します。

また、評価に伴い、施策の充実や見直しを行い、関係部局と連携して事業が効果的に実施されるよう配慮します。

計画の終期には、第4章「4 進捗を測るための指標」で定める成果指標に基づき、計画の達成度を評価します。

(3) 本計画は、こどもを含めた市民をはじめ地域や関係団体など社会全体が連携して、こどもの育ちや家庭に理解と関心を持ち、こどもまんなか社会を実現していくとするものです。

このため、計画の内容を広くこどもを含めた市民に理解してもらうために、こども・若者向けのワークショップ、市の広報やホームページをはじめ、あらゆる機会をとらえて、計画の周知を図っていきます。



資料

越前市こどもの幸福条例

令和7年3月19日

条例第6号

越前市子ども条例（平成24年越前市条例第8号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本理念（第3条）

第3章 協働及び役割（第4条—第11条）

第4章 私たちの取組（第12条—第18条）

第5章 こどもからの相談（第19条）

第6章 条例の周知及び計画の策定等（第20条・第21条）

附則

全てのこどもは、生まれながらにして、それぞれが一人の人間としてかけがえのない存在であり、個人としての権利があります。

こどもは、ありのままの自分を素直に認めて受け入れ、自分のすべきことについて自分で決定し、意見を表明し、様々な活動に参加し、社会の一員として成長します。

こどもは、大人に成長していく過程で、個性と多様性が認められ、ありのままの自分であることを大切にされたいと願っています。

私たちは、こどもが生まれた時から持っている人間らしく生きる権利が侵されたり、こどもの健やかな成長が妨げられたりすることがあってはならないことを確信し、こどもが将来にわたって幸せを実感できるよう支援に取り組みます。

こどもは、このようなこどもの権利が保障された安心な環境の中で、自己を表して一歩ずつ確実に未来へと歩みを進めます。

私たちは、児童の権利に関する条約の精神及びこども基本法の理念を確認し、全てのこどもが幸せを実感できる社会を実現するために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、基本理念及び私たちの取組の基本となる事項を定め、家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者、市民及び市がこどもが権利の主体であることを尊重し、協働して私たちの取組を実行することを通して、将来にわたり全てのこどもが、ありのままの自分を認めて受け入れ、自分らしく、自らが思う幸せを実感できることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において「こども」とは、市内に住み、勤め、又は通学、通園若しくは通所を

する者であって、心と身体の成長の過程にあるものをいいます。

- 2 この条例において「家庭」とは、家族の形に関係なく子どもが生まれ育つ所をいいます。
- 3 この条例において「学校等」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校その他これらと同じような教育を行う機関並びに保育所及び認定こども園をいいます。
- 4 この条例において「地域自治組織」とは、自治振興会及び町内会をいいます。
- 5 この条例において「市民活動組織」とは、市民が住みよいまちづくりを目指し、自主的に市民のために活動する組織をいいます。
- 6 この条例において「児童福祉施設」とは、保育所、認定こども園、児童養護施設、障がい児を支援する施設、児童館その他児童福祉を増進する施設をいいます。
- 7 この条例において「事業者」とは、市内において事業又は社会活動を行うものをいいます。
- 8 この条例において「市民」とは、市内に住み、勤め、通学し、又は通所する者をいい、「大人」とは、子どもを除いた市民をいいます。
- 9 この条例において「私たちの取組」とは、子どもが健やかに成長し幸せを実感できるよう家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者、市民及び市が、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和4年法律第77号）の理念を踏まえ、その課題を共有して子どもにとって一番よいことを第一に考え実施すべき主な取組をいいます。

第2章 基本理念

（基本理念）

第3条 市及び市民は、日本国憲法の精神に従い定められた児童憲章及びこども基本法の理念にのっとり、子どもが権利を持った主体であることを確認し、次の子どもの権利を特に大切なものとしていきます。

- (1) 基本的人権が守られ、差別されない権利
- (2) 大事に育てられ、愛され、保護され、平等に教育を受けられる権利
- (3) 自分の意見を表明でき、様々な活動に参画できる権利
- (4) 自分の意見が尊重され、一番よいことを第一に考えてもらえる権利

第3章 協働及び役割

（協働）

第4条 家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者、市民及び市は、対等な立場で、この条例の目的を共有し、子どもの権利が将来にわたって保障されることを目指すとともに、子どもにとって一番よいことを第一に考え私たちの取組を進めます。

（家庭の役割）

第5条 家庭は、子どもの人格を形成し、基本的な生活習慣を養う機能を持っています。

- 2 家庭には、子どもを育てる最も大切な責任があります。

（学校等の役割）

第6条 学校等は、教育を通して、子どもが確かな学力や豊かな心、健やかな体などの生きる力を育むよう努め、一人一人の子どもが夢をもって将来を考える力を持てるよう支えます。

- 2 学校等は、一人一人の個性を尊重するとともに、お互いの権利を尊重し合う気持ちを育て、

個々の状況に応じ、心身ともにたくましく生きるこどもを育てるよう努めます。

- 3 学校等は、地域の一員としてのこどもの意識及び実践力を育てるために、地域に開かれた学校等として地域の特色を生かした活動を展開するよう努めます。

(地域自治組織及び市民活動組織の役割)

- 第7条 地域自治組織及び市民活動組織は、地域の施設、人材等を十分かつ効果的に活用し、こどもの居場所づくりを進めるよう努めます。

- 2 地域自治組織及び市民活動組織は、地域の人材を活用し、世代を超えた交流等を図りながらこどもを育てる活動を展開するよう努めます。

- 3 地域自治組織及び市民活動組織は、地域住民の積極的な参加を促すことによりこどもにとって安全で安心な環境づくりに努めます。

(児童福祉施設の役割)

- 第8条 児童福祉施設は、こどもの福祉を増進するとともに、地域における子育て支援の拠点施設としての役割を担うよう努めます。

- 2 児童福祉施設は、こどもの立場を大切にした多様な福祉サービスを総合的に提供するよう努めます。

(事業者の役割)

- 第9条 事業者は、その事業者が雇用している者がこどもとの関わりを深めることができるよう配慮に努めます。

- 2 事業者は、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、市等が行う子育て支援に関する活動に協力するよう努めます。

(大人の役割)

- 第10条 大人は、こどもの権利を尊重し、こどもにとって一番よいことを第一に考え、こどもが社会の一員であることを認め、日常の触れ合いを通じて、こどもとの豊かな人間関係を作ることができるよう努めます。

- 2 大人は、こどもが表明する意見をこどもの年齢及び発達の程度に応じて十分に考慮するよう努めます。

- 3 大人は、子育てを地域全体で担わなければならない課題として共有し、こどもから信頼されるよう努めます。

(市の責務と役割)

- 第11条 市は、こどもの権利を保障するため、こどもに関する施策を総合的に行います。

- 2 市は、この条例の目的を達成するため、家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者及び市民の協働について調整を図り、私たちの取組を総合的かつ計画的に進めます。

第4章 私たちの取組

(こどもの社会参加の促進)

- 第12条 こどもの社会参加の促進に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) こどもの心と身体の成長の過程に応じたこどもの心を豊かにする社会的活動の支援
- (2) こどもが自らの意見、考えや思いを表明し、参画する機会の創出

- (3) こどもとともに考えながら、こどもの自己実現を応援する機会の創出
(家庭への支援)

第13条 家庭への支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) 仕事と子育てとの両立を図る家庭への支援の充実
(2) 個々の家庭の実情に応じた支援の充実
(親とこどもの健康増進のための支援)

第14条 親とこどもの健康増進のための支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) 妊産婦及び乳幼児への切れ目ない支援体制の充実
(2) 親とこどもの心と身体健康づくりに関する取組の充実
(援助を必要とするこどもへの支援)

第15条 援助を必要とするこどもへの支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) 児童虐待の早期発見及び早期対応並びに虐待を受けたこどもへの支援の充実
(2) 障がいのあるこどもの学校等での生活、仕事及び日常生活に関する継続的かつ総合的な支援
(3) ひとり親家庭の生活の安定に関する継続的かつ総合的な支援
(4) 外国語を母語とするこどもが充実した学校等での生活を送ることができるための継続的かつ総合的な支援
(5) 不登校又はひきこもりの状態にあるこども、いじめを受けているこども及びヤングケアラー等についての継続的かつ総合的な支援
(教育・保育の充実)

第16条 教育・保育の充実に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) こどもの確かな学力、豊かな心、健康及び体力を基礎とする生きる力を育てる教育・保育の充実
(2) こども自身が夢を持って将来の可能性を開くことができるよう、自ら遊びかつ学ぶことができる教育・保育の推進
(3) 子育てに伴う喜びを実感し、こどもの成長と一緒に喜び合える教育・保育の推進
(安全で安心な環境づくり)

第17条 安全で安心な環境づくりに関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) 地域全体でこどもを見守り育てる環境づくりの推進
(2) こどもへの虐待、養育放棄、いじめ等を未然に防ぐための対策の強化
(地域における支援)

第18条 地域における支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) 地域の人材を生かしたこどもの社会性を育てる仕組みづくり
(2) 地域において、こどもが安心して過ごし、自分らしく居られる多様な居場所づくりの推進
第5章 こどもからの相談
(こどもからの相談)

第19条 市及び市民は、こどもからの相談にしっかりと耳を傾け、相談内容に応じて関係機関につなげ、必要な支援を図っていきます。

- 2 市は、こどもが身近な場所で家族や友達、先生、地域の大人等との関係を作りながら、困りごとや不安に感じていることを気軽に話すことができるよう、多様な相談の場づくりを進めます。

第6章 条例の周知及び計画の策定等

(条例の周知)

- 第20条 市は、この条例の理念及び内容を一人でも多くの人に理解してもらい、私たちの取組をより進めるための活動を行います。

(こどもに関する計画の策定等)

- 第21条 市は、こどもに関する計画を立てるとき及び実施するときは、この条例の理念に従うとともに、こどもをはじめとした市民の意見が十分に反映されるよう努めます。

- 2 市は、こどもに関する計画の目的を達成するため、必要に応じてその計画を見直します。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

計画策定の経過

日 程	行 事 等	内 容
令和5年10月6日	庁内ワーキング会議	計画策定の趣旨、概要説明 ニーズ調査（案）項目協議
11月20日	子ども・子育て会議	ニーズ調査の調査項目の検討
令和6年3月25日	子ども・子育て会議	ニーズ調査の進捗状況報告
5月29日	庁内ワーキング会議	ニーズ調査結果報告 ワークショップの開催について
5月31日	子ども・子育て会議	委嘱状交付 計画策定の趣旨、概要説明 ニーズ調査の結果報告
6月27日～ 7月25日	市内高校・大学でのワーク ショップ	こども計画にこども・若者の意見を反映さ せるための意見交換
6月28日	庁内ワーキング会議	ワークショップ前の打合せ こども計画の基本理念と体系図（案）検討
7月16日	庁内ワーキング会議	こども計画の基本柱、基本施策（案）検討
8月7日	子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画（第2期）の 変更協議 市内高校・大学でのワークショップの結果 報告 基本柱、基本施策検討
8月28日	庁内ワーキング会議	市内高校・大学でのワークショップの結果 報告 こども計画の基本柱、基本施策（案）協議
11月15日	子ども・子育て会議	計画（案）の提示
11月26日	庁内ワーキング会議	計画（案）について
12月2日～ 12月19日	各団体でのワークショップ	計画（案）についての意見交換
12月13日～ 令和7年1月20日	パブリック・コメントによる意見募集（意見： 6人 25件）	
令和7年3月12日	子ども・子育て会議	パブリック・コメントの結果について 計画（案）の提示

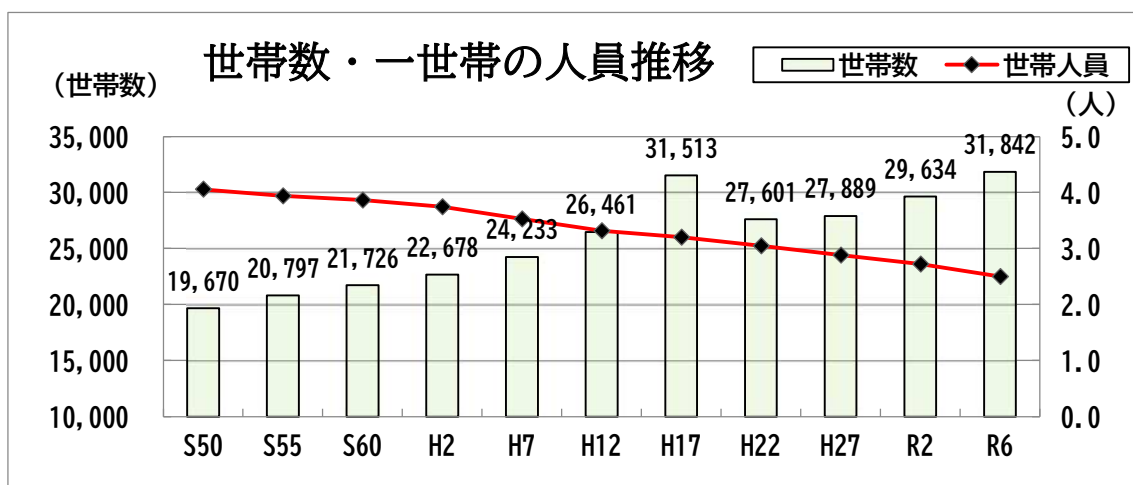
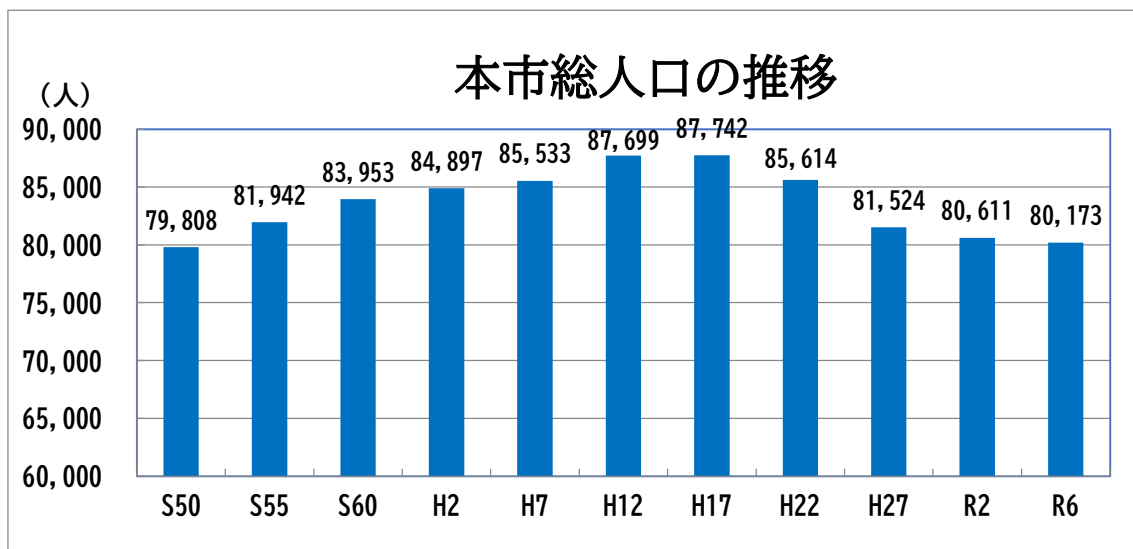
子育て世帯を取り巻く現状（詳細）

（１）人口等の状況

① 総人口と世帯の状況

本市の総人口の推移をみると、昭和50年に79,808人（武生市・今立町）だった総人口は増加を続け平成17年には87,742人となりましたが、以後は減少が続き令和2年には80,611人となりました。その後も減少し、令和6年には80,173人となっています。

世帯数も増加し令和6年に31,842世帯となっている一方で、一世帯当たりの人員は減少を続け令和6年に2.5人となっており、世帯規模の縮小が進んでいます。

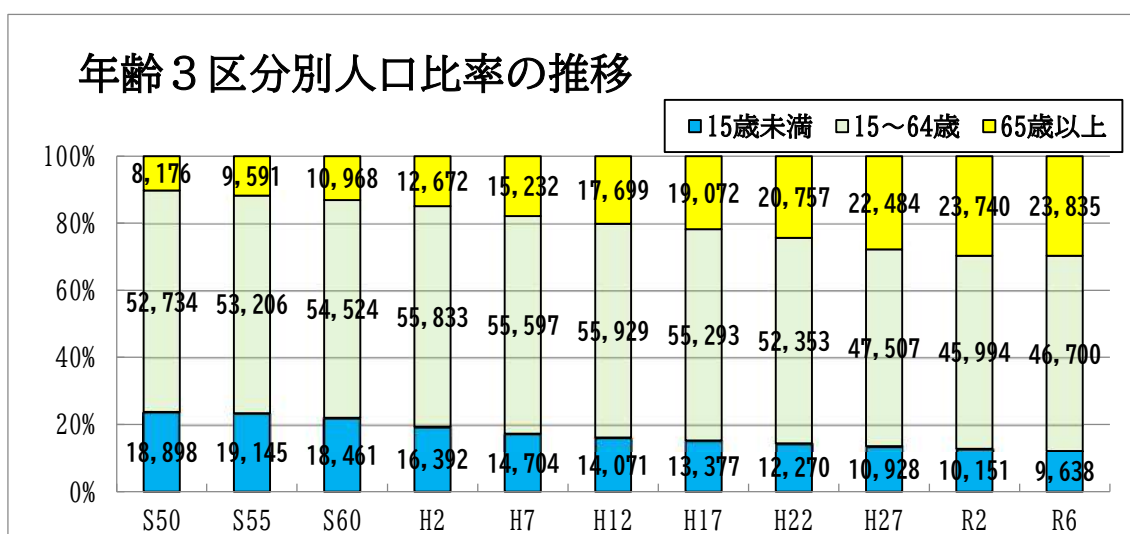


資料：昭和45年～令和2年は国勢調査、令和6年は住民基本台帳（令和6年4月1日現在）
 注）平成24年8月より住民基本台帳の数値に外国籍も含む。

② 年齢3区分人口の推移

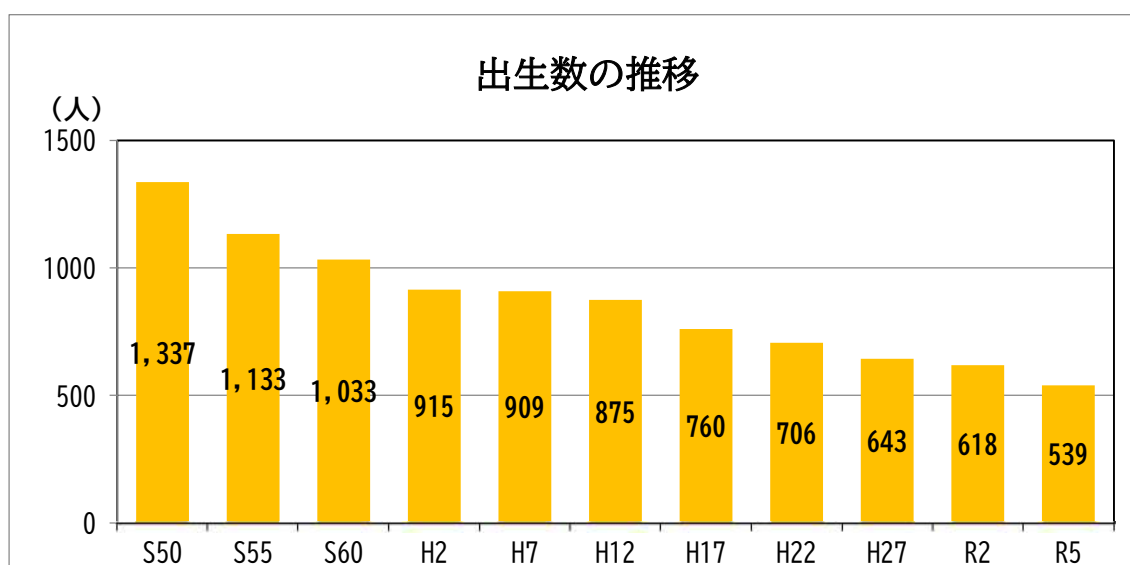
0～14歳、15～64歳、65歳以上の年齢3区分別人口の推移を見ると、昭和50年の15歳未満の人口は18,898人（23.7%）ですが、令和6年には9,638人（12.0%）と減少しています。

一方、65歳以上の人口は、昭和50年は8,176人（10.2%）でしたが、平成7年には15歳未満の人口比率と逆転し、令和6年には23,835人（29.7%）に増加しており、少子高齢化が進んでいます。



③ 出生の状況

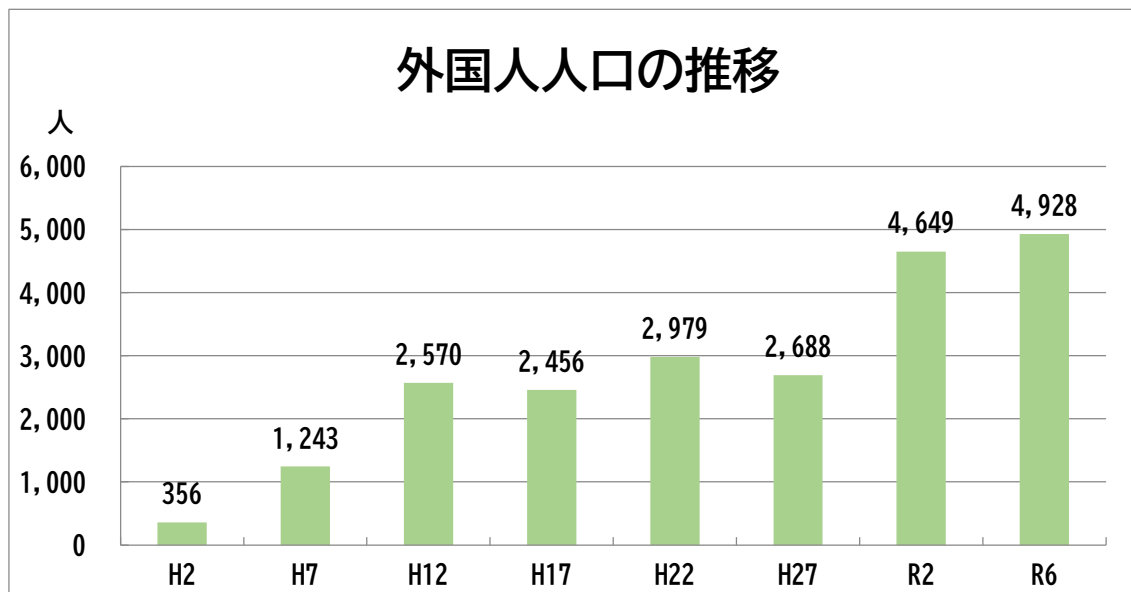
本市の出生数は、昭和50年に1,337人でしたが、以後は減少を続け、平成22年には約半数の706人、令和5年には539人となり、少子化が進んでいます。



資料：人口動態 ※外国籍は含まない

④ 外国人人口の推移

外国人人口は、平成２年に３５６人でしたが、年々増加し、令和６年には４,９２８人と、本市人口の約６％を占めるようになりました。

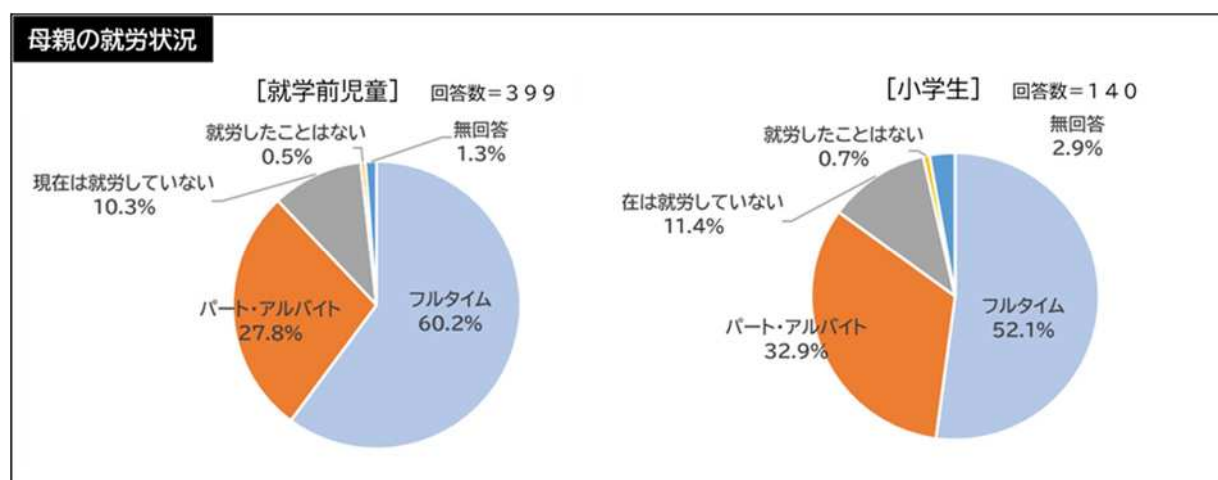


資料：平成２年～令和２年は国政調査、令和６年は住民基本台帳

(２) 子育て世帯の現状

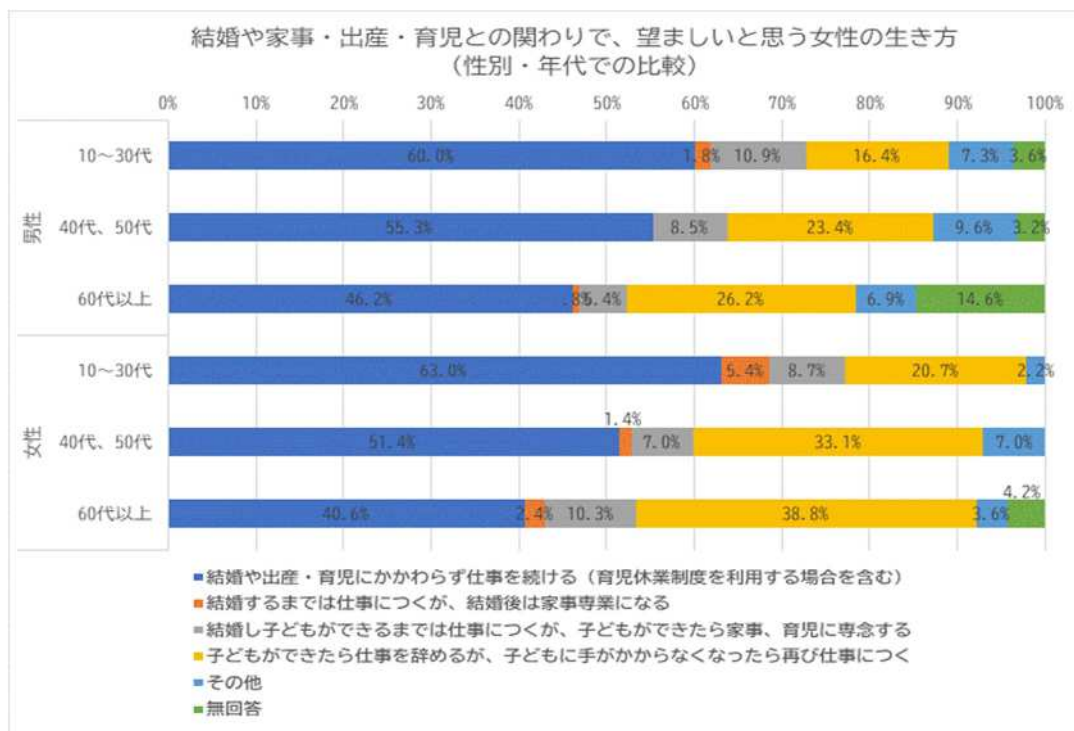
① 女性の就労状況

本市では、「フルタイム」「パート・アルバイト」で就労している母親は８割を超えています。

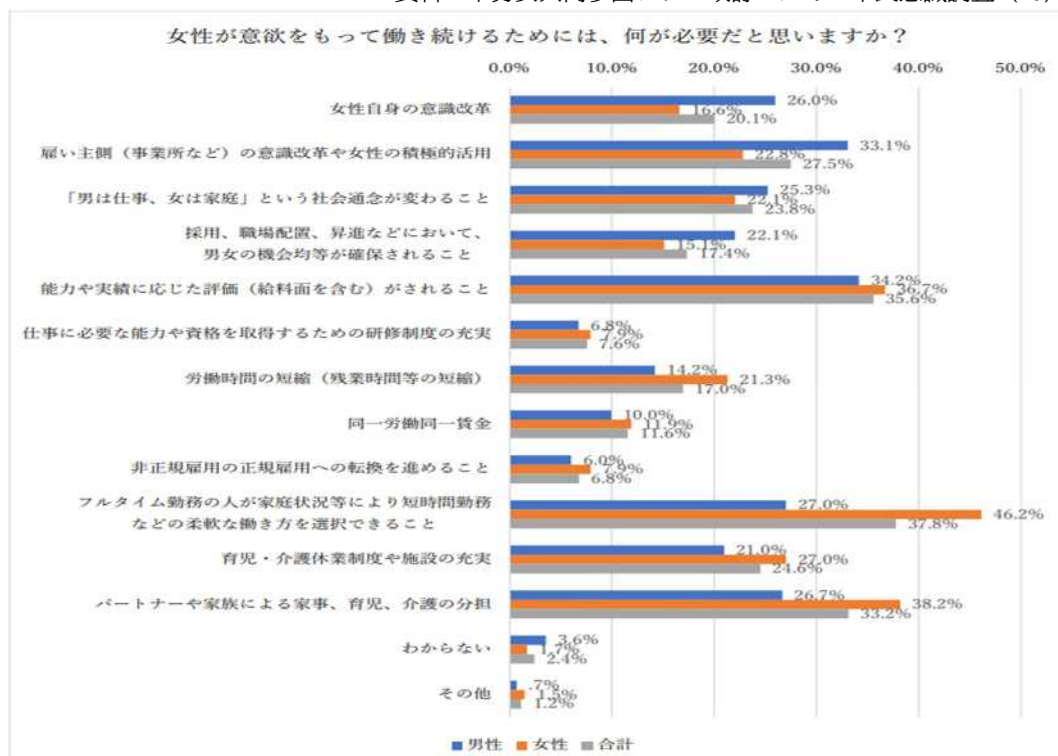


資料：こども・子育て支援に関するニーズ調査（R6）

市男女共同参画プランにおいて、性別による役割分業意識の見直しのための取り組みやライフステージにあわせた柔軟な働き方の実現、長時間労働の是正、仕事と育児・介護の両立支援の一層の充実など、ワーク・ライフ・バランスの確立が課題として挙げられています。



資料：市男女共同参画プラン改訂のための市民意識調査（R3）

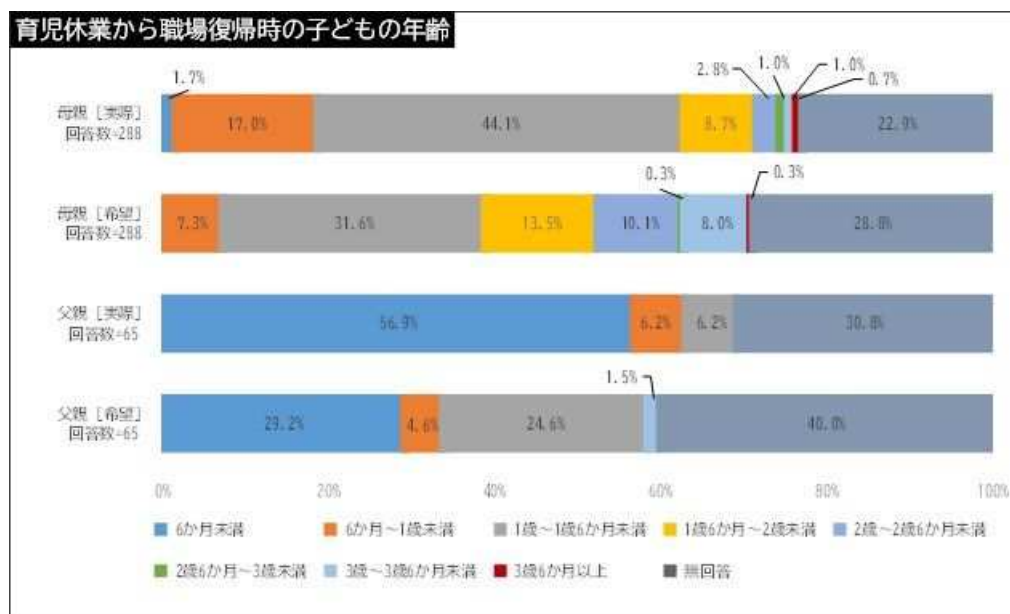


資料：市男女共同参画プラン改訂のための市民意識調査（R3）

父親の職場復帰時の子どもの年齢は、「実際」6か月未満が56.9%となっていますが、6か月未満での復帰の「希望」は、29.2%であり、特に男性の育児休業取得に向けた働きかけやワークライフバランスの推進が重要となっています。

一方、母親の職場復帰時の子どもの年齢では、1歳6か月～2歳未満の「実際」は8.7%となっていますが、「希望」は13.5%であり、2歳前後の子どもの保育の受け皿の確保に向けた計画的な環境整備が必要です。

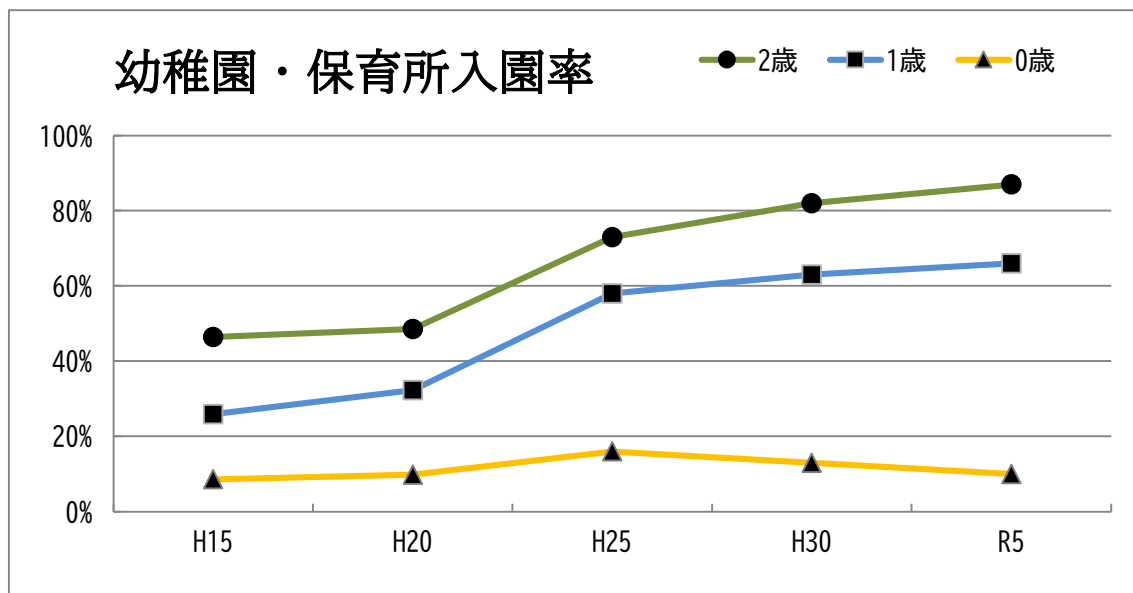
また、就労している父親が、1年以上の育児休業を取得することは非常に少ない状況です。



資料：こども・子育て支援に関するニーズ調査（R6）

② 就学前教育・保育施設の入所状況

幼稚園と保育所の入園状況をみると、平成25年度は0歳児の16%、1歳児の58%、2歳児の73%が入園していましたが、令和5年度は0歳児の10%、1歳児の66%、2歳児の87%が入園しており、年々入所率が高まり、保育ニーズの低年齢児化が進んでいます。



幼稚園・保育所入園児童数推移

(単位：人)

	H15	H20	H25	H30	R5
5歳児	898	803	747	678	601
4歳児	872	810	704	671	605
3歳児	798	757	671	687	559
2歳児	439	460	500	528	535
1歳児	288	358	386	407	389
0歳児	85	92	103	78	55
計	3,380	3,280	3,111	3,049	2,744

資料：こども未来課、教育振興課 各年度4月1日現在

③ 生活保護世帯の状況

生活保護の受給状況をみると、令和元年以降、世帯数、人員数、保護率ともに増加傾向にあり、令和5年度205世帯236人となっています。

なお、生活保護世帯のうち、18歳未満の子どもを含む世帯は増加傾向にあり、令和5年度は6世帯となっています。

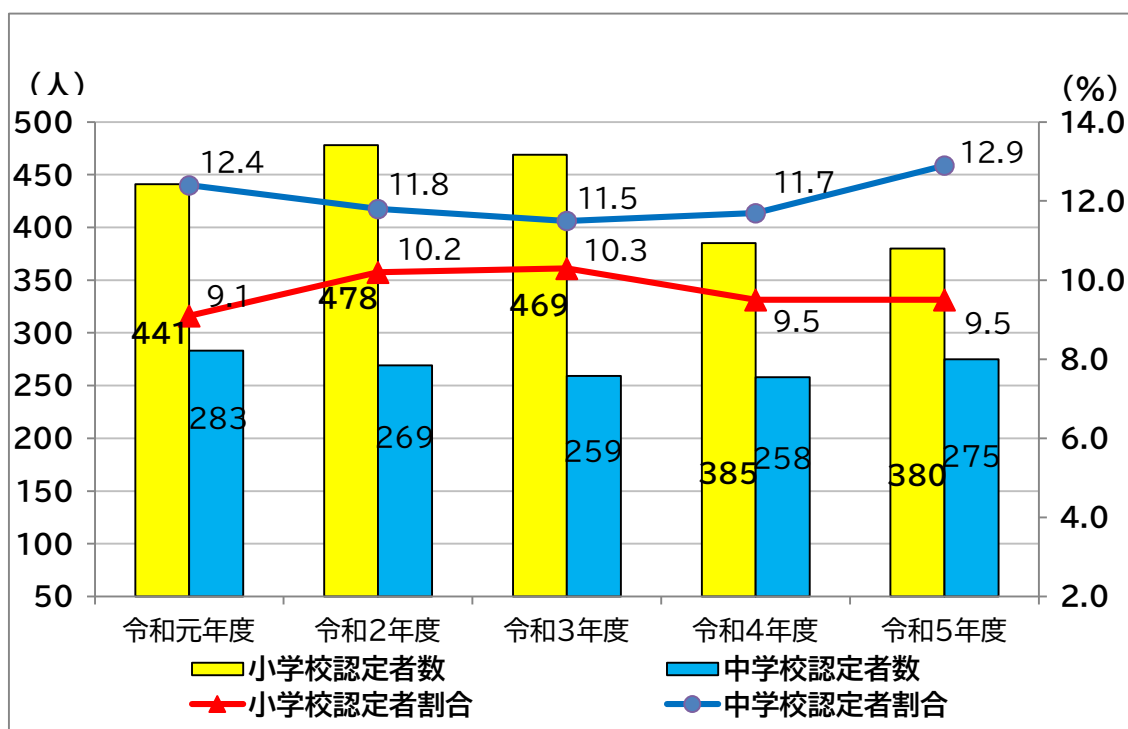
	世帯数（世帯）		人員数 （人）	保護率（％）		
		内18歳未満の 子どもがいる世帯 （世帯）		越前市	福井県	全国
令和元年度	189	2	214	2.60	5.41	16.40
令和2年度	192	3	217	2.63	5.44	16.30
令和3年度	190	3	214	2.61	5.54	16.20
令和4年度	193	6	223	2.75	5.57	16.20
令和5年度	205	6	236	2.96	5.64(注)	16.30(注)

（注）令和5年度福井県と全国の保護率は速報値

資料：社会福祉課 各年度月平均

④ 就学援助認定者数及び割合の推移

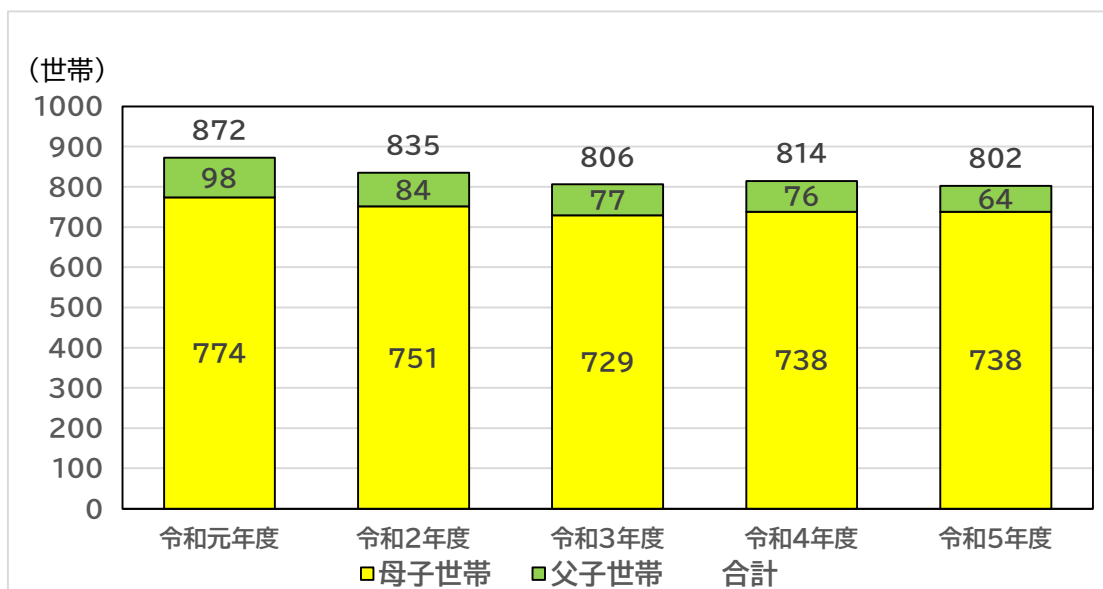
就学援助を受けている児童生徒の状況は、令和5年度の認定者割合が小学校9.5%、中学校12.9%と小中学校ともに令和元年度から増加しています。



資料：教育振興課 各年度3月31日現在

⑤ ひとり親世帯数と内訳

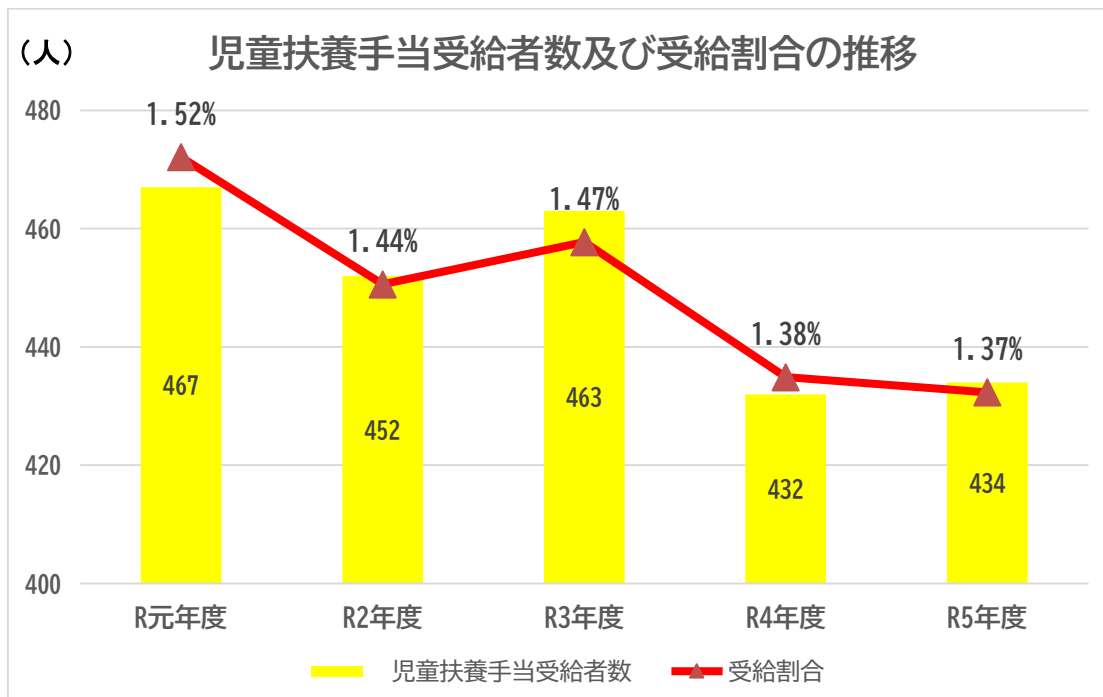
ひとり親家庭のうち、母子世帯は、令和元年度 774 世帯から令和 5 年度 738 世帯に、父子世帯は、令和元年度 98 世帯から令和 5 年度 64 世帯と、ともに減少傾向にあります。



資料：市ひとり親家庭調査

⑥ 児童扶養手当受給者数及び受給割合の推移

児童扶養手当受給者数は、年々減少傾向にあります。令和 5 年度では 434 人となっており、ピーク時の令和元年度と比べ 33 人減少しています。



資料：こども未来課 各年度 3 月 31 日現在

⑦児童虐待等に関する相談（種類別相談件数内訳）

こども家庭センターが新規で受けた相談のうち、要保護児童対策地域協議会で対応した相談件数は、近年微増微減を繰り返しています。

（単位：件）

年度	種 別							計
	養護相談 （虐待）	養護相談 （その他）	発達障害 相談	育成相談 （不登校）	非行相談 （ぐ犯行為等）	保健相談	その他	
R元	53	46	0	11	2	1	3	116
R2	32	47	2	2	0	0	2	85
R3	34	32	3	2	3	0	4	78
R4	30	35	0	4	1	0	4	74
R5	32	44	1	2	2	0	1	82

資料：こども家庭センター



子ども・子育て支援計画（第2次）の概要と評価（詳細）

本市では、令和元年10月に「越前市子ども・子育て支援計画」と「越前市子ども・子育て支援事業計画」を一体化した上で、早急に待機児童解消などに取り組むため、「越前市子ども・子育て支援計画（第2次）」を策定しました。

親が子どもを育てることを支援する「子育て支援」や、こどもが自ら成長していく過程を支援する「子育て支援」を、社会全体で意識を共有し、こどもを安心して生み育てる環境づくりに取り組んできました。

（1）前子ども・子育て支援計画（第2次）

基本柱Ⅰ 子どもの権利が守られる社会づくり

～主な取組～

基本施策1 人権教育を充実し、豊かな心と思いやりの気持ちを育む取組

子どもの権利の保障と自立を実現するため、各学校で年間を通じた人権教育の実施、人権相談や人権啓発講演会の実施、仁愛大学のふくい総合学での講義など「越前市子ども条例」の普及啓発に努めました。

基本施策2 子どもや子育て世帯の社会参加の促進

子育て支援センターでの学習会・意見交換会開催に加え、令和5年度には子育て支援に関するアンケートを実施、令和6年度には市内高校・大学、各種団体とのワークショップを開催し、こども・若者や子育て支援者からの意見反映に努めました。



基本柱Ⅱ 多様化する仕事や家庭を支える社会づくり

～主な取組～

基本施策1 仕事と子育てが両立できる職場環境の充実

男女平等オンブッドによる事業所訪問や「越前市輝く女性活躍応援団」の賛同企業募集等による子育てしやすい職場づくりに取り組み、福井労働局との連携により復職や再就職のための支援を行いました。

基本施策2 家庭の実情にあった子育て支援の充実

多様化する子育てニーズに対応するため、一時預かり事業やすみずみ子育てサポート事業、ショートステイ事業等を継続して実施しました。令和3年度には新たに地域子育て支援センター1か所を開設しました。

また、就労を支援するため延長保育や休日保育、病児・病後児保育等を継続して実施し、放課後児童クラブの整備を行いました。その他、外国人市民の家庭への支援にも取り組みました。



基本柱Ⅲ 子どもの健やかな成長を育む教育・生活環境の整備

～主な取組～

基本施策1 教育・保育のための施設整備



令和6年4月に「上太田保育園」「なかよし保育園」「武生西幼稚園」の3園を統合し「にじいろこども園」を開園し、保育所から認定こども園への移行を行いました。また、地域型保育事業の推進を図り、令和3年1月に「なのはな保育園」、令和6年4月に「HAGUKUMU保育園」を開所しました。

「にじいろこども園」に、乳幼児教育・保育支援センター「このみらい」を設置し、こどもに関わるすべての人・機関が協働しながら専門性を高めていくためのサポートを行っています。

学校施設では学習環境を整えるため、猛暑対策として空調機の設置や屋内運動場の老朽化対策工事を行いました。

児童センター・児童館については、市公共施設等総合管理計画に基づき、順次整備を行い、児童の放課後での居場所づくりの整備を行いました。

基本施策2 子どもの安全を守る環境の整備

防犯対策として登下校時の見守り活動やアプリやメールによる事案発生の都度注

意喚起に努め、交通安全の促進や防災教室・避難訓練の実施、公園遊具の点検等を継続して行いました。

基本施策3 子育てに適した生活空間の整備

雨天時に過ごせる施設として令和元年11月から「てんぐちゃん広場」を開設し、こどもから祖父母まで幅広い年代に愛され、自立を育む遊び場、ふれあいの場として利用されています。

また、公共施設はユニバーサルデザインを念頭においた設計・工事を行い、計画的に都市公園施設の改修も実施しました。



基本施策4 子育て家庭の経済的負担の軽減

子ども医療費の助成として、令和2年10月からは中学3年生から高校3年生まで対象者を拡充、令和5年度からは18歳までの子ども医療費の窓口無料化を実施しました。

令和元年11月から3～5歳児の幼児教育・保育の無償化を開始しました。

また、0～2歳児の保育料について、無料の対象を段階を追って拡充し、令和6年9月からは第2子以降の保育料を無料としました。

令和2年9月から第2子以降の0～2歳児を家庭で子育てする世帯に対し在宅育児応援手当の支給を開始しました。支給対象を徐々に拡充し、令和6年9月からは所得制限を撤廃して支給しています。

基本柱Ⅳ 子どもの生きる力を育む教育・生活環境づくり

～主な取組～

基本施策1 就学前教育・保育内容の充実

市全体の就学前教育・保育の質の向上を図るため、「このみらい（市乳幼児教育・保育支援センター）」を設置し、こどもにかかわる保育者等が、学び合い、育ち合い、支え合い、つながり合う取り組みが推進され、地域への発信が充実してきました。

また、外国人市民のこどもの教育・保育環境を充実させるため、外国籍児対応職員を増員し、ポルトガル語を話す保育補助員を「にじいろこども園」に複数配置しました。



基本施策2 義務教育内容の充実

学校運営支援員や部活動指導員を配置し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーも活用を図り、「生きる力」の育成を推進しました。外国人市民のこどもの教育環境の充実を図るため、外国人児童生徒等指導体制の推進に係る連絡協議会を実施しました。

基本施策3 地域力を活用した子育て支援

福井型コミュニティスクールの設置や地域人材活用（ゲストティーチャー）の実施、市民バスの校外利用等で地域との交流の推進を図り、同じ学区の5歳児の交流会や合宿通学事業等の活動を支援しました。

基本施策4 家庭教育力の向上

豊かなふれあい体験を通して家庭教育力の向上を図るため、小さな時から本に親しむ「おはなしの会」や5か月児セミナーでのブックスタート事業、市産アユ食育体験や田んぼファンクラブ活動を実施しました。



基本施策5 青少年の健全育成

市少年少女スポーツ交流大会の開催や体力テスト会の実施、小中学校の家庭科で消費者教育を行い、健やかな成長を育む学びを実施しました。また、有害環境の浄化活動を全地区で実施し、学校では従来以上に道德教育においてモラルについての学習を深める学びを実施しています。

基本柱V 支援を必要とする子どもとその家庭への自立支援体制の推進

～主な取組～

基本施策1 児童虐待や養育放棄等要保護児童対策の強化

令和6年4月に、「子育て世代包括支援センター」の母子保健機能と「子ども家庭総合支援拠点」の児童福祉機能を一体的に運営する「こども家庭センター」を開設しました。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、子育て世帯の孤立化防止、虐待などへの予防的な支援を強化するため、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め対応の迅速化を図るとともに、教育、子育て支援機関や専門機関との連携強化を図りました。

基本施策2 ひとり親家庭の自立支援

週2回学習支援を開催し基礎的な学力の向上やこどもの育ちを支援するほか、保護者への就業・生活支援や児童扶養手当・医療費助成等の経済的支援、母子父子自立支援員による相談等を実施しました。



基本施策3 生活困窮家庭への総合的な支援

生活困窮者自立支援事業や家計改善支援事業を実施し、家庭の自立に向けた相談支援や就労支援を行ったり、教育費の負担軽減のための就学援助や奨学金等で経済的支援を行ったりしました。また、若年妊婦や精神疾患をかかえているなど複雑な課題を抱えた妊産婦等に電話や訪問による相談支援を行いました。

基本施策4 発達に支援を必要とする子どもとその家庭への支援体制の充実

気づきの段階から早期支援まで、母子保健事業や保育カウンセラー配置事業、児童発達支援センター等が連携した支援に取り組みました。

また、児童発達支援センターを中核にした早期発達支援の充実を図るため、令和5年度に業務の一部を委託し、発達支援体制を強化（通所支援の対象年齢を幼児期までから18歳までに拡大、発達や障がいに関する相談支援の充実）しました。

また、発達支援調整機関を設置し切れ目のない支援体制づくりや多機関連携による地域の支援体制づくりに取り組みました。



基本施策5 障がいのある子どもや家庭への支援体制の充実

障がいのあるこどもの保育所・認定こども園・幼稚園での受入体制を確保し、医療的ケアや支援が必要なこどもは、にじいろこども園を中心に支援体制を整えました。また、放課後や長期休暇等の居場所についても、放課後児童クラブや放課後等デイサービス事業所での受入れを行いました。

基本施策6 外国籍の子どもや家庭への総合的な支援体制の充実

宿題サポートや学校への多言語翻訳機配置により、言葉の問題があっても意欲的に学習に取り組みやすい体制を図りました。令和6年度では外国人児童生徒対応支援員3名、ことば指導員3名、アクセスワーカー3名、日本語基礎指導員7名の計16名

を配置し、外国籍のこどもの育ちへの支援が充実しました。

基本柱Ⅵ 親子の心と体の健やかな成長を支援する体制の推進

～主な取組～

基本施策1 若い世代が社会的に自立し、家庭を持つための支援の充実

市では、福井県婚活サポートセンター「ふく恋」のマッチングシステムの利用登録料の一部助成や、29歳までの若い世代の結婚に伴う経済的負担を軽減するための支援金を交付する早婚夫婦支援事業を実施し、これから婚活を始めようとする人や若い世代の新婚夫婦を支援しました。

また、支援を必要とする若者への家庭支援ではどの相談窓口相談されても一度受け止め、相談内容の課題解決を図ることができる専門機関に確実につながる体制を整備しました。

基本施策2 安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくり

令和5年度から経済的支援として実施した特定不妊治療費助成について、県の助成対象となる治療費の残額分を市が全額助成したことにより、申請件数や人数が増加しました。さらに、令和6年度から、産婦に対する健診の助成を開始し、また、「こども家庭センター」を設置したことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援をより推進しました。

基本施策3 子どもと親の健康を守る取組

令和4年度より「えちぜん栄養士通信」を市内保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校に配布したり、令和5年度から児童の肥満対策として地区ブロックごとに個別相談や集団教育を実施したりすることで、健康な生活習慣づくりの推進に取り組みました。



(2) 前子ども・子育て支援事業計画

教育・保育について、認定こども園への移行や地域型保育事業の実施など整備を進め、令和2年度からは、待機児童ゼロを継続しています。

子ども・子育て支援法第59条で定められた地域子ども・子育て支援事業を中心とした子育て関連事業について次のとおり取り組みました。

事業名		R1	R2	R3	R4	R5
利用者支援事業（基本型）	箇所数(箇所)	1	1	1	1	1
利用者支援事業（母子保健型）	箇所数(箇所)	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	のべ利用者数(人)	71,200	76,506	49,948	54,443	69,577
	箇所数(箇所)	4	4	5	5	5
妊婦健康診査	のべ受診数(回)	7,475	7,019	7,006	6,430	6,213
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	訪問率(%)	99.5	86.3	93.5	97.0	99.8
養育支援訪問事業	のべ訪問指導件数(件)	225	246	287	267	264
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	新規相談件数(件)	115	85	78	74	72
子育て短期支援事業						
ショートステイ事業	のべ利用者数(人)	35	14	38	30	105
トワイライトステイ事業	のべ利用者数(人)	2	0	2	8	4
病児・病後児保育	のべ利用者数(人) (市内)	164	109	254	200	310
	のべ利用者数(人) (市外(広域))	193	27	56	46	228

事業名		R1	R2	R3	R4	R5
一時預かり事業						
一般型・余裕活用型	のべ利用者数(人)	2,522	1,756	1,887	2,161	1,929
幼稚園型（預かり保育）	のべ利用者数(人)	1,647	1,514	3,976	4,028	2,820
すみずみ子育てサポート事業	のべ利用者数(人)	1,400	1,558	2,136	2,062	3,103
延長保育	のべ利用者数(人) (保育標準時間)	2,530	4,990	5,046	5,031	3,986
	のべ利用者数(人) (保育短時間)	967	1,387	1,352	1,616	1,838
休日保育	のべ利用者数(人)	56	2	23	14	6
放課後児童クラブ	利用児童数(人)	877	698	767	735	943
放課後子ども教室	1日あたり参加人数 (人)	224	192	211	215	225



越前市子ども条例に関する調査
結果報告書

令和6年5月

越前市市民福祉部こども未来課

I 調査の概要

1. 調査の目的

こども・若者の育成と問題解決に関するさまざまな施策を推進するために策定する「越前市こども計画」並びに「越前市子ども条例」を改正する予定であり、今後のこども・若者支援施策を検討するうえでの基礎資料とするために実施。

2. 調査の名称

「越前市こども・子育て支援、こどもの生活に関するニーズ調査（就学前児童保護者、就学児童保護者）」「越前市こども・若者の意識に関する調査」

3. 調査方法と調査期間

調査対象	①就学前児童（0歳～5歳）の保護者	900人
	②就学児童（小学1年生・小学3年生）の保護者	300人
	③小学5年生・中学2年生の保護者	小学5年生 673人
		中学2年生 715人
	④小学3年生、小学5年生、中学2年生のこども	
		小学3年生 699人
		小学5年生 673人
		中学2年生 715人
	⑤市内15歳～39歳の若者	1,200人

調査方法	①就学前児童の保護者及び②就学児童の保護者には、郵送による配布・回収。
	③及び④小学5年生、中学2年生の保護者・こどもには、学校を通してQRコード付きの依頼文を送付し、WEB上で回答。
	⑤市内15歳～39歳の若者には、QRコード付きハガキを調査対象者に郵送し、WEB上で回答。

調査期間	③及び④
	令和6年2月14日（水）～2月29日（木）
	①、②及び⑤
	令和6年2月28日（水）～3月13日（水）

4. 調査回収状況

	配付数	有効回答数	回収率
①就学前児童（0歳～5歳）の保護者	900	398	44.2%
②就学児童（小学1年生・小学3年生）の保護者	300	140	46.7%
③小学5年生の保護者	673	341	50.7%
③中学2年生の保護者	715	271	37.9%
④小学3年生のこども	699	500	71.5%
④小学5年生のこども	673	445	66.1%
④中学2年生のこども	715	415	58.0%
⑤15歳～39歳のこども・若者	1,200	252	21.0%

Ⅱ 調査の結果

1. こども基本法の認知度

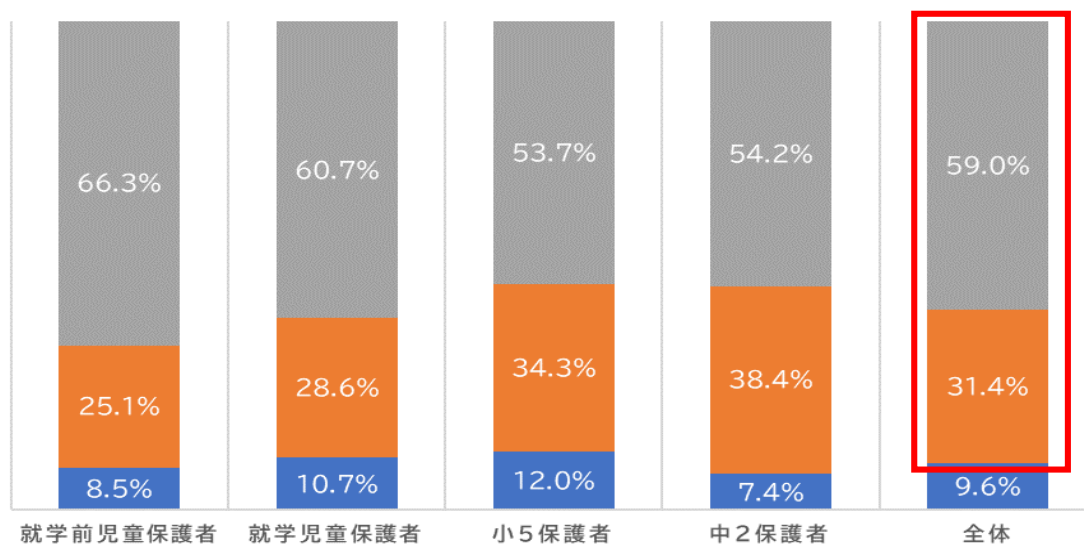
●こども基本法の認知度について、「知らなかった」「聞いたことはあるが、内容は知らない」と回答した割合が保護者の90.4%、児童・生徒・若者の95.4%となり、9割以上が内容を知らないという結果になった。

●児童・生徒・若者については、年代が上がるに伴い、「こども基本法」の名称を聞いたことがある割合は増加傾向にある。

保護者

就学前児童保護者n=398、就学児童保護者n=140、小5保護者n=341、中2保護者n=271、全体n=1,150

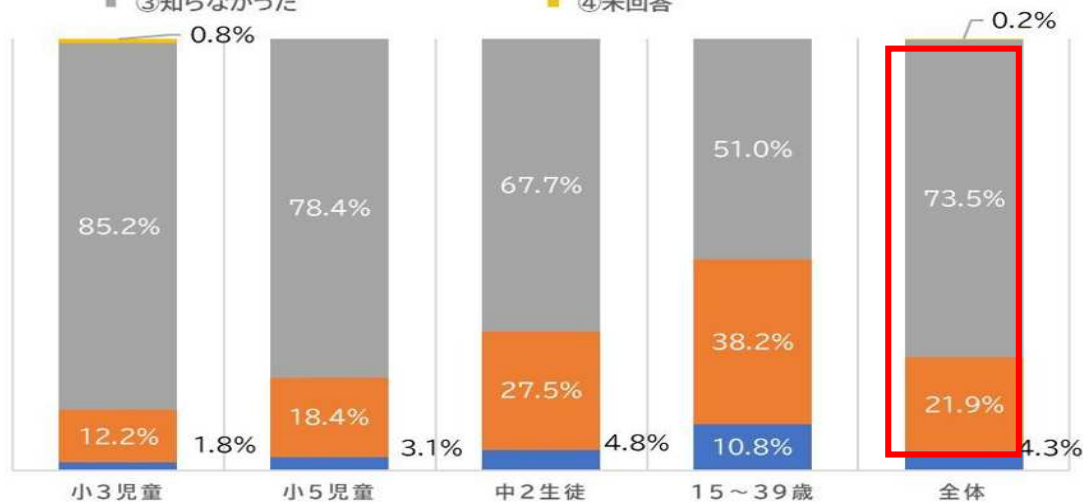
- ①聞いたこともあり、内容も知っている ■ ②聞いたことはあるが、内容は知らない
- ③知らなかった



児童・生徒・15～39歳の若者

小3児童n=500、小5児童n=445、中2生徒n=415、15～39歳の若者n=252

- ①聞いたこともあり、内容も知っている ■ ②聞いたことはあるが、内容は知らない
- ③知らなかった ■ ④未回答

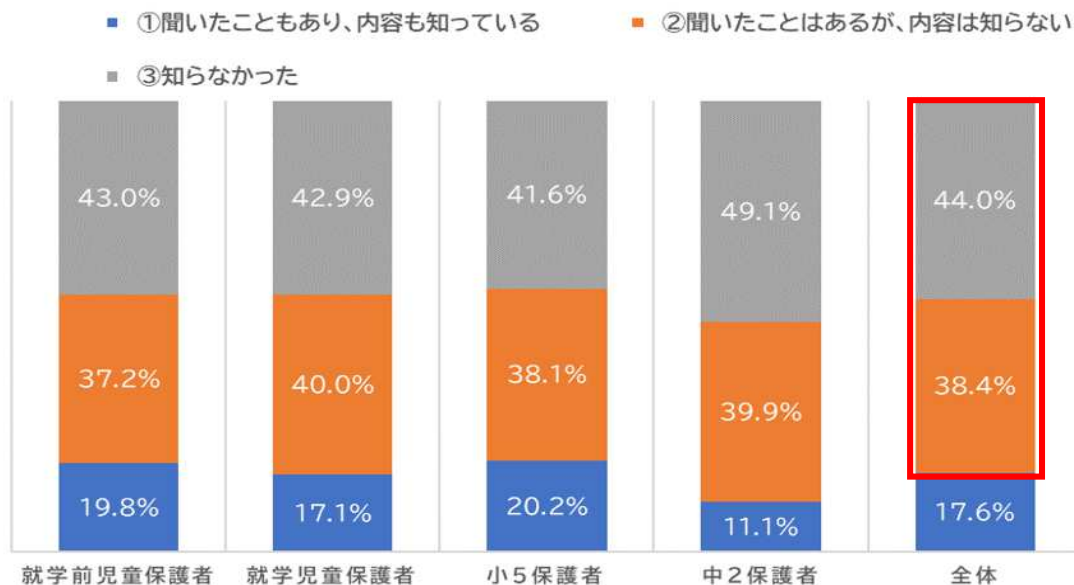


2. こどもの権利の認知度

●こどもの権利の認知度について、「知らなかった」「聞いたことはあるが、内容は知らない」と回答した割合が保護者の82.4%、児童・生徒・若者の90.8%となり、8割以上が内容を知らないという結果になった。

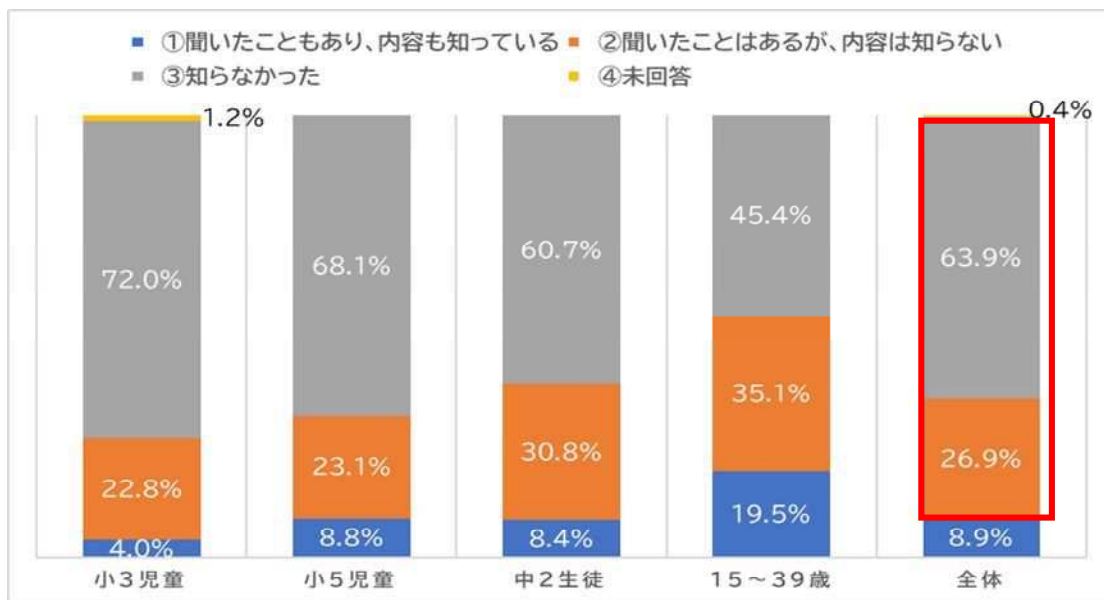
保護者

就学前児童保護者n=398、就学児童保護者n=140、小5保護者n=341、中2保護者n=271、全体n=1,150



児童・生徒・15～39歳の若者

小3児童n=500、小5児童n=445、中2生徒n=415、15～39歳の若者n=252

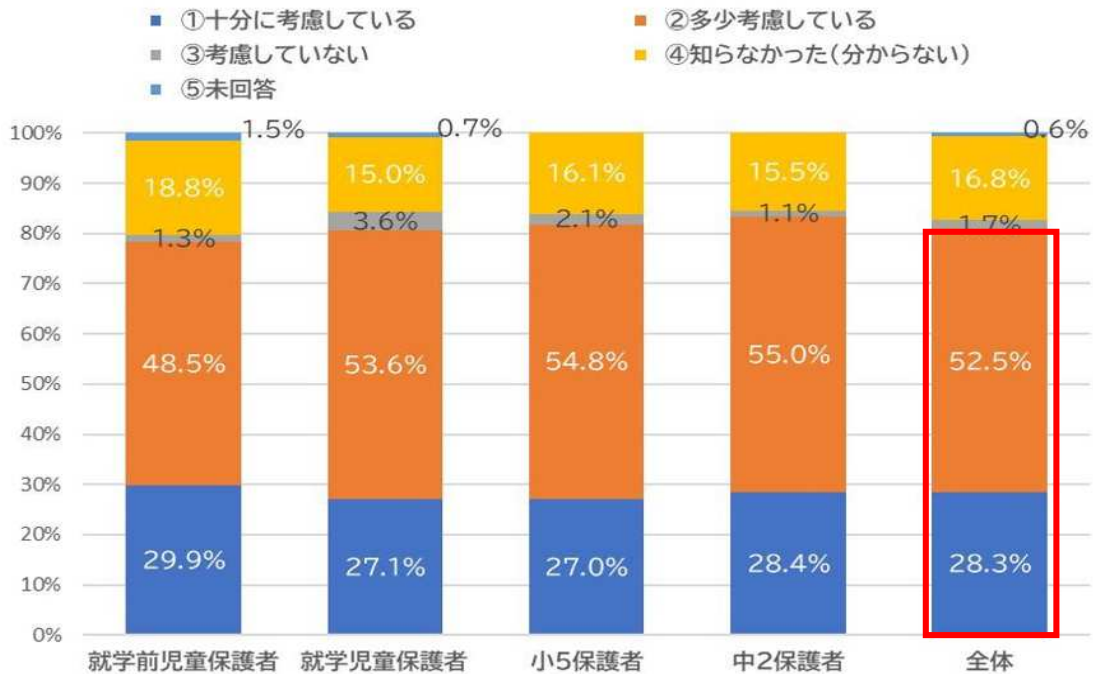


3. こどもの発達に応じて「こどもの権利」を考慮しているか。

●保護者では「十分に考慮している」「多少考慮している」と回答した割合が80.8%となったのに対し、児童・生徒・若者では、73.4%となっており、意識の差があった。

保護者

就学前児童保護者n=398、就学児童保護者n=140、小5保護者n=341、中2保護者n=271、全体n=1,150

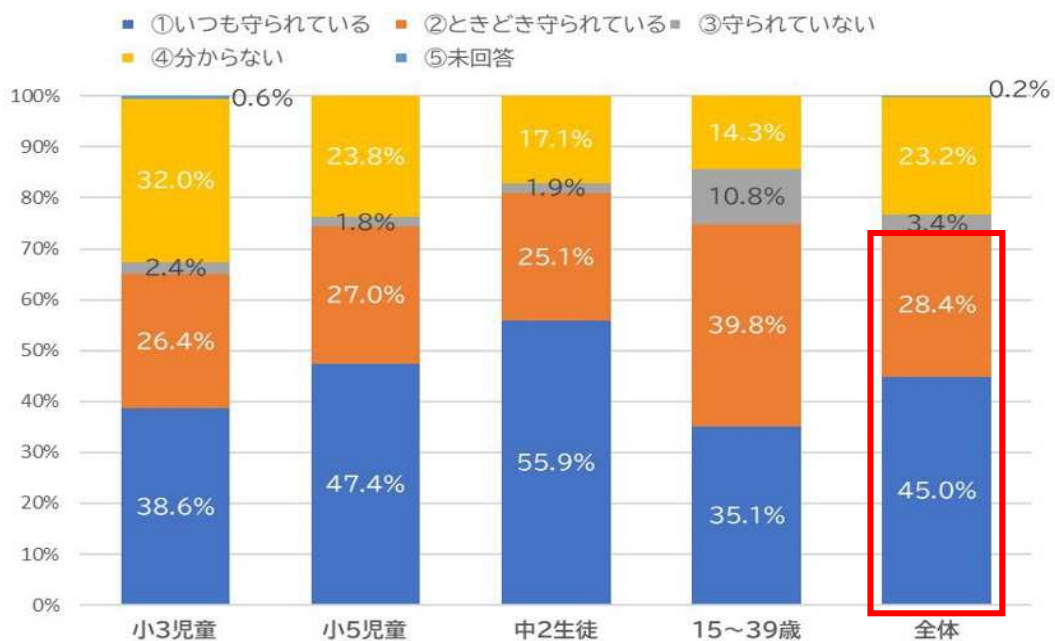


児童・生徒・15～39歳の若者

小3児童n=500、小5児童n=445、中2生徒n=415、15～39歳の若者n=252

○こどもの権利が守られていると思うか。

※15～39歳の若者には、こどもの権利が守られていたと思いますか。という設問



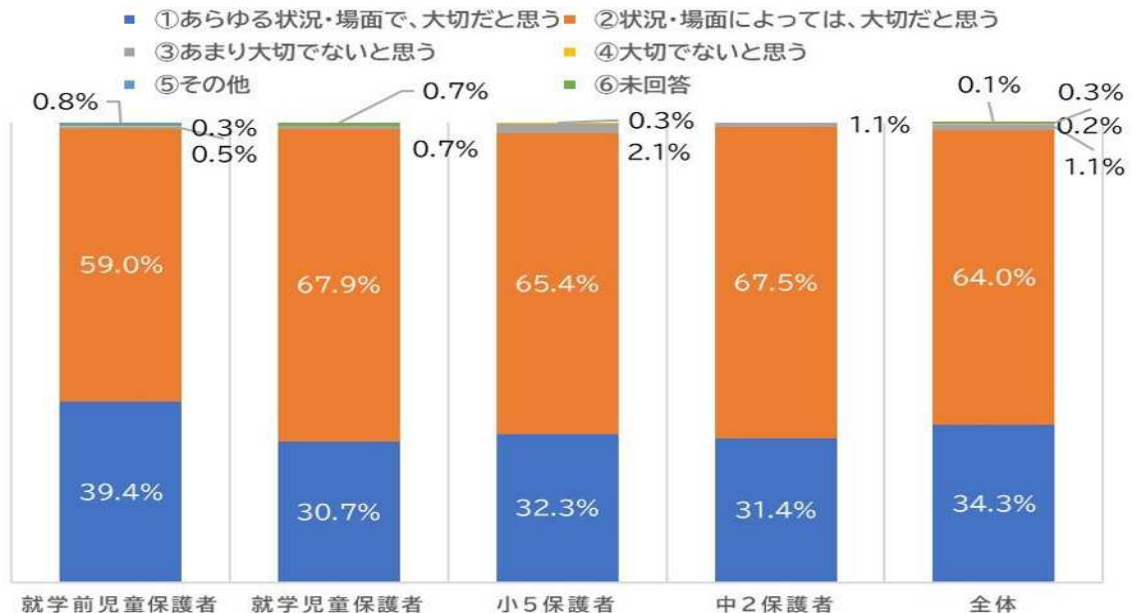
4. こどもの意見表明権

保護者

就学前児童保護者n=398、就学児童保護者n=140、小5保護者n=341、
中2保護者n=271、全体n=1,150

◇ 地域活動や市政運営において、子どもの意見を聞くことは大切であると思うか。

●ほとんどの保護者が、子どもの意見を聞くことは大切であると考えている。



児童・生徒・15～39歳の若者

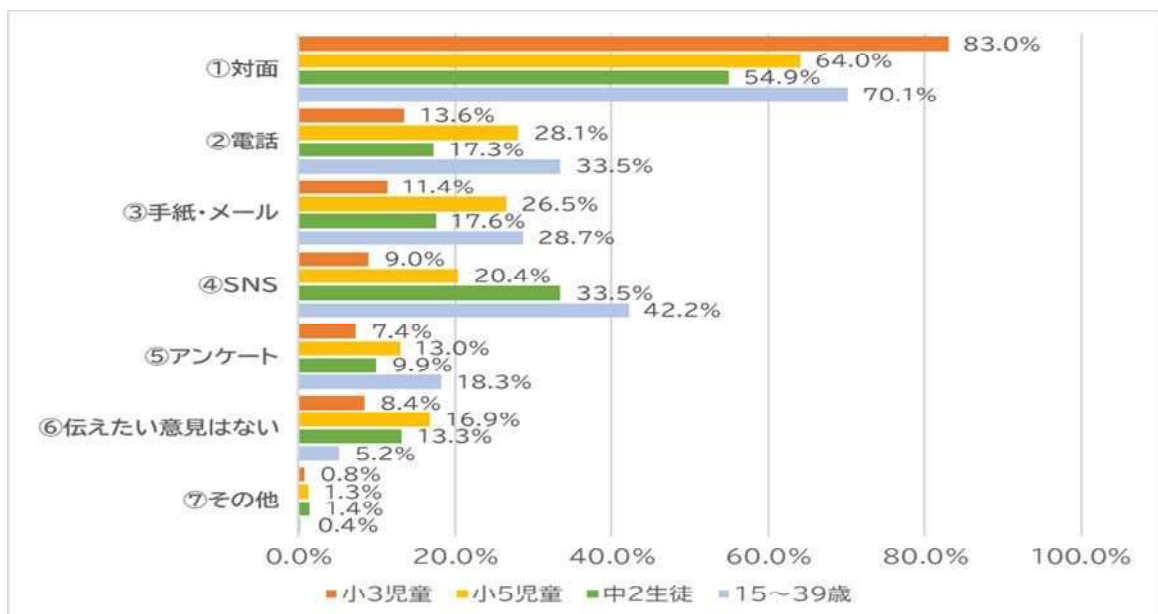
小3児童n=500、小5児童n=445、中2生徒n=415、15～39歳の若者n=252

◇ 意見を相手に伝える時にどのような方法・手段であれば伝えやすいか。

(複数回答)

●各年代とも①対面と回答した割合が一番多くなっている。

●年齢が上がるに伴い、④SNSと回答した割合が多くなっている。



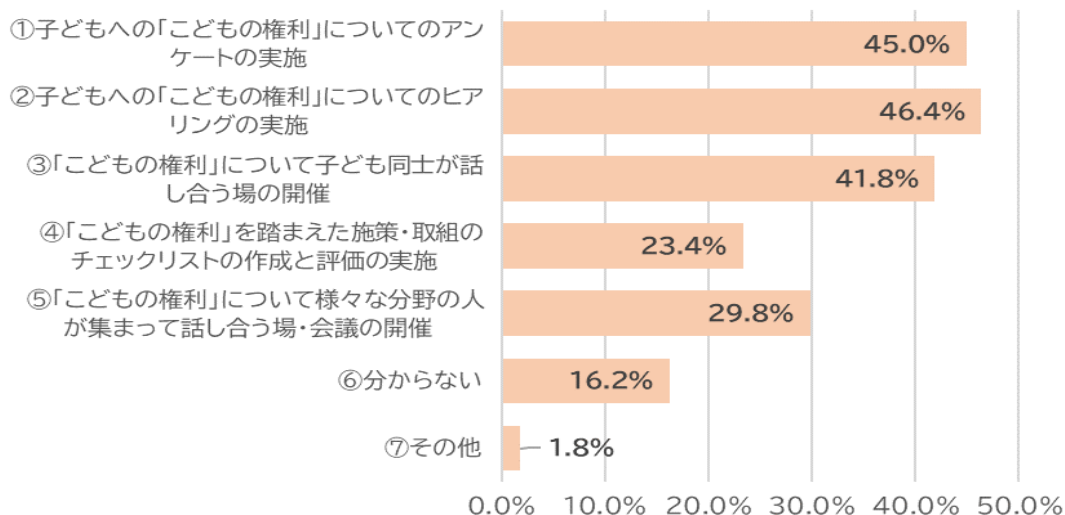
5. こどもの権利が守られているか確認するには、何が必要だと思うか。

(3つまで)

●こどもの権利が守られているか確認する手段としては、ヒアリング・アンケート・話し合いといった直接こどもが意見を表明できる手段が多くなっている。

保護者

全体n=1,150



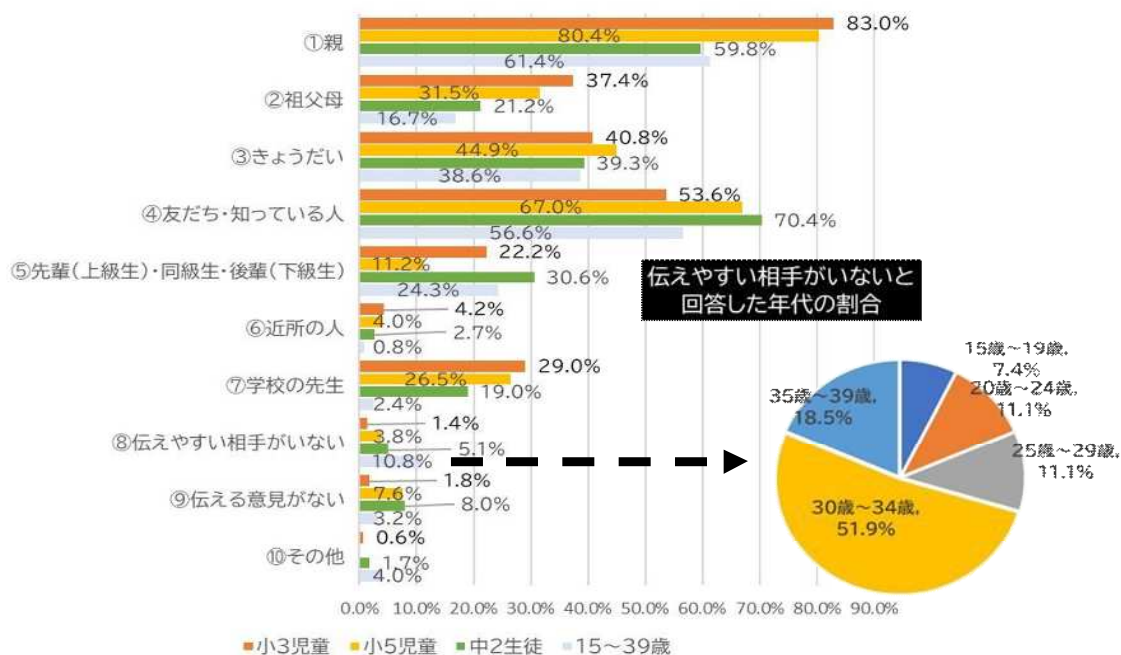
6. あなたは、どのような相手（関係性）であれば、あなたの意見を伝えやすいですか。（複数回答）

●小学生は親と回答した割合が最も多く、中学生は友だち・知人と回答した割合が最も多くなっている。

●若者の約1割が「伝えやすい相手がいない」となっている。

児童・生徒・15～39歳の若者

小3児童n=500、小5児童n=445、中2生徒n=415、15～39歳の若者n=252



越前市こども・子育て支援に関する調査
結果報告書

令和6年5月

越前市市民福祉部こども未来課

I 調査の概要

1. 調査の目的

子ども・子育て支援法に基づき策定する市子ども・子育て支援事業計画は、利用者ニーズに応じた提供体制を確保するためのものであることから、第3期の計画を策定するにあたり、潜在的ニーズを含めたニーズ把握・算出を行うため本調査を実施する。

2. 調査の名称

「越前市こども・子育て支援、こどもの生活に関するニーズ調査（就学前児童保護者、就学児童保護者）」

3. 調査方法と調査期間

調査対象 ①就学前児童（0歳～5歳）の保護者 900人
 ②就学児童（小学1年生・小学3年生）の保護者 300人
 ※令和5年11月1日時点で、越前市に住民登録のある児童の保護者を無作為抽出

調査方法 ①②ともに、郵送による配布・回収。

調査期間 令和6年2月28日（水）～3月13日（水）

4. 調査回収状況

	配付数	有効回答数	回収率
①就学前児童（0歳～5歳）の保護者	900	398	44.2%
②就学児童（小学1年生・小学3年生）の保護者	300	140	46.7%

5. 参考

（1）第1回調査 平成25年12月18日～12月27日実施

回答数 873人 就学前児童の保護者 670人
 小学生の保護者 203人

（2）第2回調査 平成30年11月16日～12月28日実施

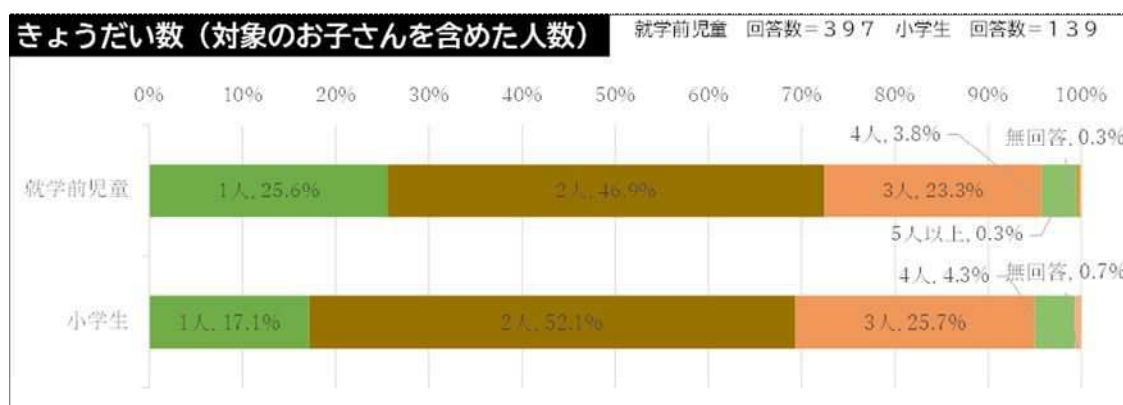
回答数 1,693人 就学前児童の保護者 1,258人
 小学生の保護者 435人

※Ⅱ調査の結果にある「前回」はこの第2回調査のことをいう。

Ⅱ 調査の結果

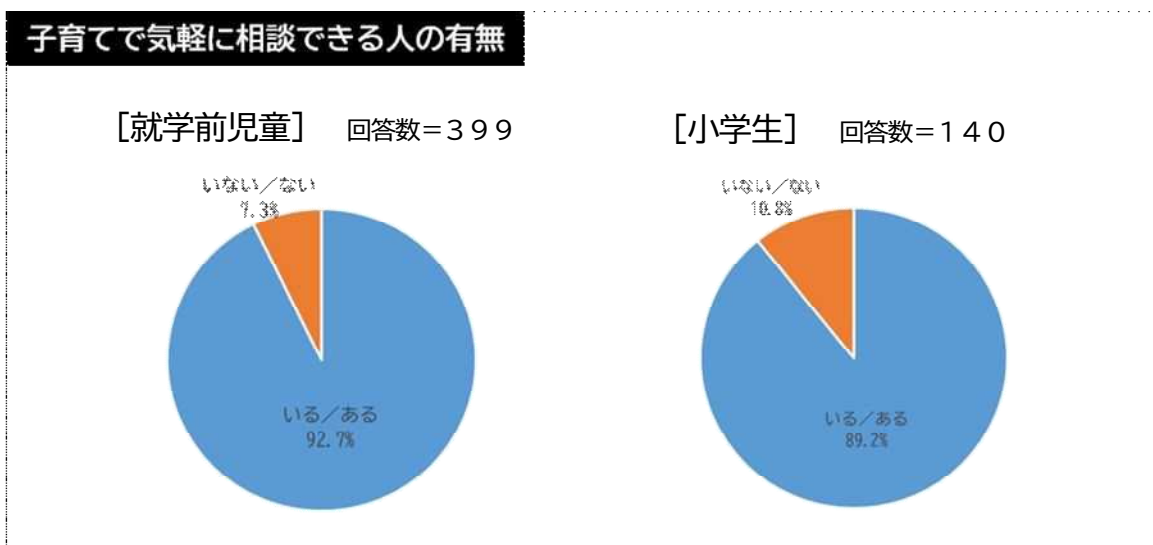
1. 対象児童を含めた兄弟数

- 就学前児童について、きょうだい数が「2人」と回答した割合が前回は3.5ポイント上回り、「3人」と回答した割合が前回は3.2ポイント上回っている。
- 小学生について、きょうだい数が「1人」と回答した割合が前回は1.9ポイント上回り、「2人」と回答した割合が前回は7.5ポイント上回っている。



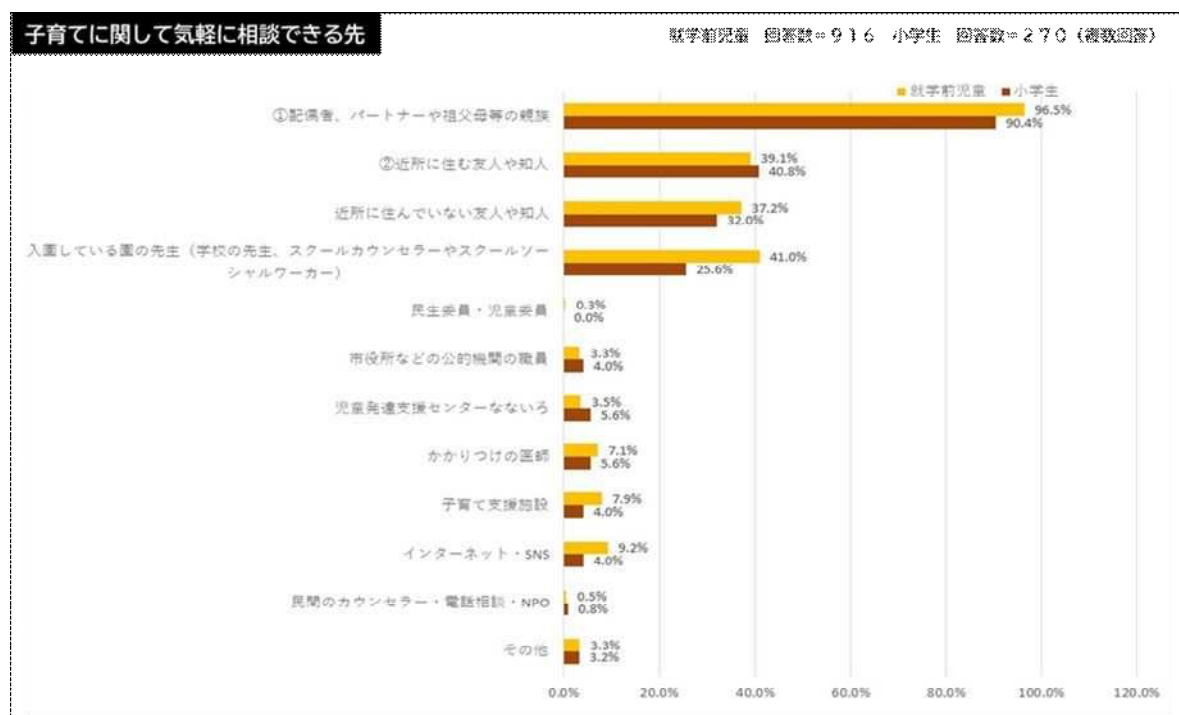
2. 子育てで気軽に相談できる相手

- 就学前児童、小学生ともに、子育てをする上で、気軽に相談できる人が「いる/ある」と回答している割合は、それぞれ前回は3.2ポイント、4.4ポイント下回っている。



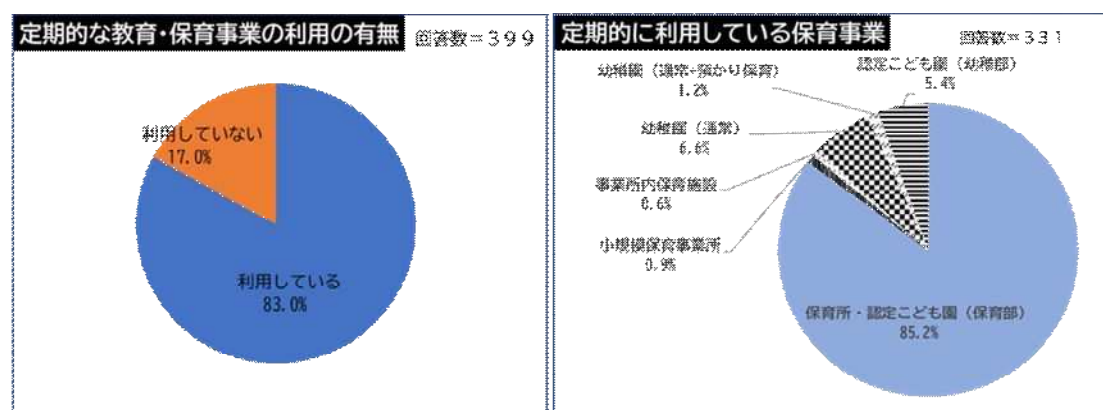
3. 子育てに関して気軽に相談できる先

● 就学前児童、小学生ともに、「配偶者、パートナーや祖父母等の親族」と回答した割合が、それぞれ96.5%、90.4%と最も高くなっている。



4. 定期的な教育・保育事業の利用

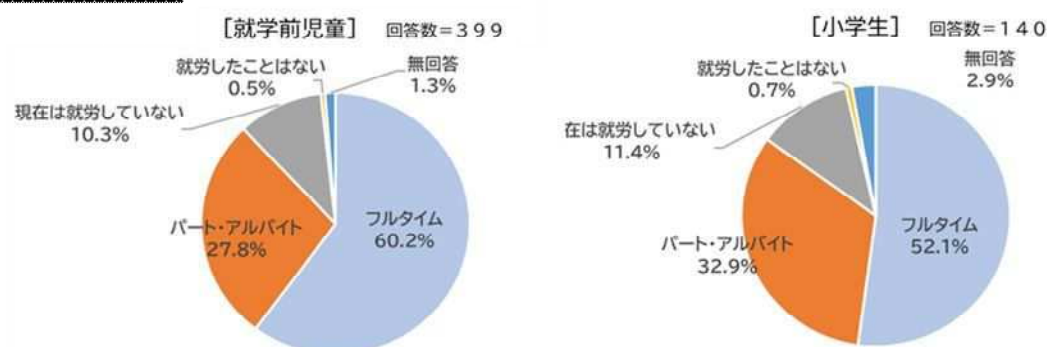
● 定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答した割合は、前回は4.6ポイント上回っている。定期的にご利用している保育事業は、保育所・認定こども園(保育部)、事業所内保育施設、小規模保育事業所を合わせると、前回は4.1ポイント上回っており、保育ニーズが高まっていることが分かる。



5. 母親の就労状況

● 就学前児童、小学生ともに、「フルタイム」「パート・アルバイト」と就労している母親は8割を超えている。就学前児童の「フルタイム」就労については、前回は9.3ポイント上回っており、保育ニーズの高まりとの関係が強いことが分かる。

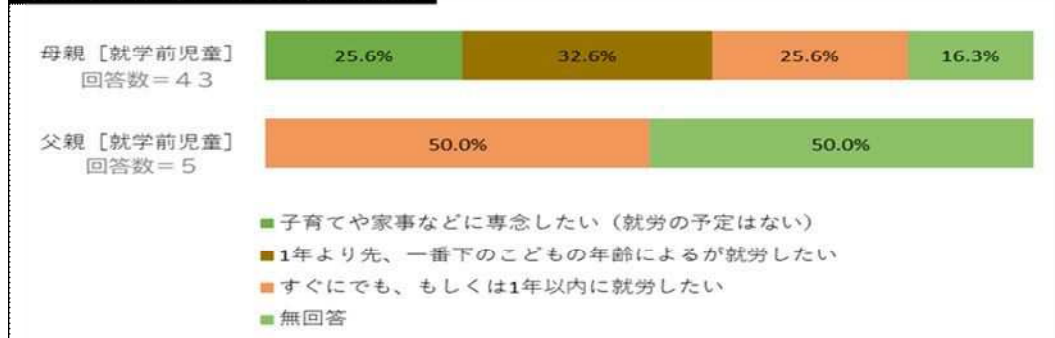
母親の就労状況



6. 就労していない父母の就労希望

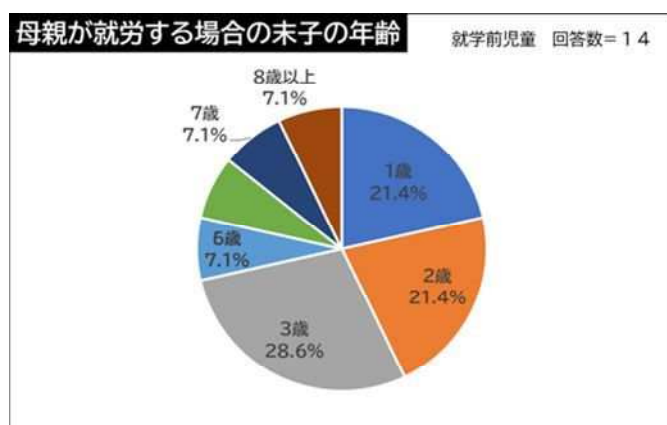
● 1年より先、一番下の子どもの年齢によるが就労したい」、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答した割合が58.2%いるが、前回は17.9ポイント下回っている。

就労していない父母の就労希望



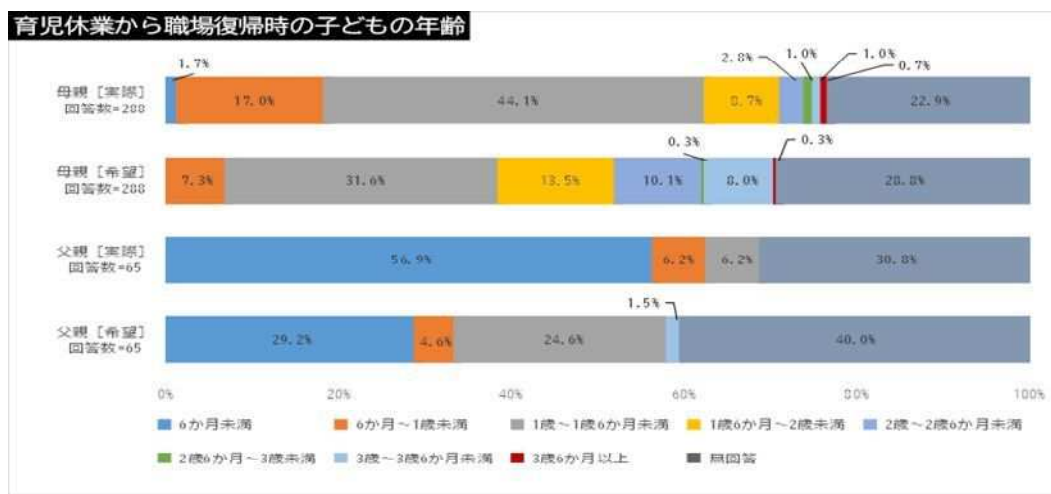
7. 母が就労する場合の末子の年齢

● 「1歳」と回答した割合は、前回は9.5ポイント上回っている。



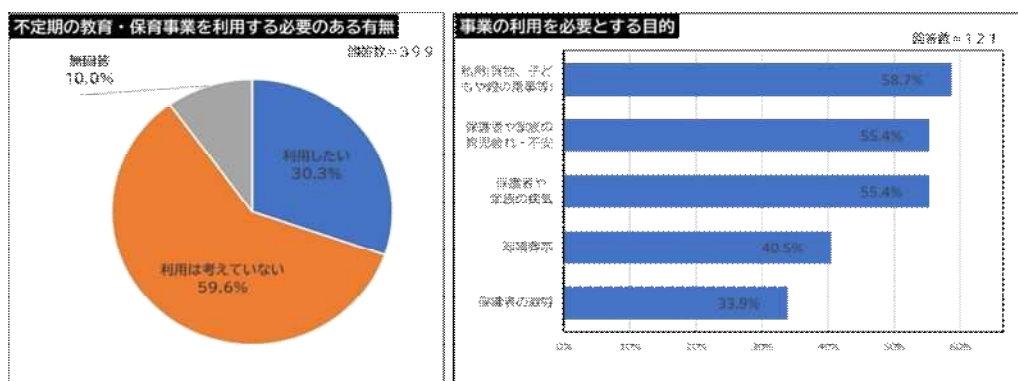
8. 育児休業から職場復帰時の子どもの年齢

● 母親の職場復帰時の子どもの年齢は、「希望」は、1歳6か月以上が45.3%となっているが、「実際」は1歳6か月未満が61.6%となっている。前述7と8により低年齢児の保育ニーズが高いことが分かる。



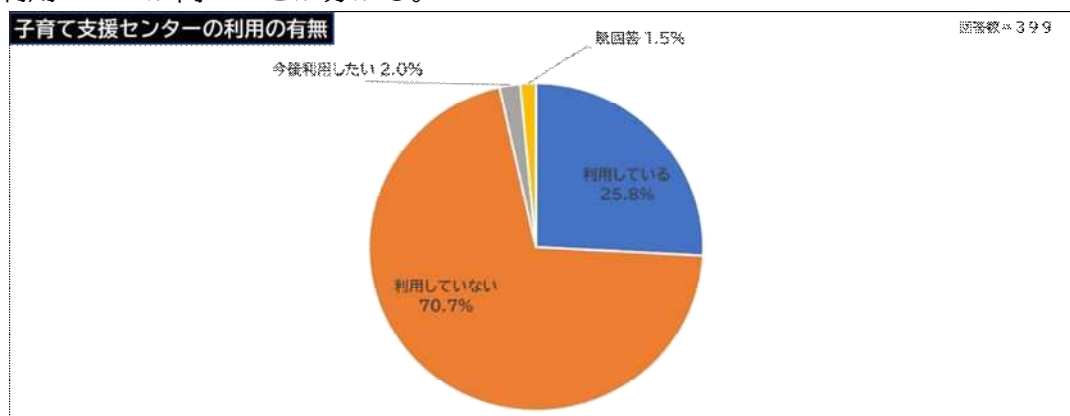
9. 一時預かり等の利用希望について

● 一時預かり事業等を「利用したい」は前回は8.4ポイント下回っているが、一定数の利用ニーズがある。



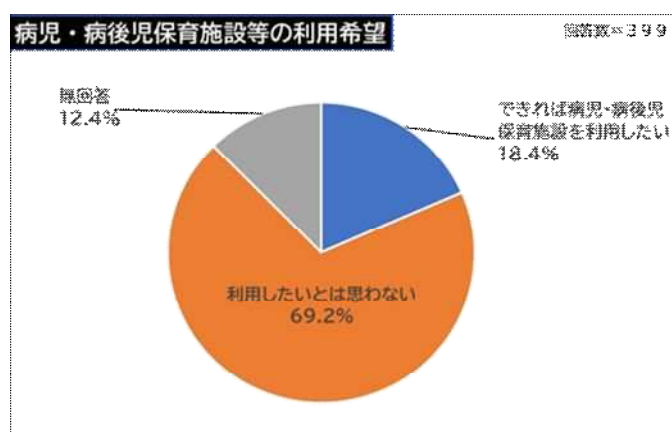
10. 子育て支援センターの利用の有無について

● 子育て支援センターを「利用している」は、前回は14.2ポイント上回っており、利用ニーズが高いことが分かる。



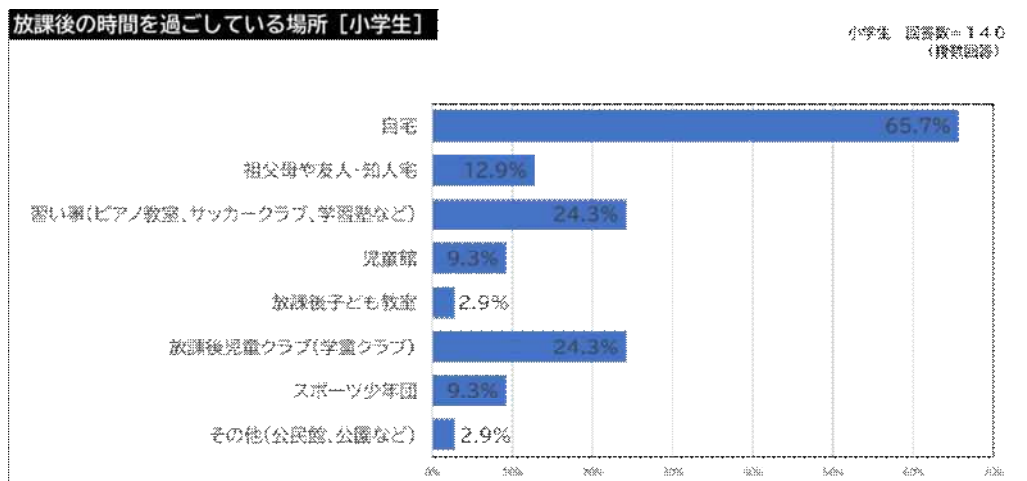
11. 病児・病後児保育施設等の利用について

- 病児・病後児保育施設等を「利用したいとは思わない」が、前回とほぼ同数である。



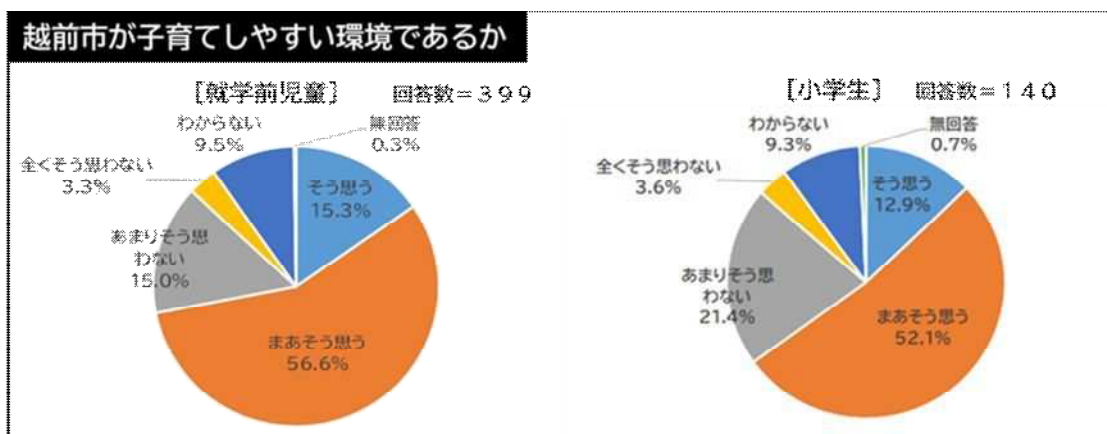
12. 放課後の時間を過ごしている場所について

- 小学生が放課後過ごしている場所は、「自宅」が最も高く、次いで「習い事」、「放課後児童クラブ」となっている。「放課後児童クラブ」については、前回は3.1ポイント下回っている。



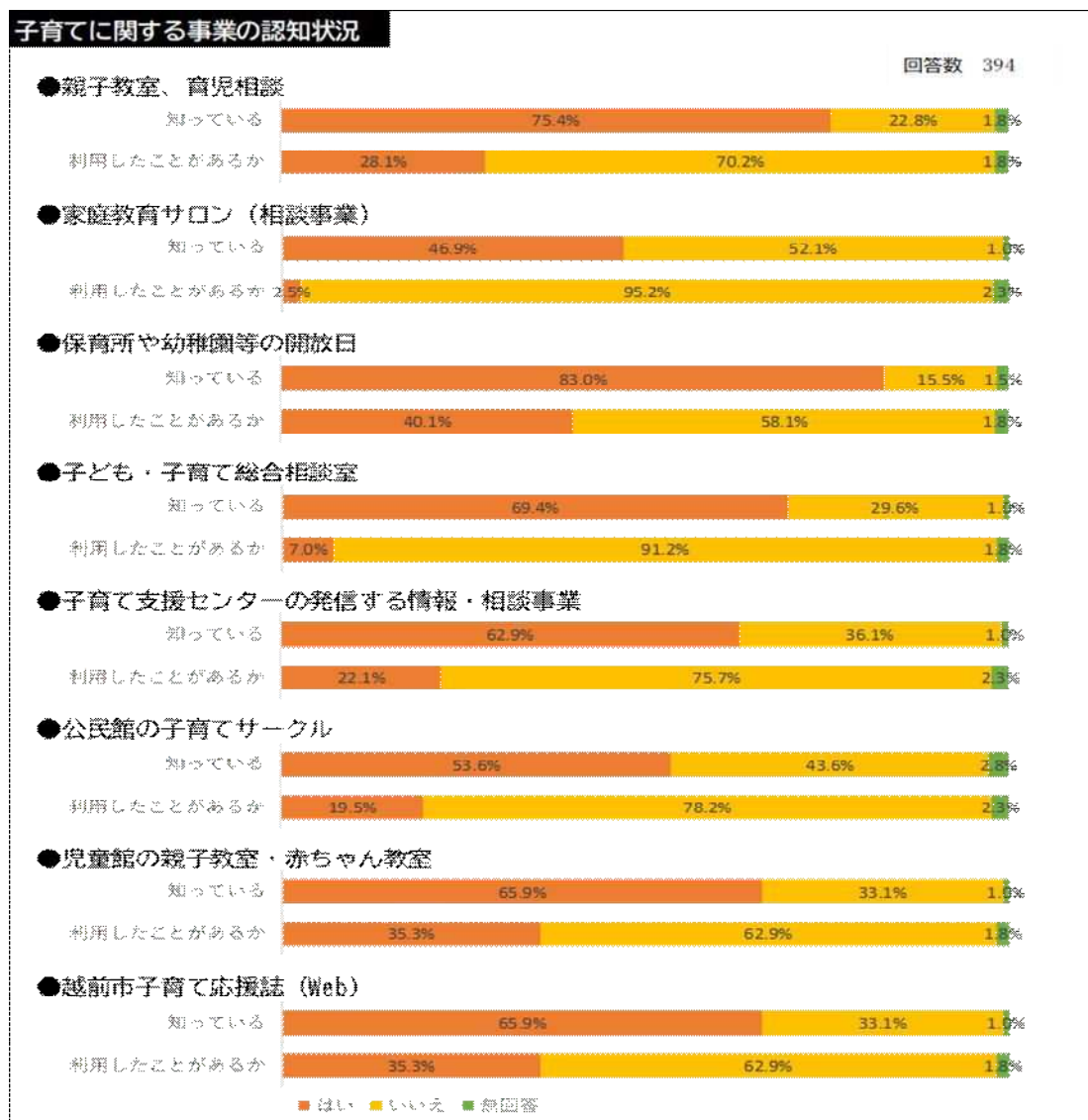
13. 越前市が子どもを育てやすい環境であるかについて

- 子どもを育てやすい環境にあるかについて、就学前児童、小学生ともに「そう思う」、「まあそう思う」を合わせると、それぞれ71.9%、65%が満足している結果となった。



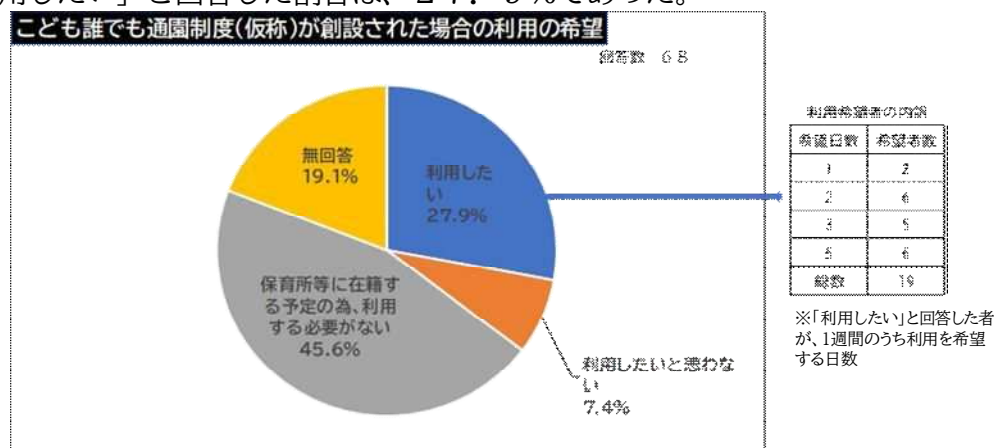
14. 子育てに関する事業の認知状況について

●「家庭教育サロン（相談事業）」と「越前市子育て応援誌（Web）」を知っていると回答した割合が、それぞれ前回は9.1ポイント、19.7ポイント上回った。そのほかの認知度は前回と大きく変わっていなかった。



15. こども誰でも通園制度が創設された場合の利用の希望

●「利用したい」と回答した割合は、27.9%であった。



越前市こどもの生活（貧困）に関する調査
結果報告書

令和6年5月

越前市市民福祉部こども未来課

I 調査の概要

1. 調査の目的

こどもの生活実態を把握し、すべてのこどもがその生まれ育った環境によって左右されることなく、健やかに成長していけるよう子育て政策を総合的に推進するための検討を行ううえでの基礎資料とするために実施。

2. 調査の名称

「越前市こどもの生活（貧困）に関する調査」

3. 調査方法と調査期間

調査対象	①就学前児童（0歳～5歳）の保護者	900人
	②就学児童（小学1年生・小学3年生）の保護者	300人
	③小学5年生・中学2年生の保護者	小学5年生 673人 中学2年生 715人
	④小学3年生、小学5年生、中学2年生のこども	小学3年生 699人 小学5年生 673人 中学2年生 715人
調査方法	①就学前児童の保護者及び②就学児童の保護者には、郵送による配布・回収。	
	③及び④には、学校を通してQRコード付きの依頼文を送付し、WEB上で回答。	
調査期間	①及び② 令和6年2月28日（水）～3月13日（水）	
	③及び④ 令和6年2月14日（水）～2月29日（木）	

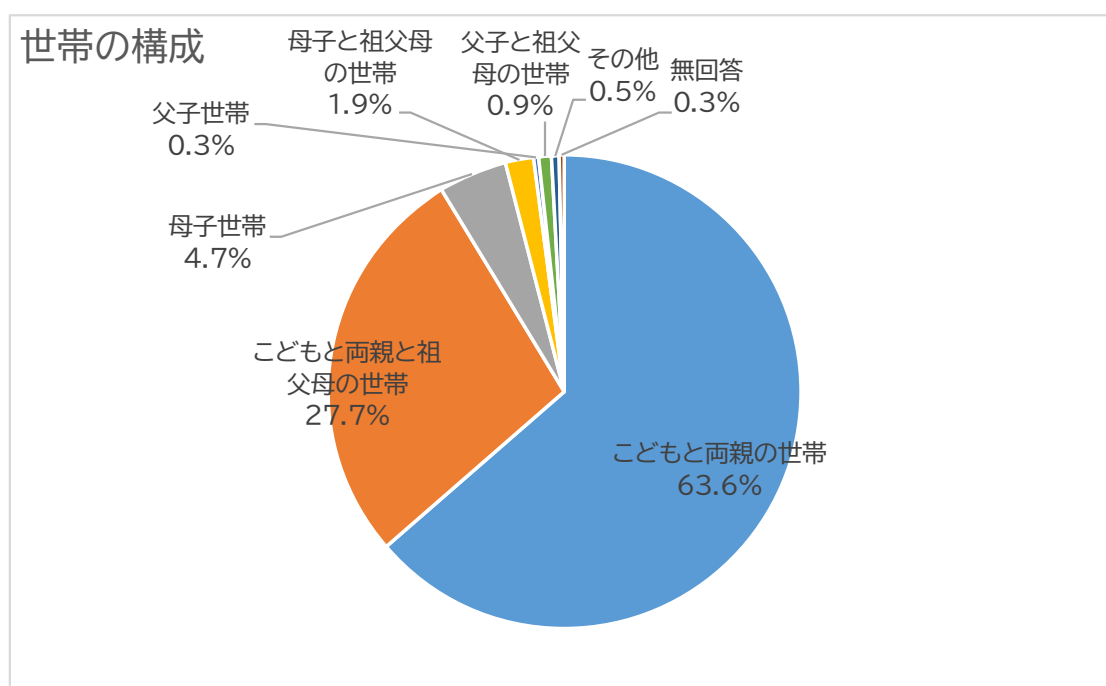
4. 調査回収状況

	配付数	有効回答数	回収率
①就学前児童（0歳～5歳）の保護者	900	399	44.3%
②就学児童（小学1年生・小学3年生）の保護者	300	140	46.7%
③小学5年生の保護者	673	341	50.7%
③中学2年生の保護者	715	271	37.9%
④小学3年生のこども	699	500	71.5%
④小学5年生のこども	673	445	66.1%
④中学2年生のこども	715	415	58.0%

Ⅱ 調査の結果

1. 調査世帯の状況

- 世帯構成は「こどもと両親の世帯」が63.6%と最も高く、次いで「こどもと両親と祖父母の世帯」が27.7%である。
- 母子または父子のひとり親の世帯は、祖父母との同居世帯をあわせて7.8%である。
- 前回と比較し、「こどもと両親の世帯」が8.8ポイント上回っており、「こどもと両親と祖父母の世帯」が4.4ポイント下回っている。「ひとり親世帯」は増減なし。



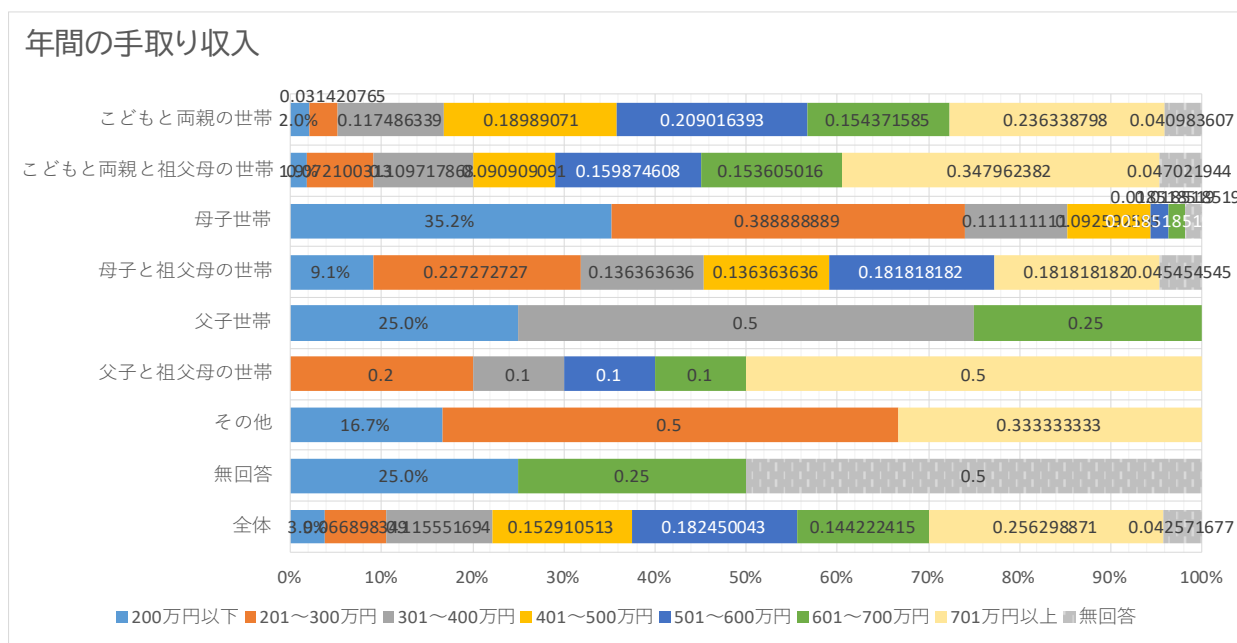
2. 経済状況

(1) 前年(2023年)の世帯全員の手取り収入の合計額

※株式運用などの副収入、児童手当や年金など公的な援助や養育費・仕送りがあれば合計。

●全体では「701万円以上」が25.6%と最も高く、次いで「501万～600万円」が18.2%となっている。

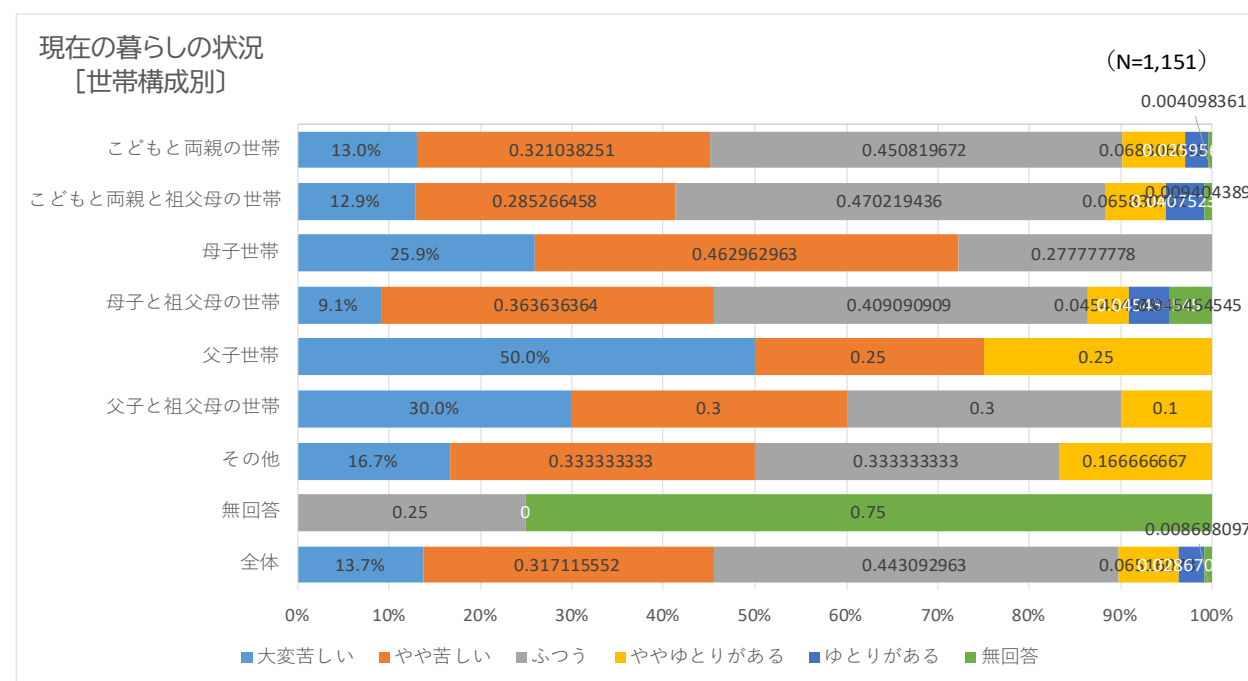
●前回は「501万円以上」32.1%でひとくくりだった上、「無回答」も35.5%を占めたので比較はしづらいが、「501万円以上」は58.2%。



(2) 現在の暮らしの状況

●全体では「ふつう」が44.3%、次いで「やや苦しい」が31.7%で前回とほぼ同じ割合である。

●世帯構成別では、母子世帯や父子世帯で「大変苦しい」と回答した割合が高く、「やや苦しい」も含めると7割以上を占めることになる。



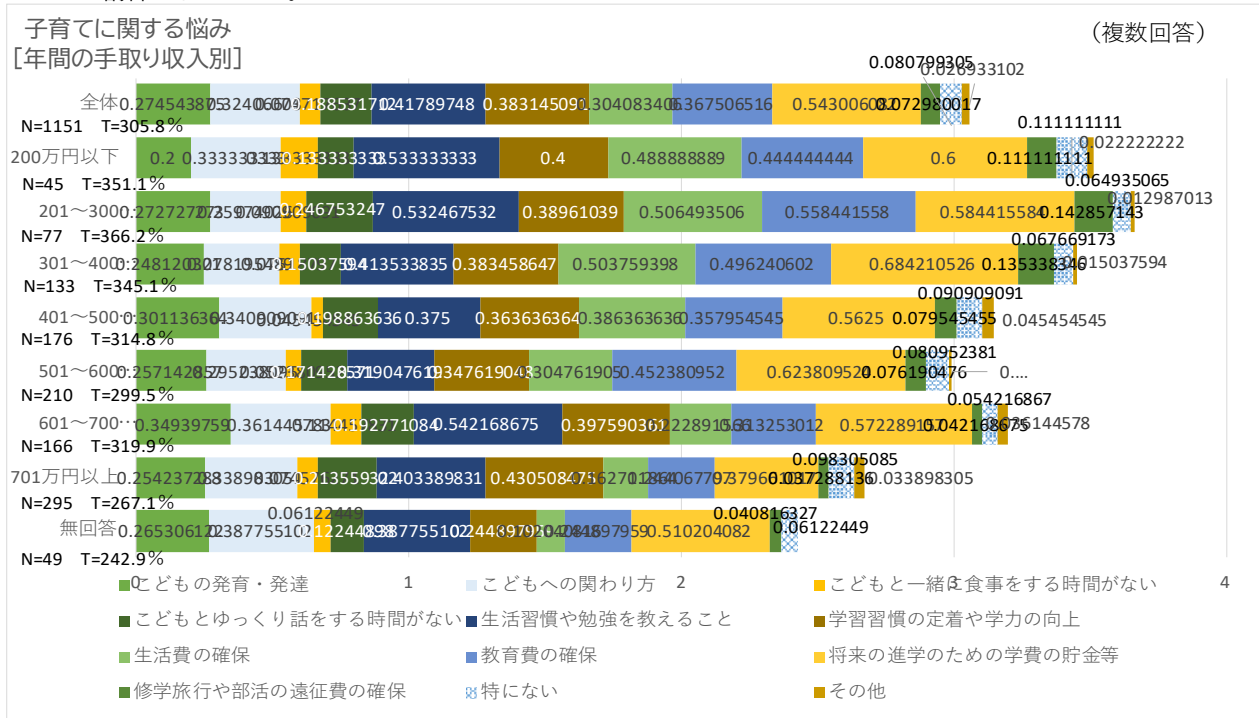
3. 相談の状況

(1) 子育てに関する悩み

●全体では「将来の進学のための学費の貯金等」が54.3%と一番高く、前回と割合ほぼ変わらないが、次いで「生活習慣や勉強を教えること」が41.8%となっており、前回より10.3ポイント上回り、「教育費の確保」も36.8%で前回より12ポイント上回る結果となっている。

●「こどもの発育・発達」や「こどもへの関わり方」を今回新たに質問を加えた結果、27.5%、32.4%。

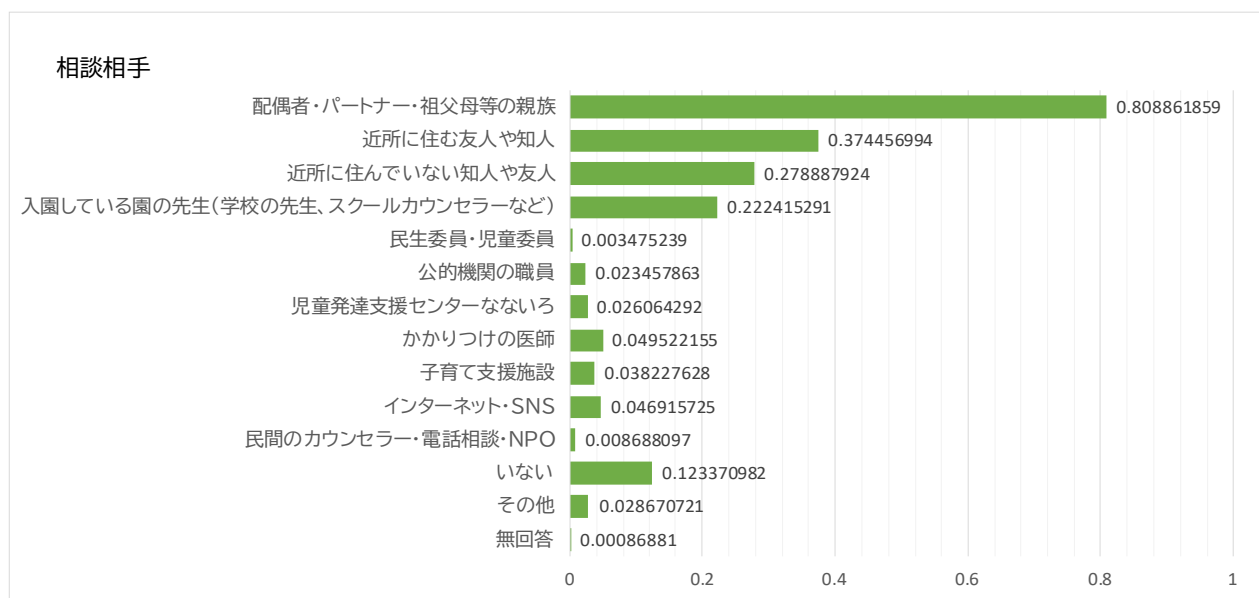
●手取り収入別で見ると、前回同様、収入が低いほど「生活費の確保」と「教育費の確保」など金銭面の悩みが高い割合となっている。



(2) 相談相手

●全体では「配偶者・パートナー・祖父母等の親族」80.9%が最も高くなっている。

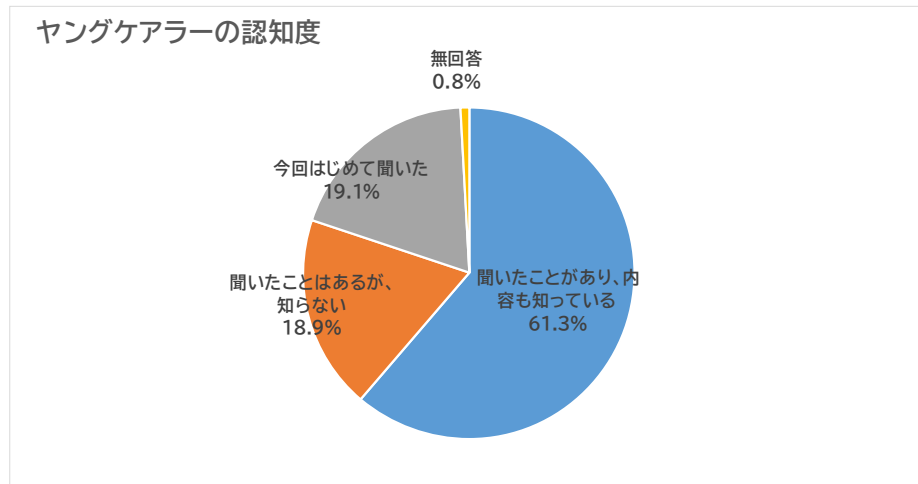
●一方で「いない」の回答も12.3%あり、前回の3.6%から8.7ポイント上回っている。



4. ヤングケアラーの状況

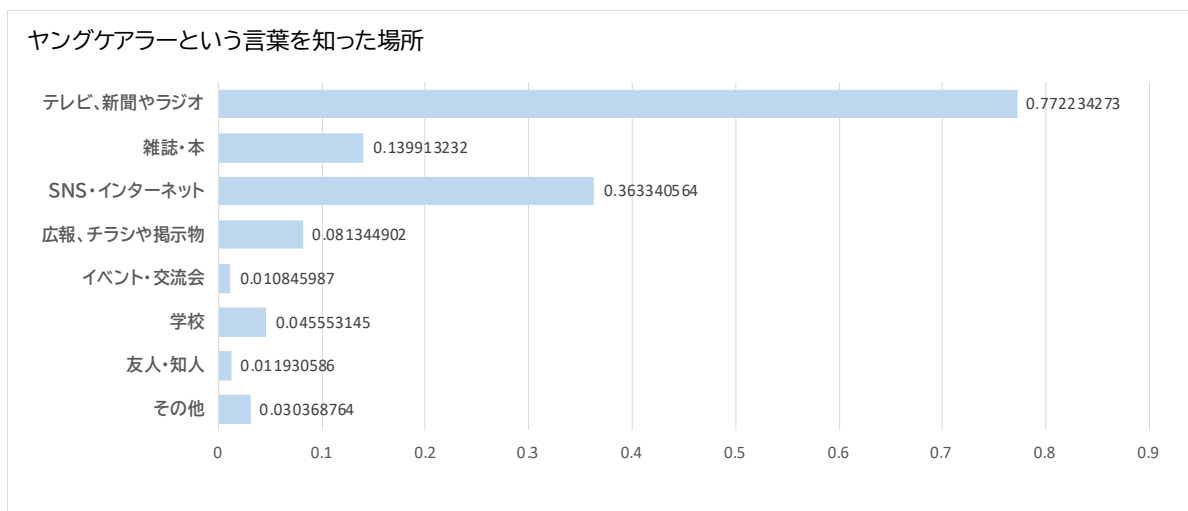
(1) ヤングケアラーの認知度

●「聞いたことがあり、内容も知っている」は61.3%であり、「聞いたことはあるが、よく知らない」18.9%、「今回はじめて聞いた」19.1%であり4割近くの人には認知されていない。



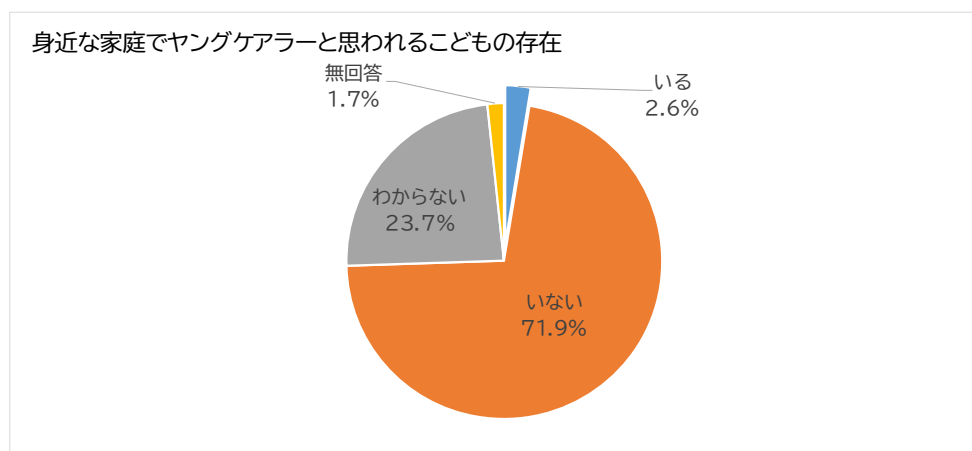
(2) ヤングケアラーという言葉を知った場所

●「テレビ、新聞やラジオ」が77.2%最も高く、次いで「SNS・インターネット」が36.3%となっている。



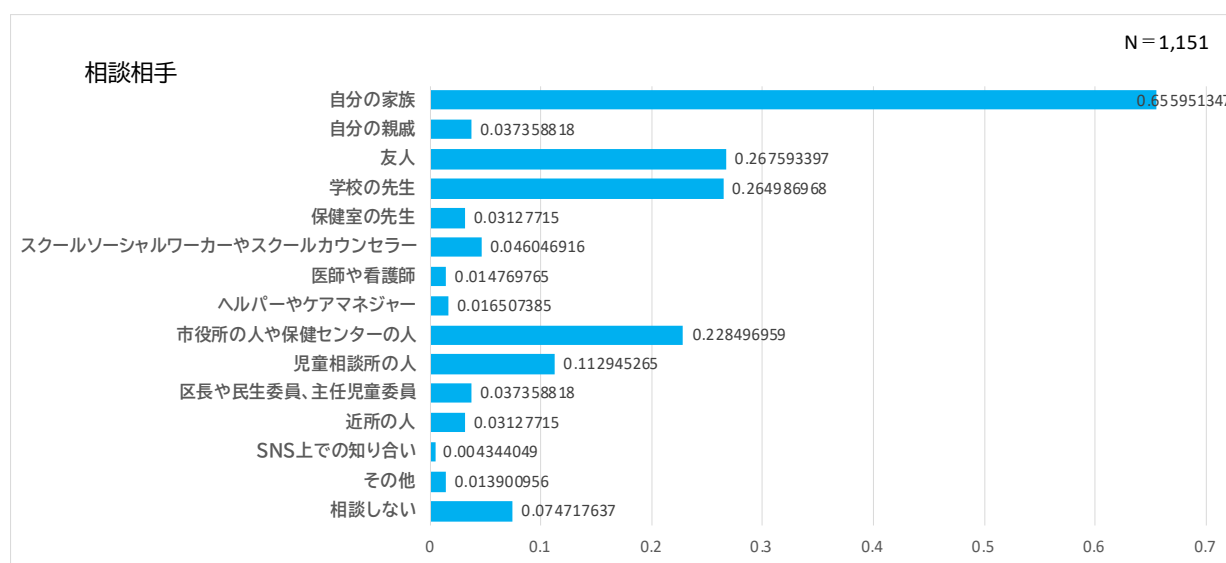
(3) 身近な家庭でヤングケアラーと思われるこどもの存在

●「いない」が71.9%、「分からない」が23.7%、「いる」が2.6%となっている。



(4) 身近な家庭でヤングケアラーと思われる存在を知った場合の相談相手

●「自分の家族」が65.6%と突出して多く「相談しない」が7.5%いる。



越前市こども・若者の意識に関する調査
結果報告書

令和6年5月

越前市市民福祉部こども未来課

I 調査の概要

1. 調査の目的

こども・若者の育成と問題解決に関するさまざまな施策を推進するため、令和6年度に「越前市こども計画」を作成する予定であり、今後のこども・若者支援施策を検討するうえでの基礎資料とするために実施。

2. 調査の名称

「越前市こども・若者の意識に関する調査」

3. 調査方法と調査期間

調査対象 ●市内15歳～22歳のこども・若者
 ●市内23歳～30歳の若者
 ●市内31歳～39歳の若者
 ※ 各年代ごとに400人を無作為抽出

調査方法 QRコード付きハガキを調査対象者に郵送し、WEB上で回答。

調査期間 令和6年2月28日（水）～3月13日（水）

4. 調査回収状況

	配付数	有効回答数	回収率
15歳～39歳のこども・若者	1,200	252	21.0%

有効回答数の内訳

	男	女	その他	合計
15歳～19歳	15	13	0	28
20歳～24歳	14	22	1	37
25歳～29歳	22	44	1	67
30歳～34歳	25	37	0	62
35歳～39歳	22	35	1	58
合計	98	151	3	252

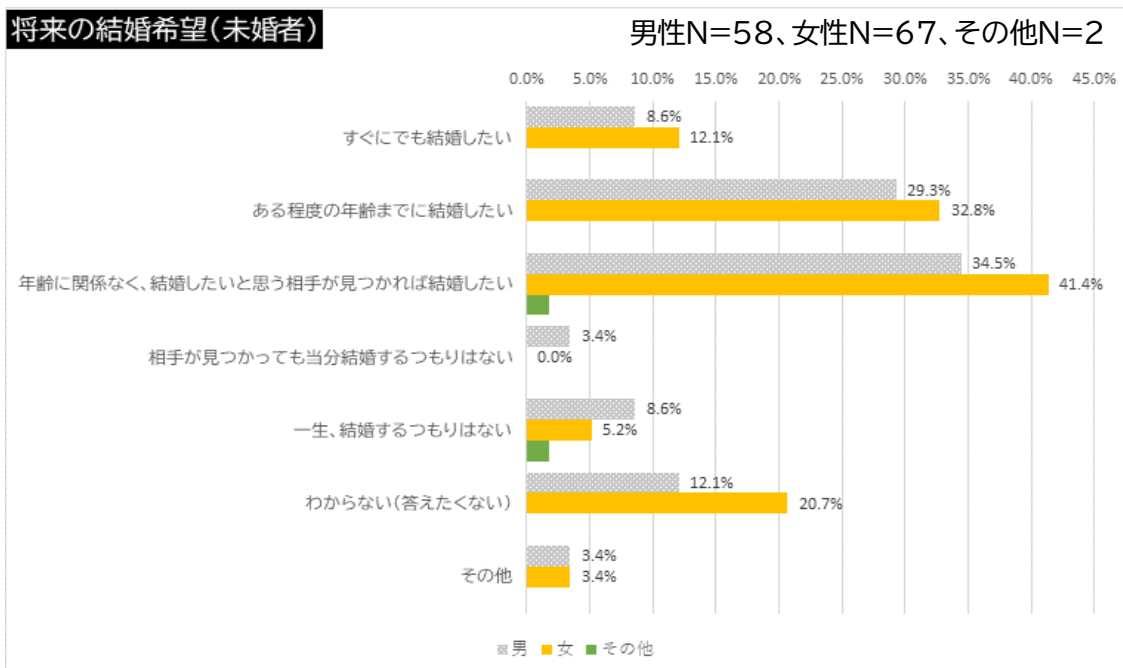
※その他 どちらともいえない、わからない、答えたくない

Ⅱ 調査の結果

1. 将来の結婚希望

(1) 将来の結婚希望（未婚者）

●未婚者について、男女ともに「年齢に関係なく、結婚したいと思う相手が見つければ結婚したい」が最も高くなっているが、男性34.5%、女性41.4%と性別で結婚希望の意識の差がある。

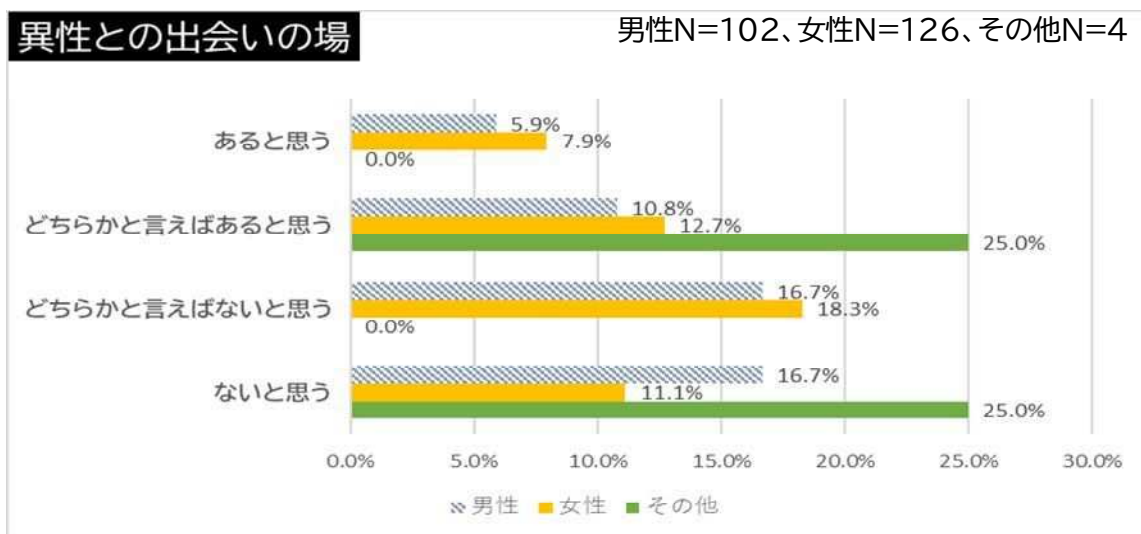


(2) 異性との出会いの場

●結婚を希望している人が、男性の33.4%が「どちらかと言えないと思う」「ないと思う」と回答している。

●女性は、「どちらかと言えないと思う」が18.3%と最も高くなっている。

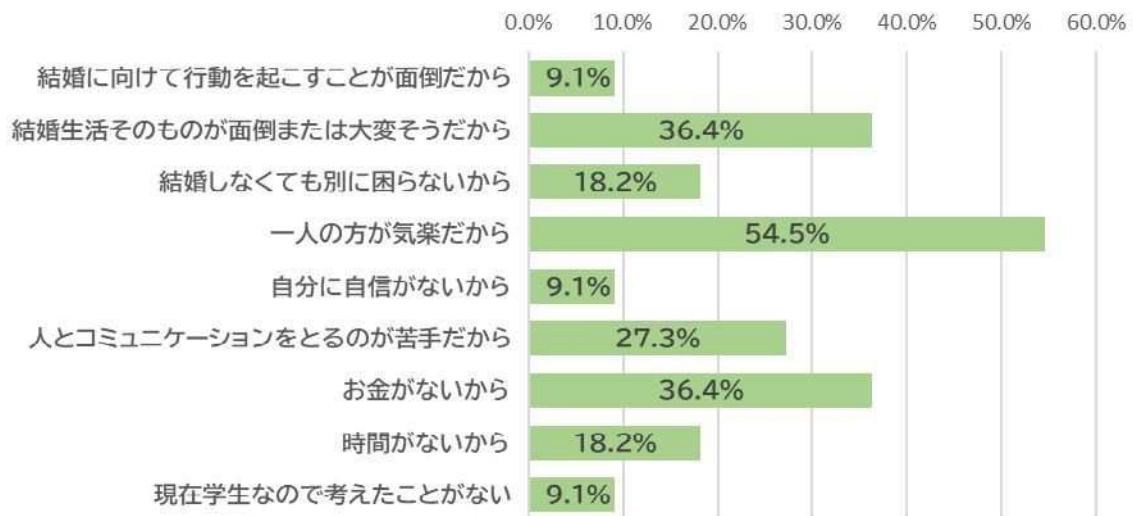
●男女とも、出会いの場が「どちらかと言えない」「ない」と思う人が多い。



(3) 結婚を希望しない理由

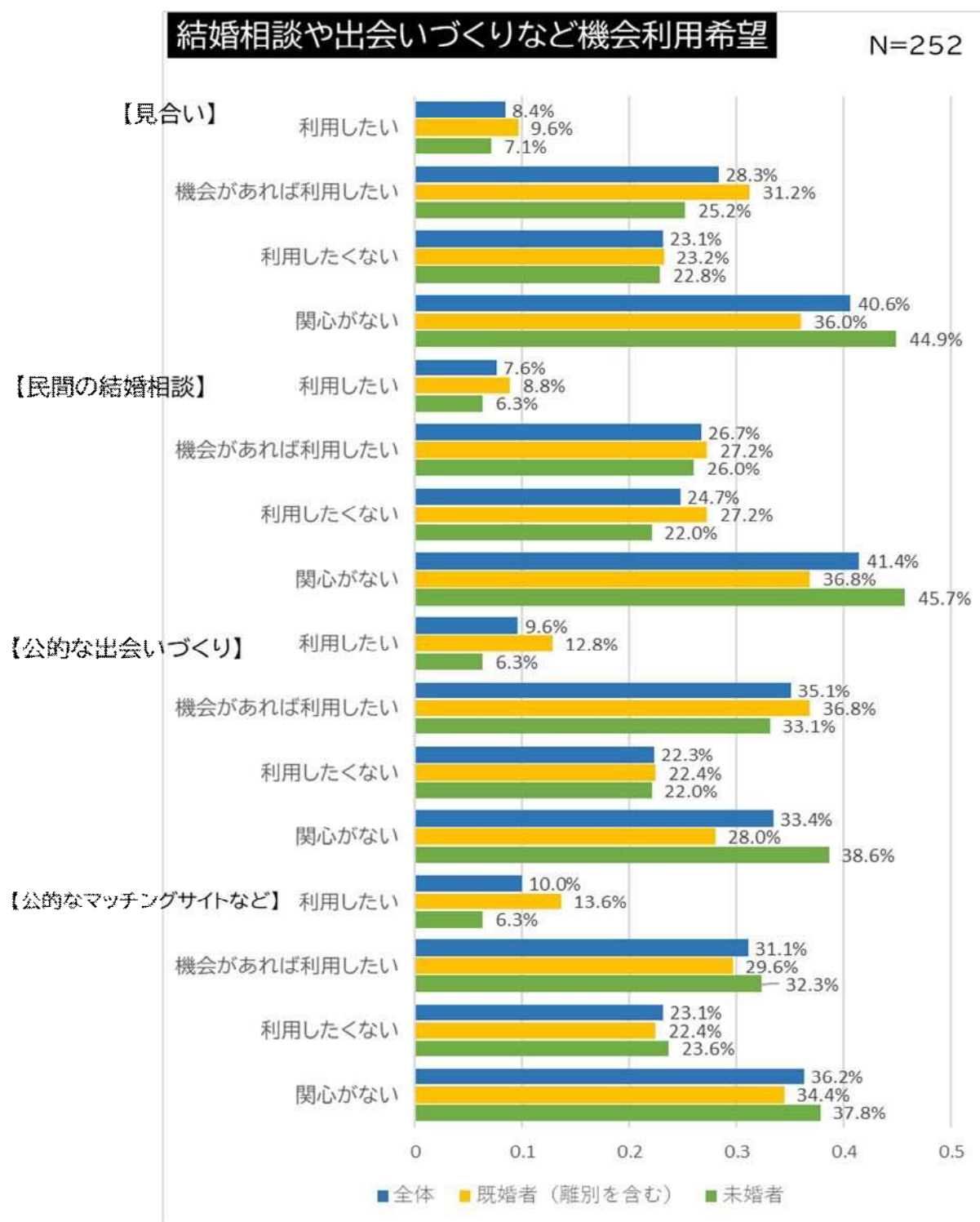
●結婚を希望しない理由では「1人の方が気楽だから」が、54.5%と最も高くなっている。

結婚を希望しない理由



(4) 出会い場の機会利用希望

●「利用したい」「機会があれば利用したい」と回答した割合が最も高いのは「市役所などが行う、公的な出会いづくり（婚活イベントなど）」となっている。

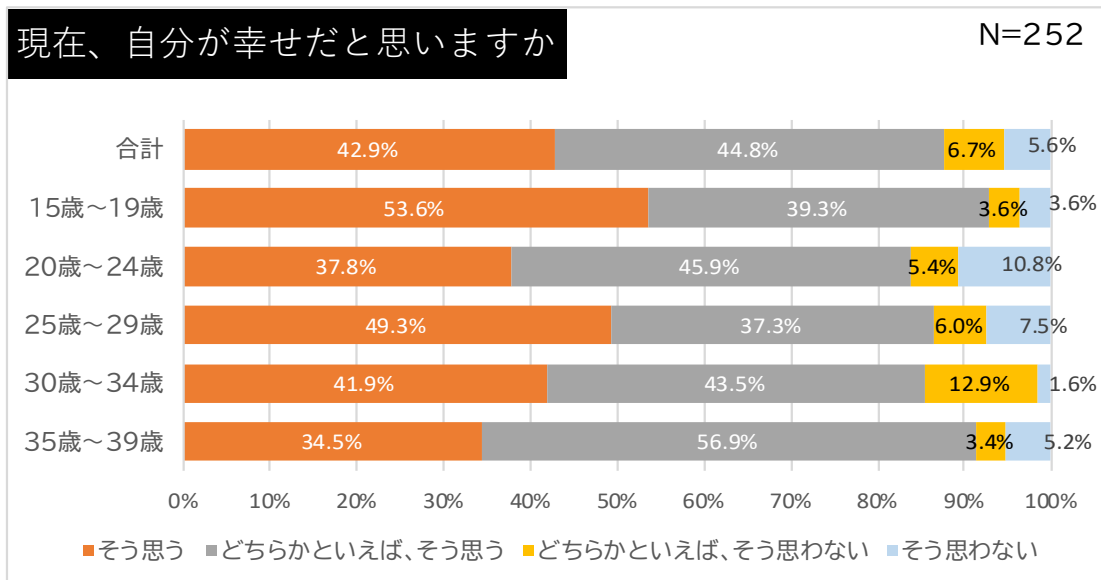


2. こども・若者の居場所

(1) ウェルビーイング

●全体の87.7%の人が「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答している。

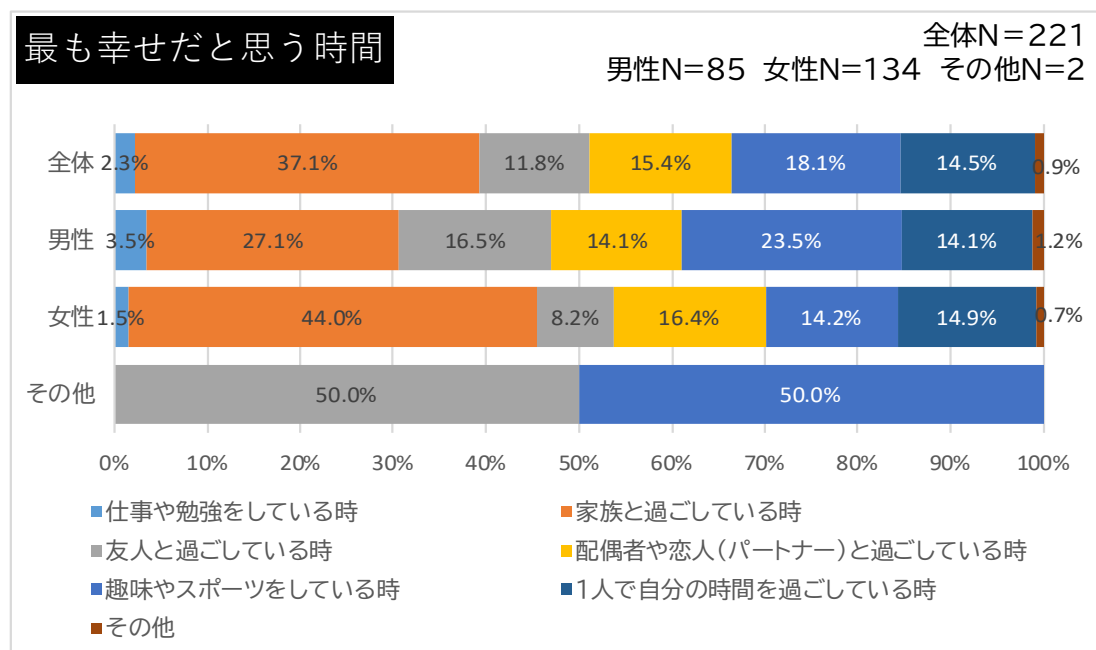
●20歳～24歳では、どちらかといえば、そう思わない」「そう思わない」の割合が最も高くなっている。



(2) 最も幸せだと思う時間

●全体では「家族と過ごしている時」37.1%が最も高くなっている。

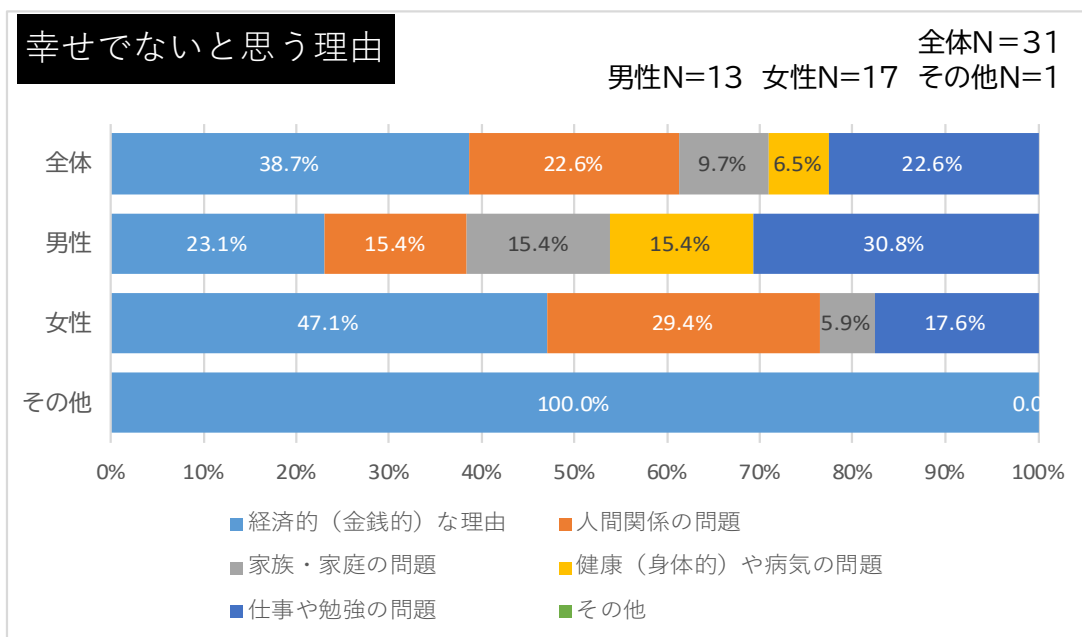
●男性では「1人で時間を過ごしている時」の割合が女性より高くなっている。



(3) 幸せでないと思う理由

●経済的（金銭的）な理由が全体で38.7%と最も高くなっている。

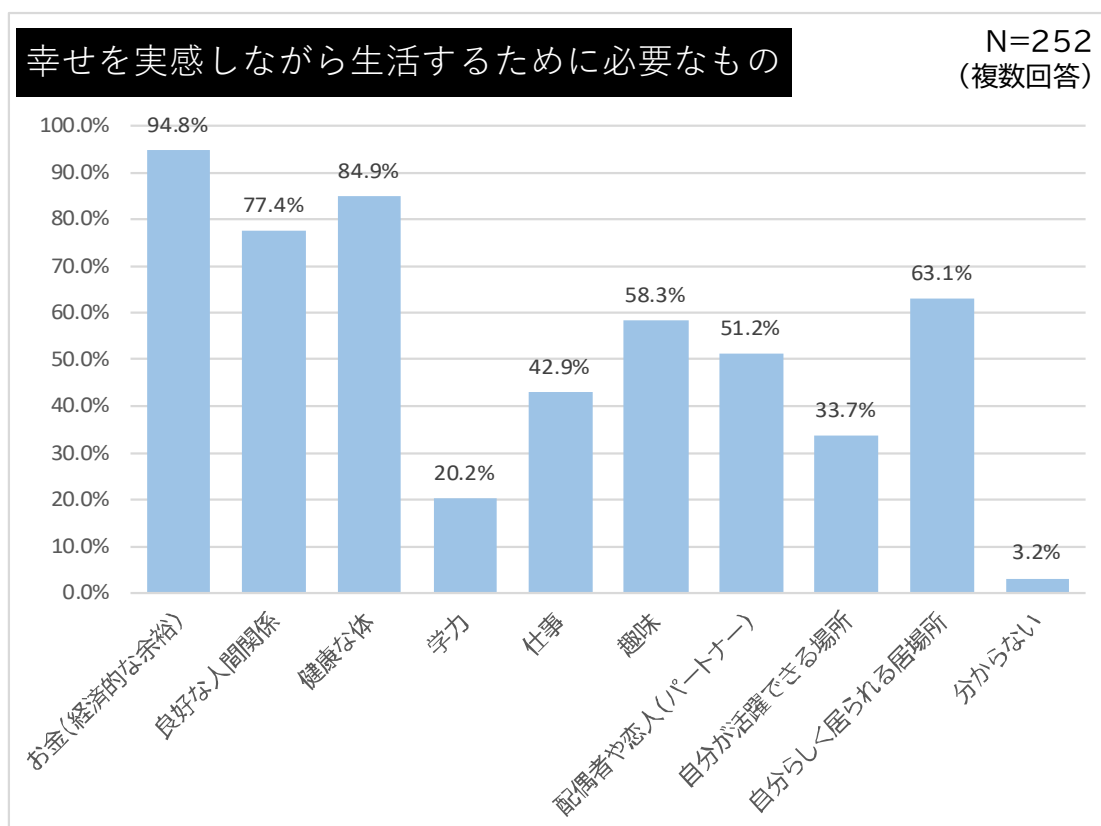
●女性では「人間関係の問題」が男性より高い割合になっている。



(4) 幸せを実感しながら生活するために必要なもの

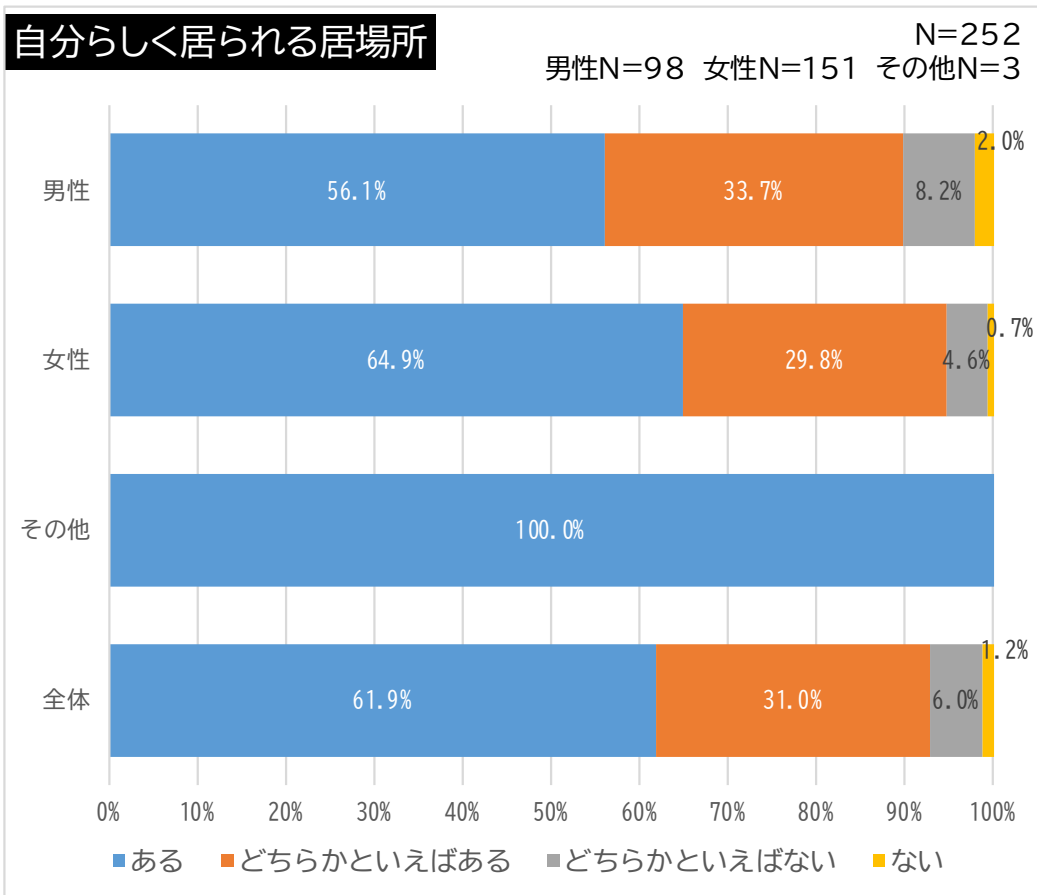
●お金（経済的な余裕）が94.8%と最も高くなり、次いで健康な体が84.9%となっている。

●「自分らしく居られる場所」を選択した割合が63.1%となっている。

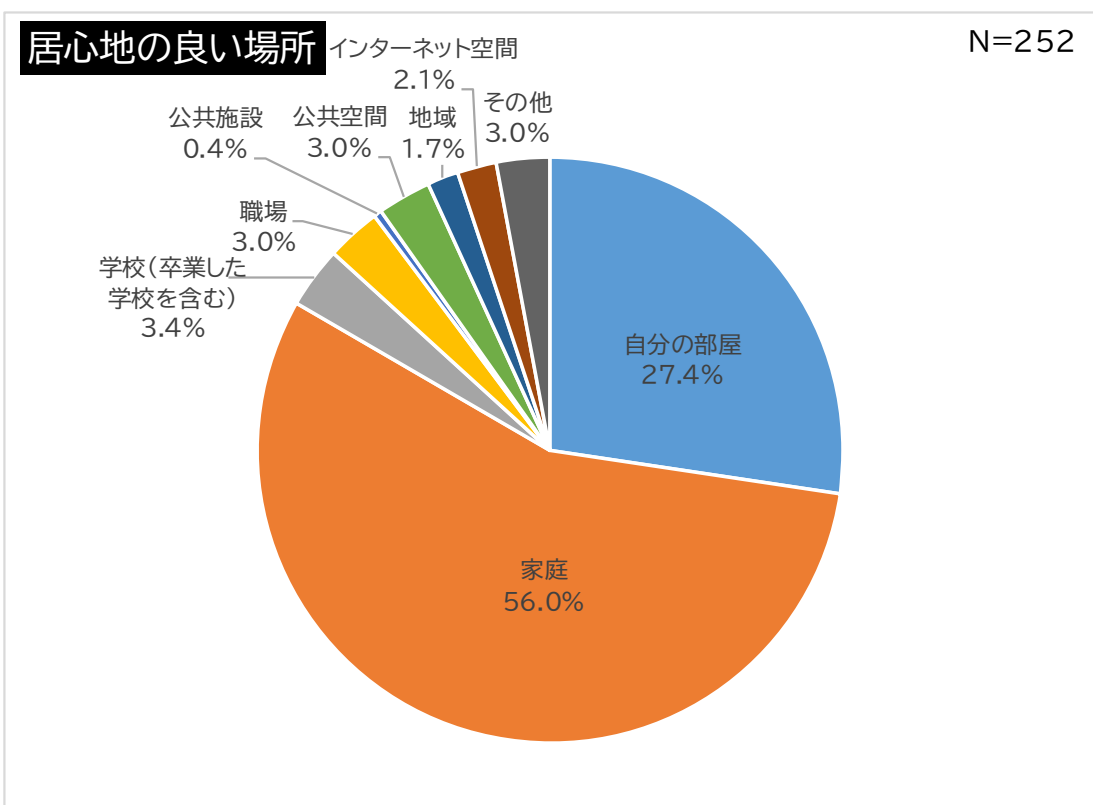


(5) 自分らしく居られる居場所

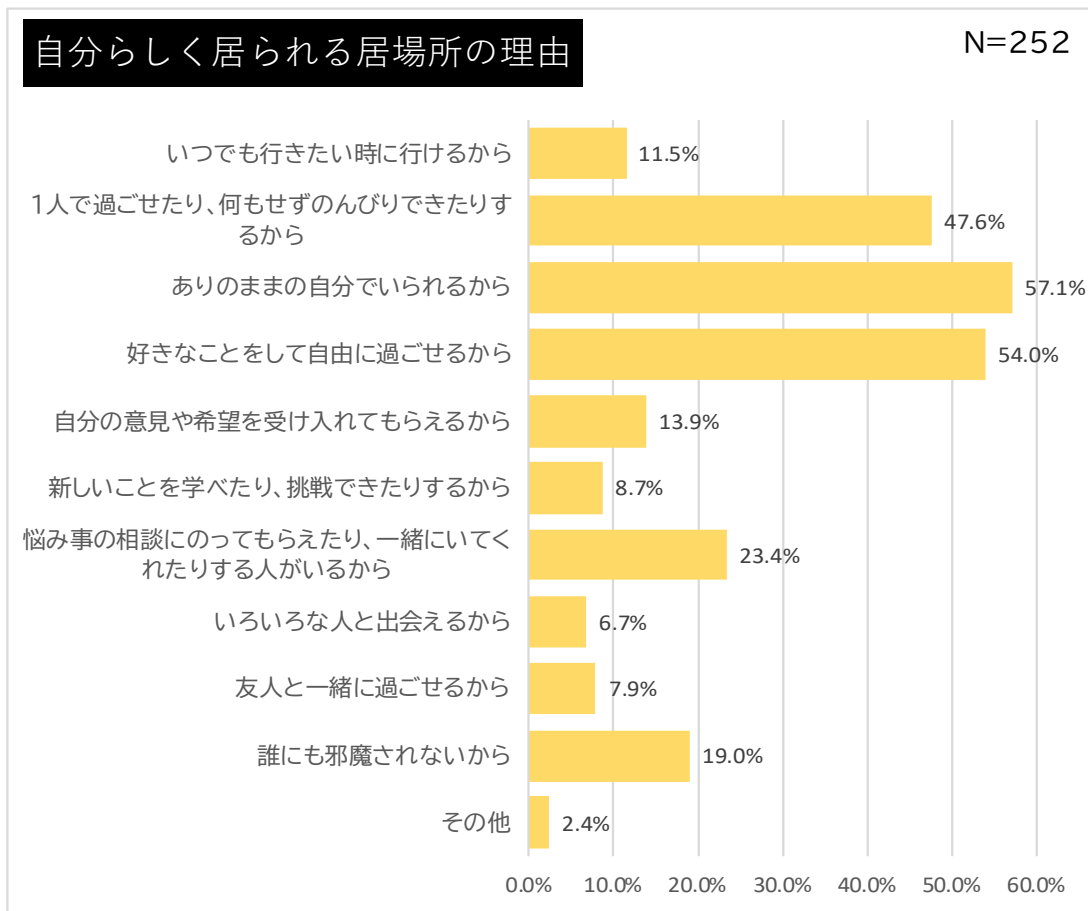
●全体の約93%が「ある」または「どちらかといえばある」と回答している。



●居心地の良い場所は、家庭が56.0%と最も高くなっている。

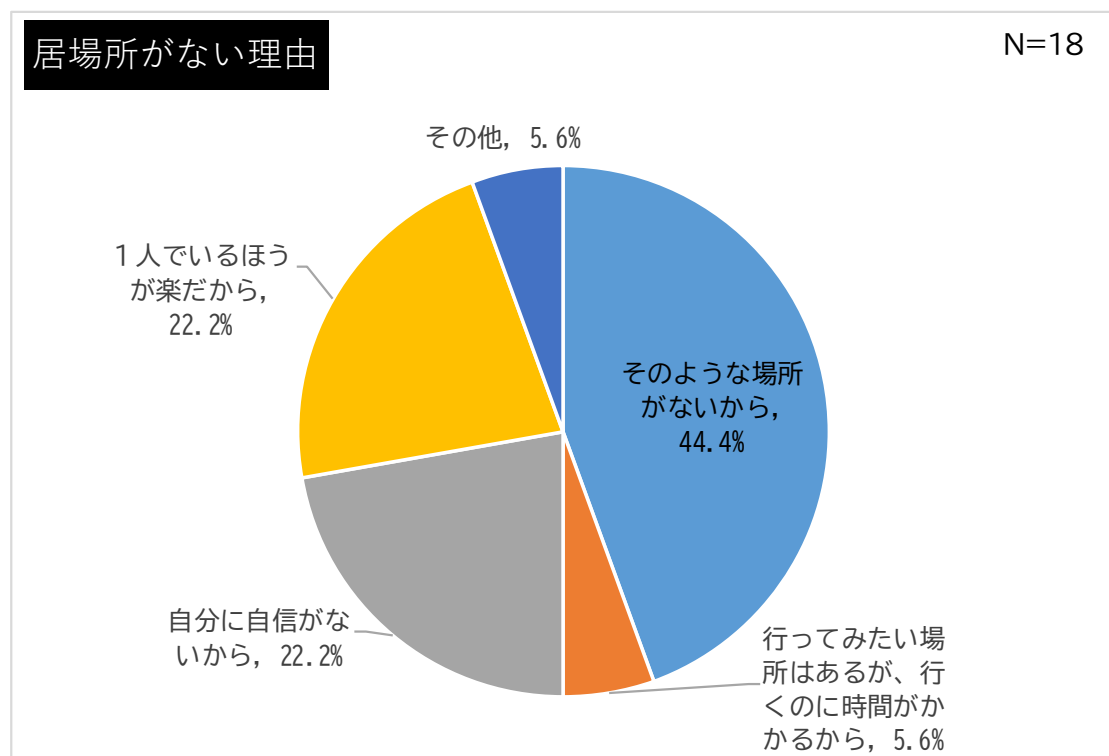


●自分らしく居られる居場所の理由は、「ありのままの自分でいられる」が57.1%と最も高くなっている。



(6) 自分らしく居られる居場所がない理由

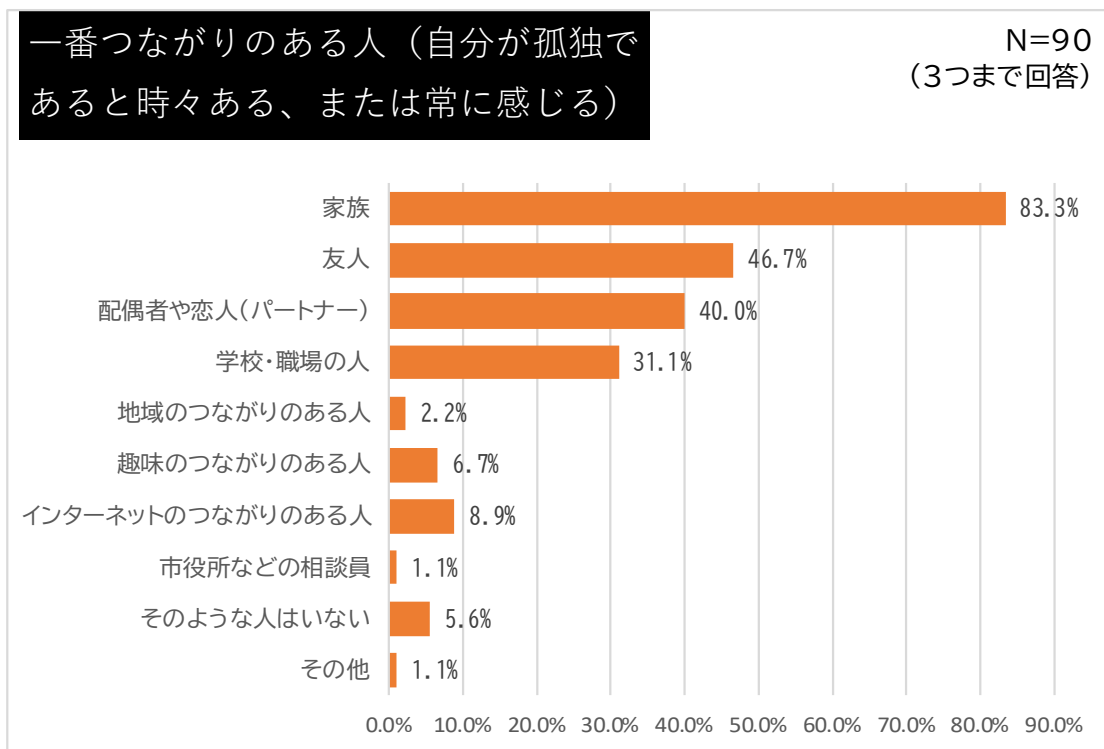
●「そのような場所がないから」が44.4%と最も高くなっている。



(7) 一番つながりのある人

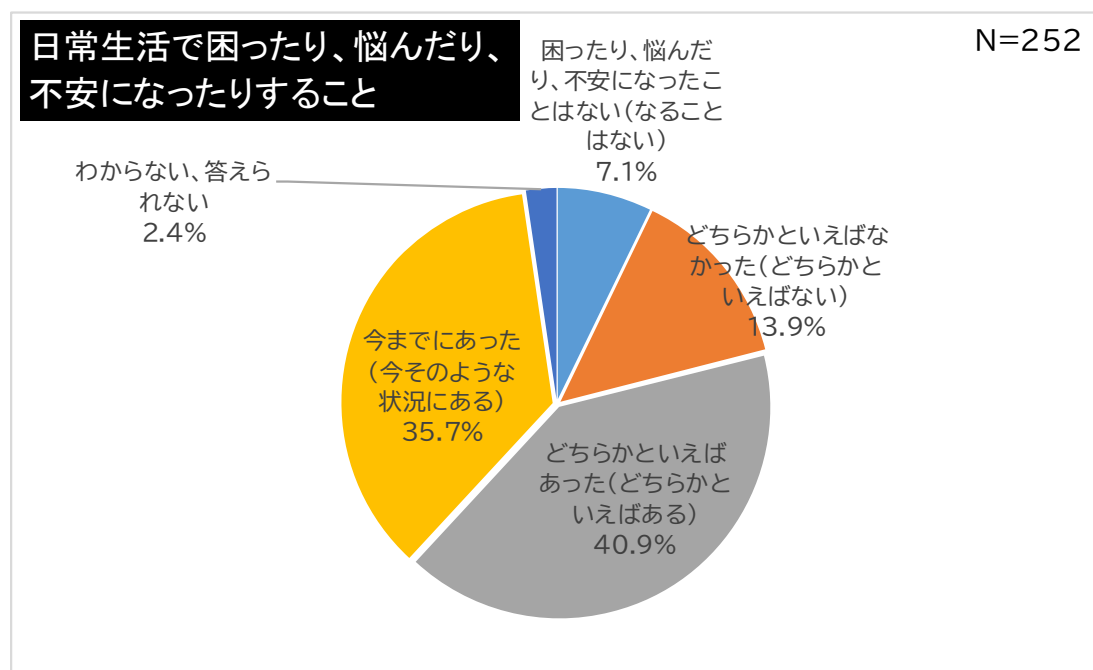
(「自分が孤独であると時々ある」「常を感じている」と回答した人)

●家族、友人の順に回答が高くなっている。



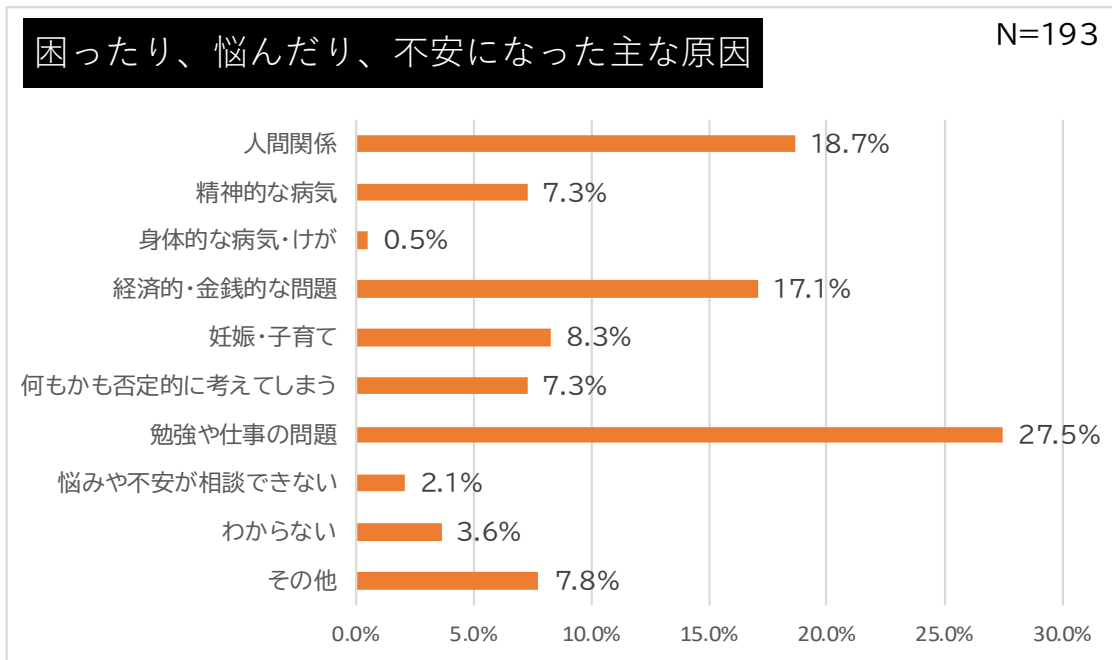
(8) 日常生活で困ったり、悩んだり、不安になったりすること

●今までにあった、又はどちらかといえばあったという回答割合が約75%ある。



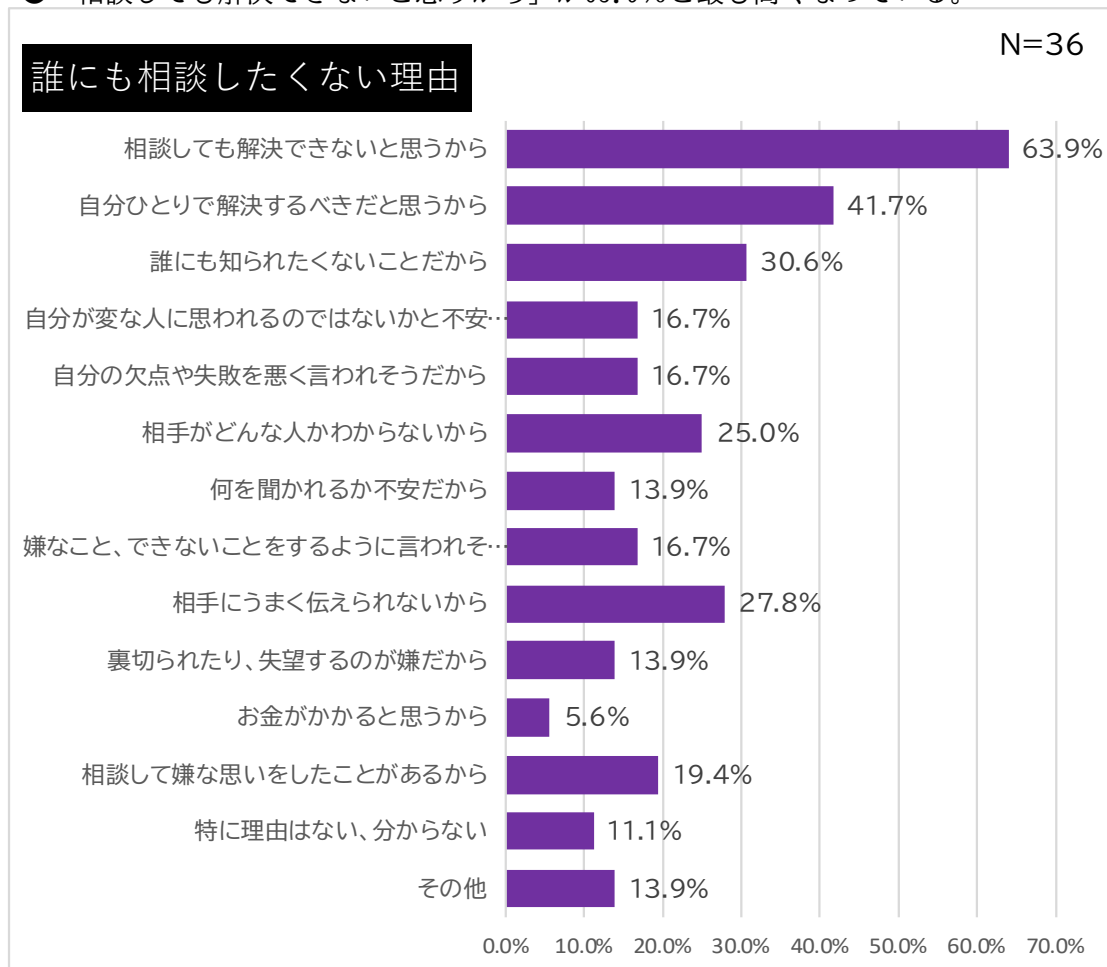
(9) 日常生活で困ったり、悩んだり、不安になったりした原因

●勉強や仕事の問題が27.5%と最も高くなっている。



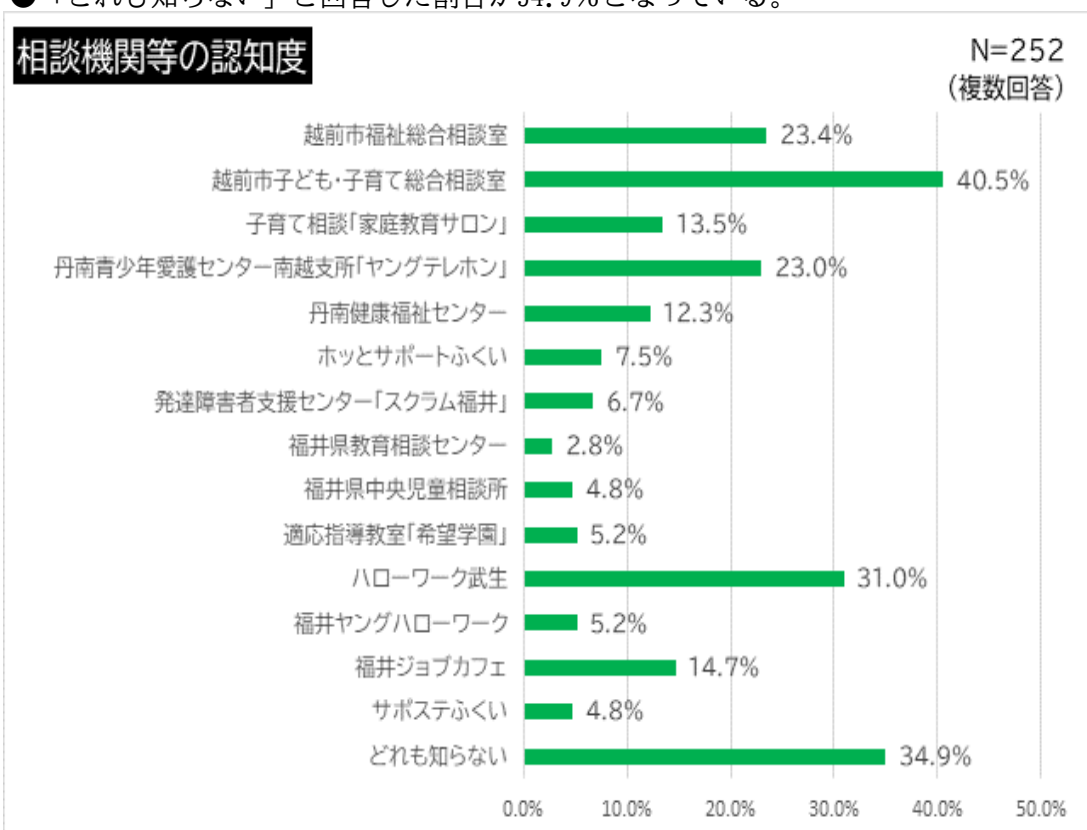
(10) 誰にも相談したくない理由

●「相談しても解決できないと思うから」が63.9%と最も高くなっている。



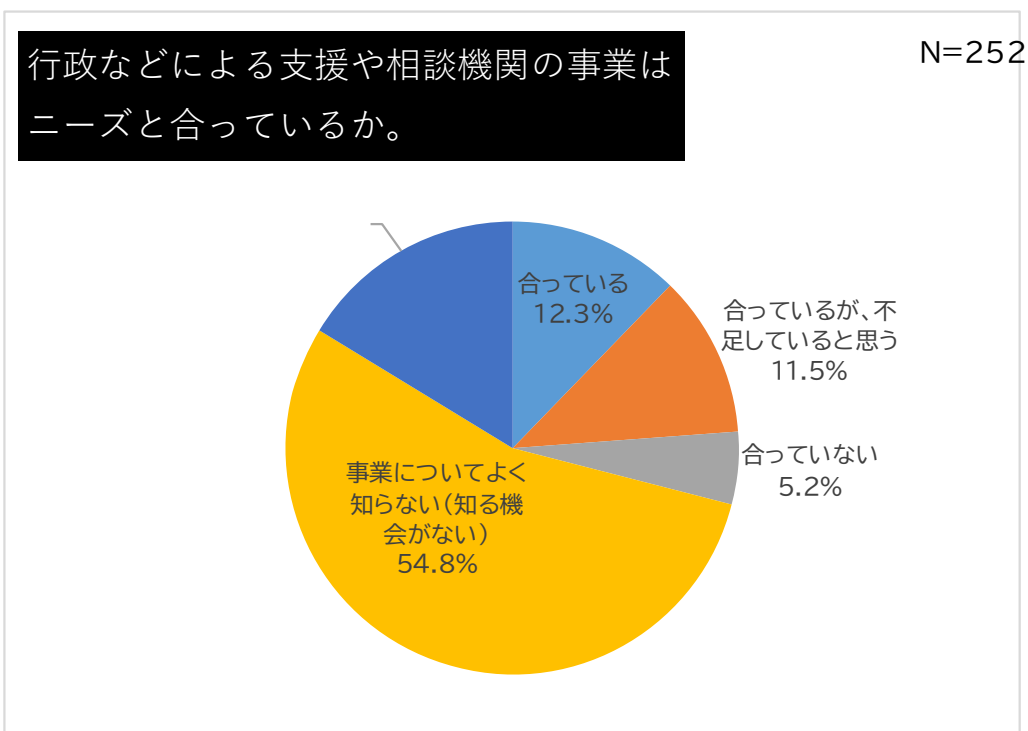
(11) こども・若者を対象とした相談機関等の認知度

- 「越前市子ども・子育て総合相談室（現：こども家庭センター）」が40.5%と最も高くなっている。
- 「どれも知らない」と回答した割合が34.9%となっている。



(12) 行政などによる支援や相談機関等の事業は、ニーズと合っているか。

- 「事業についてよく知らない(知る機会がない)」と回答している割合が54.8%と最も高くなっている。



「子育て支援に関する調査」 (就学前児童の保護者)

自由意見(抜粋)

保育園・こども園

保育園の数が少ない

こども園幼稚園の夏休みを短くしてほしい。現在小学校と同じ期間なので2週間程度にして欲しい。

保育園の年度末(3月末の平日に2日間)の準備のための休園、お盆休み(お盆期間でも仕事のところは多いと思います。公務員も含めて)の休園などは保育園の機能を果たしていないと思う。

長女が在園していた時は、年度末は新年度準備のため保育園が預かってくれない事に不満がありましたが、数年前からは、事前に預かるかどうかのアンケートを取り、預かってくれるようになったので良かったです。

土曜保育の勤務証明を毎回出さないといけない。締め切りが早すぎるので困る。

保育園の入園の際の審査基準について見直して欲しい。仕事と育児の両立を考え、扶養内で働こうとすると、時給が高いとおのずと働く時間が制限されるため、不利になります。こどもは3歳まで自分でみたいと思い仕事をやめましたが、3歳になってから保育園に入れようすると、育休明けより、ものすごく審査基準が不利です。家庭保育を推していますが、家庭保育をすればする程保育園に入れにくくなる気がします。

0～2歳の入園が難しく、働いているもしくは育休中でも落ちている。

福井県は共働きは当たり前という感覚があり、当時出産前から無職だったので生きづらい感じが多少あった。また求職中の保育園への申し込みがとても大変だった。入園できない場合の認可外保育園や一時預かりをもっと充実させて欲しい。

こども園で、先生に対して言いたいことを言えずに我慢する子を何人か見聞きました。子育て支援センターでは、冷たい対応をされる先生も見受けられます。もう少しこどもの声を聞くなり、優しく接するなり、安心して預けられるような場所(地域)になるといいなと思います。

こども園へ毎日オムツに記名して持って行くのが負担なので、オムツのサブスクを取り入れて欲しい。他の自治体のようにおむつ代無料などを取り入れて貰えるとありがたい。

現在通っているこども園は、家庭での保育優先のところがあり、なにかあると「家で保育してください」とのこと。親の仕事が休みかどうかも確認するほどです。こどもとれないといけないのは分かりますが「うちは人数が多いから」と、あからさまに休んでくださいという雰囲気を出されると、非常に預け辛いです。

保育士の先生にはいつもお世話になっています。越前市や福井県が子育てを売りにするのであれば、保育士の待遇を改善して、親が希望する園に入園できるよう整えていただきたいです。

昨今、保育園や小学校での死亡事故が少なくない状況です。原因究明はもちろんですが、その後の対策をしっかりすると共に横展開し、発生ゼロを目指して欲しいと思います。

こども園や学校の担任の先生に対する定期的な保護者からのフィードバックを実施してほしい。こどもへの先生に対する定期的なヒアリングを行うなど、定期的に先生からの虐待がないかなどをチェックする体制にして欲しい。

小中学校

校内調理の安心・安全な給食をこれからも続けてほしい。それが無料だとより嬉しい。

小学校の駐車場の白線を引き直して欲しい。

ラーケーションを導入して欲しい。

病児・病後児保育

病児保育の枠が少なく利用ができない事が多々ありました。施設を増やして頂くか利用できる枠を増やして頂きたいです。

定員が少なく預けることが出来ず、福井市の病院を利用しなくてはならない。近くに施設があれば利用したい。

一時預かり

保育園の一時預かりは保育士に余裕がないのか断られたり、何日か前から予定をしないと利用出来ない事が多い。保育園の大変さも分かるので、保育園の一時預かりだけではなく、支援センター、ふく育さん等急な預かりに対応できる場所が増えると良いのではないかと思います。

「子育て支援に関する調査」 （就学前児童の保護者）

就労や病気以外で気軽に一時的にこどもを預けれる所を充実して欲しい。
一時預かりを利用しているが、利用客が多く1か月前の予約が必要、希望が通らないことも多々ある。保育園の一時預かり事業が保育者不足で機能していない。
料金が高くなっていいので、17:00以降も預けられる一時保育所が欲しいです。自宅でこどもを見てくれるベビーシッターのようなサービスが欲しいです。保育園や幼稚園の一時保育の空きがほとんどありません。
医療機関
丹南地域の小児科が少なすぎる。救急の場合や夜間に福井市まで連れて行くのは困難。対応できる病院を充実してほしい。子育てする環境としては不便が多い地域だと思う。
小児科の受診予約ができるのはありがたいが、待ち時間が長くすぐに診てもらえない。
越前市には産婦人科が少なく、産む環境はあまり整っていないように感じます。
毎回県外への里帰り出産をしていますが、手続きが複雑であったり、越前市の産院では出産時に上のこどもをみてくれないなど、子育てのしにくさを感じます。
放課後児童クラブ
祖母が隣の家に住んでいたため学童に入れず、働きたくても働けない状況が続いています。祖母は体が弱いためこどもの送迎などを頼めず、仕事も短時間にするなど非常に大変でした。1年生こそ学童が必要なのに、3年生までの必要性があるのでしょうか。
子育て
枠にはまった考え方で子育てをしてしまったり、環境が枠にとらわれているなど感じたりします。枠から外れたら認めないというこどものころからの固定観念を中々なくすことが出来ない親はいっぱいいると思います。もっとゆったり子育てが出来る考え方になりたいです。
家での食生活について不安がある。
核家族化が進んでいて、両親が共働き、必ずしも土日祝が休みの仕事でない人が増えているが、保育園や児童館などこどもを預かってもらう施設は土日祝が休みのためこどもを預けられない時がある。土日祝も柔軟に対応できる所が市内に1ヶ所はあっていいと思う。
手軽にシッターをたのめると良い。病気の時、早朝や夜間に頼れる人がいると良い。ファミリーサポート不足。
職場や社会全体の子育て認識が祖父母等の支援があって当たり前になっていることに疑問を感じる。祖父母等の支援を受けることができない核家族への支援メニューがあってもよいのではないかな。
一時預かり施設の先生の感じもよく、とてもありがたい。すぐに予約がうまってしまうのが残念。
支援センターの数が多いことはありがたいです。
こどもが0～3歳の頃、子育て支援センターに大変お世話になりました。土日祝も開けてくれていて、土曜・祝日が仕事の夫には頼れず、いつも朝から夕方まで必要な居場所でした。センターにいる職員さんも話を聞いたり、親が疲れて居眠りしている時もこどもと遊んでくれました。ゴールデンウィークも開いていて本当に助かりました。子育ては、一人ではできません。保育園、小学校も含めて地域や越前市に育ててもらっていると感じています。
送迎をお願いできるところがあるといいと思ったことがある。 長期の休み中は昼ご飯問題が発生するため、安価で頼める弁当などがあると助かる。
コロナ禍で親同士が触れ合う機会が減っているので、もっと知り合えるきっかけ作りになるイベント等があったらいいと思います。
家庭経済
物価高でオムツやミルクの値段なども高いため、日常生活に必要な物の支援などがあるとありがたい。
物価高騰等により、経済状況の不安があります。保育料等の見直しをお願いいたします。
こどもの遊び場ばかり作っても行かない子も多い。施設にお金をかけず、こどものいる世帯にもっとお金とか配ってほしい。

「子育て支援に関する調査」 (就学前児童の保護者)

産みやすい、育てやすい環境を作るには、まだまだ金銭面、人員面での支援が足りていないと思う。たくさん産むほど支援が得られるといいが、現状は産むほど大変になっている。せめておむつ代くらい補助があればと10年以上思い続けています。

税金(所得税など)の軽減又は免除をお願いしたい。

こどものインフルエンザワクチンの助成をして欲しい

0～2歳児も保育料を無償にして欲しい。病児保育は第1子も無償にして欲しい。保育料は休んだ日数分返還してほしい。延長保育の時間基準が厳しい。

0～2歳の第2子以降の保育料が無償化されたのは嬉しいが、3歳以上になっても給食費や制服等の園指定のものにかかる費用等がかからないようにして欲しい。

天候に関わらず遊べる場所があり、子育てしやすい場所であると感じます。しかし、妊娠、出産に関しては以前住んでいた場所よりも自分が負担しなければならない額が多く、出産の際にも祝い金などなく、出産するのは別の市の方が良いと感じました。公園の整備などにお金をつかうのも大事かもしれませんが、予防接種(任意のもの)に使える補助券を出したり、一か月健診(産婦)、一週間健診(母子ともに)の費用を出してくれるなど、生まれてくる子どもとその親に平等に配分されるお金も大切だと思います。

仕事と育児

小学校に上がったフルタイムで働きにくい。

子どもを預けて働けるのはありがたいことですが、越前市でももっと在宅で仕事ができるようになると子どもがいる母親も負担感が減る気がします。在宅ワークの促進をしていくのはいいと思います。

育休明けの職場復帰のサポートをもっとしっかりしてほしい。私自身育休明けの仕事に対する不安が大きいので企業などには配慮をお願いしたいです。

育児休業が1年取得しか出来ず保育園入所となったが、保育料が高額であったため第2子をあきらめるかもしれない。

2人子どもを産みましたが、育休は母親である私のみが取得しました。産後1か月は実母が会社を休んでくれましたが、それ以降は私が上の子のお世話と赤ちゃんのお世話をしましたが大変でした。上の子は保育園に行っていました。コロナ禍で育休中は家で見る人はみてほしいという雰囲気があり、少し預けづらい部分があったのもつらかったです。父親の育休取得は世間では増えているようですが、まだまだ取りづらい会社が多いと思います。父親の育休が難しければ、祖母の育休(孫の)を取れるようにしてほしいと感じます。少子化を止めたいなら、今以上にサポートを手厚くして下さい。3人目を欲しい気持ちはありますが、子育てのサポート、経済面も含め、2人で終了かなと考えています。

子育てしやすい越前市、遊ぶ所も充実していて嬉しい限りですが、まわりには入園希望が通らず、育休延長や休職の友達。また資格を持っているのに離職する子が周りに何人もいます。子育てしやすい環境も大切ですが、資格のある人間が働きやすい環境になれば、園に預けられる方も増えると思います。保育教諭に限らず、働きやすい環境づくりを望みます。

仕事復帰後短時間で働いているのですが、その期間が小学2年生になるまでとなっています。もっと長い期間(中学卒業まで)など短時間制度があるといいです。

育児支援だけでなく妊娠中の支援を充実させてほしい。妊娠中の悪阻や切迫などの際に、配偶者や母の父母が仕事を休める制度があると、身体的にも精神的にも金銭的にも助かり、子どもを産む事に前向きになれると思います。

相談・支援

市外出身で知り合いもいないので、身近に相談できる第三者がいなのが不安です。同じ市出身や似た年齢の人たちと気軽に交流できる機会があると嬉しいです。

情報

知っておいて損のない情報をもっと簡単に知れるといいなと思いました。

新生児訪問の時に気軽に利用できる児童館や子育て支援センター等の情報(写真つきでイメージしやすいものを)を教えてもらえるともっと早くいろいろな場に行って子育ての不安を話せていたのではと思う。

一時預かりの空き状況が、すべての園に電話して確認しないとわからず大変です。インターネットなどでわかるようにしてほしいです。子育て情報(保育園や支援センター、児童館のイベント予定)がネット上で見られたり、日付や場所を選ぶとその日のイベントがすぐわかるなどのサービスがあったら助かります。情報量が多く、パッとわかるようになったら嬉しいです。

「子育て支援に関する調査」 （就学前児童の保護者）

おむつ替えや授乳のできるスペースがすぐにわかるサイトが欲しい。無料で参加できるイベント等もまとめてみられるサイトのようなものがあるとよい。

市内習い事のリスト一覧表などがあるといい。

あそび場

越前市は、だるまちゃん広場やてんぐちゃん広場などこどもの遊び場が充実していてありがたい。こどもと一緒に気軽に入れる飲食店（たたみ、小上がりなど）ももう少し近場にあると、友達・家族同士で行けたりして楽しい。

だるまちゃん広場以外にも、中規模な公園で良いので作って欲しい。晴れた日のだるまちゃん広場が芝生にテントを張る人だらけで、ボール遊び等があまりできない。

越前市に大きな公園を1つでもいいので増やして欲しいです。 屋内の遊び場でもいいので増やして欲しいです。

近所の公園の充実化をお願いいたします。歩いて行ける公園が減っているように思います。芝生があるだけでも充分です。遊具があればもっと良いですが、地域の中でこどもたちが遊ぶ姿を見守りたいです。

武生で新幹線の走るのを上から眺めるところがあるといいと思います。村国山では遠いです。

テレビやユーチューブを見ることが多いので外で体験的に遊べる場を増やしてほしい。

天気の良い日にこどもを遊ばせに行くところが少ない。また買い物に行くにも大きなショッピングセンターが福井にしかなく遠い。こどもを連れて行くのが大変。

ハード整備

食事が大変。もっと地域で交流しながら気軽に食事できる場があるとよい。

こどもと出かける時に、こども用のトイレや男性用トイレにもおむつ替えがあったり、子連れで行けるような場所があると安心します。お出かけマップのようなものを配付するといいなと思います。

子どもの活動の発表など、誰でも気軽に発表ができるような場所、機会があるとありがたいです。

こどもや歩行者が通れるように除雪してほしい。こどもや歩行者にやさしい町になってほしい。

行政

知らないことが多い。市からの援助・支援など知らないことが多い。もっと発信してほしい。

web上での手続き移行が遅れていると思う。私立の保育園も紙ベースなことが多い。行政も入って、保育園と保護者の負担をへらしてほしい。現在出産を控えているが、つわり中～産後まで何度も市役所へ出向かなければならないのは酷だと思った。

自治体が行っている支援や申請の仕方が調べないと出てこないし手続きが面倒。自分から調べるのではなく自動的に支援などしてほしい。またどういった支援があるかもっとわかりやすくしてほしい。

子育てをする環境としては年々良くなっている印象です。出産後にクーポンをいただきましたが、越前市内で使用できるものだととてもありがたいなと思いました。

市役所のこども家庭課や保健師さんとの面談などで市の職員の方々と関わる機会が多くあったが、どの方も丁寧にわかりやすく対応してくれて初めてのことで戸惑うことがあっても安心できる環境だと感じた。特に保健師さんで対応の良かった方がいてそんな方が増えると嬉しい。外国人の方も多し、本当に大変な仕事だと思います。いつも頼りにしていますので、これからも越前市のため頑張ってください。

県外から転入してくる未満児の家庭への情報発信を手厚くして欲しい。転入時に子育て支援内容などを案内できないものでしょうか。

集計する方のためにも手書きのアンケートではなくネットでの回答にすべきです。郵送料、人件費、人的ミスの削減につながります。次回からはご検討をお願いします。

こどもの権利

こどもたちへこどもの権利の正しい知識を伝える機会を作りたい。

こどもの権利について、考えられる機会をもつことが、こども、大人（保護者やこどもに関わる人など）、お互いにとって必要であると思う。

「子育て支援に関する調査」 （就学前児童の保護者）

その他
買い物のデリバリーも対象外の地域になっていて、不便に感じる人が多いです。
国が変わらない限り（税金等、お金・時間・心に余裕ができない限りもう）希望が見えない。
全国の中では3世代同居世帯が比較的多く、祖父母と近居の世帯も多いとはいえ、核家族が大多数を占めているので、祖父母の支援を前提とした仕組みでは、親の負担が大きすぎです。子育てをしながらも安心して働ける施策、支援の充実を期待します。
こどもだけでなく、まわりが負担にならないような環境が大事ではないかと思う。母親の負担が大きい。
他市に比べ、越前市は子育てに対し他地域より手厚い支援があると思います。
子育てがしやすい土地であることは肌身に感じている。
外国人が多いため、トラブルが多く困る場面が多い。園に相談しても、希望の解決ではなく泣き寝入りがほとんどだった。
子育てをしている人、していた人の意見をもっと取り入れるべき。
家族に助けられています。
外国人からの意見
私が一番望んでいるのは、子どもたちが学校で教わっていることをすべて学んでくれることです。そのために手伝ってあげたいが、残念ながら私は日本語の基本も分かりません。そこで、市役所で日本語講座を開いてほしい。

「子育て支援に関する調査」 (小学生の保護者)

自由意見(抜粋)
保育園・こども園
産休中に上の子が入園する場合、産後6か月で退園しなければならない理由がわからない。産後3か月で、短時間保育(16時お迎え)になるのはつらい。3か月たったところで状況はあまり変わらない。
ベテランの保育士を増やして欲しい。若い先生がゆとりをもって仕事できるような体制にし、若い先生を育てる仕組みも整えて欲しい。
小中学校
学校の児童数が少なく、中学校では部活動の選択肢がなさすぎる。中学校はそろそろ統廃合を検討して欲しい。
ALTの授業を増やしてほしい。
教育現場の人員の確保が必要である。また市や県が、教育現場の根本的な業務改善を考えるべき。現場の仕事量を減らさず、人員も確保しないままに、労働時間を個人の努力で短くすると言われるのはおかしい。
最近モンスターペアレントというような人が増えていると感じる。先生方の負担にもなっている。鬱で休む先生も市内で何人かいると聞く。何か対策を。
病児・病後児保育
病児保育の施設が少ない。出来れば体調不良のこどもを学校から病児保育へ送迎して18時ごろまでにお迎えとかだと会社にも迷惑を掛けなくて良いと思う。
一時預かり
未就学児の時にこどもを預けられる施設、当日でも使用可能な所がもっとたくさんあればいいのにと思いました。使用料も含めて。
医療機関
越前市内に土曜日の午後も診療している小児科や休日や夜間も対応してもらえる小児科を作してほしい。現在福井市まで行かないといけないから。
夜間に起こる病気や発作について不安があります。福井県は安定して受診できる病院が、嶺北では福井市に集中しています。越前市からは遠く、市内では夜間救急診療の病院があるとはいえ、小児を受け入れてもらえるか電話で問い合わせる必要があり、非常に不安が大きい。
幼児健診
こどもの弱視が就学以降に判明したため、5歳時に健診(視覚検査オートレフ等の実施)があると良い。
放課後児童クラブ(学童クラブ・放課後こども教室)
放課後支援の場が少なく希望した所へ入れなかったため、仕事の時間を減らし自宅でみるようにしました。(家庭の事情を少しも考慮して頂けなかった事がとても不快でした。)こどものことを家でみれるようになったのはもちろんうれしいですが、これまでの職場での地位や仕事量を手放すことになりとても残念でした。放課後支援の選択肢がもう少し充実してもらえると、頼りやすいのではないかと思います。
保育園を利用していた家庭は小学校へ上がっても学童保育を4年生くらいまで利用できるよう受け入れ人数を見直してほしい。
3年生から学童に入れない話をよく聞く。入れない時、家に一人で留守番させることに不安を感じます。
利用料が他市町と比較しても高い。高学年になると利用が難しくなることが困る。市内の児童センターでも土曜日利用OKの地域とそうでない地域、高学年でも利用しやすい地域とバラツキがあること等の改善があると良いと感じる。
児童クラブの料金について、夏休みなど全員一律にするのではなく、短時間の預かりや、利用しなかった日などがあれば少し安くなるようにして欲しい。

「子育て支援に関する調査」 （小学生の保護者）

子育て
優しくすることと、甘やかすことの違いをしっかりと行動で示すのが難しいと感じています。
食育、食べることの大切さを全体的に教えてほしい。
こどもの看護となるとやはり女性になってしまう。助けになる支援を増やしてほしい。
家庭経済
越前市も出産祝い金(補助金)があったら良いのになと思います。 ○人以上のお子さまが居る家庭では○○のサービスが受けれます。等の色々な施策があったら良いなと思います。ふくアプリだけに頼りたくない。携帯を見るのがイヤな人もいる事を考えてほしい。
学校の給食費が無料になるとうれしいなと思います。（3学期がそうだったので、すごくありがたかった）
中学校の体操服の価格が高すぎる。買えない家庭もあると思う。もっと安くならないのか。学生服も高いです。中学校入学準備に9万ほどかかりました。
保育園・こども園のオムツのサブスクの導入。インフルエンザの予防接種の無料化。
赤ちゃん用の紙おむつや粉ミルクの補助が欲しい（クーポン券）。制服が高額のため自由にしてほしい。
物価高のため、こども用品を買うときに割引などがあると助かる。
一人親ばかり支援しているが、共働き世帯にも支援してほしい。
母子家庭であっても、父子家庭でも年収の幅をもう少し上げて児童扶養手当を決めてほしいです。年収基準が低すぎてフルタイムで働く児童扶養手当をもらっていないくても、学校費援助はしてほしいと思います。
経済的に余裕がなくなっている。
仕事と育児
看護休暇を充実させてほしい。コロナとインフルエンザに二人分対応するために、年休を使うのを我慢した一年だった。就学前の子までという制限も、中学3年までにしたい。病気の時はしっかりみたい。
子育てが行いやすいように、働き方等の見直しがされていると思うが、対応できているのは一部と感じる。企業が対応できるよう、具体的で現実的な施策を希望する。
親の心にゆとりができるような就労のかたちがあると、子に対してもゆっくりと一緒にすごせるのではないかと思います。子育てを楽しめる家庭が増えてほしいです。今しかない時を大切に過ごせたらよいと思っています。
相談・支援
気がかりな子を早く専門職へ繋げられるような仕組みを作って欲しい。
どんな小さなことでも気軽に相談できる環境作りが必要だと思います。（親も子も共に）
劣悪な環境にいるこどもは親から離してほしい。衛生や食を整えられない親の元にこどもをおくべきではない。
あそび場
武生地区の方が公園やこどもの施設が充実しているので、今立地区の方も少し充実させて欲しい。
近くの公園の遊具が少しづつなくなり、現在すな場以外なにもなくなった。小さいこどもが遊ぶ場所がなくなっている。こういう所もしっかり把握し、対応してほしい。撤去ではなく補修や更新して下さい。
公園が少なく近所で思いきり遊べる所が少なく体力もつかない。友達とも家の中でゲームばかりしていることが多いのが心配です。こどもの遊べる所が少ないので増やしてほしいです。
福井県は雨が多いわりに室内の遊び場(特に高学年の)が少なく感じる。公園でボールを使用できないが、どこで使用するのかがいいのか。 だんだんと公園の遊具がなくなったり、手入れされなくなっている。

「子育て支援に関する調査」 （小学生の保護者）

屋内無料の遊び場が欲しい。てんぐちゃん広場のようなものが、シピィや楽市にあるとよい。
だるまちゃん公園のような施設の充実
だるまちゃん公園とてんぐちゃん広場をよく利用して助かっています。
ハード整備
通学路の歩道がせまく危なく感じる。
行政
地方自治に関心がもてるよう、市役所からこどもに働きかけをして欲しい。こども向け広報を作ってはどうか。
当アンケートを紙で行っているのが疑問。時間、お金の無駄。なぜスマホのアンケートにしないのか。今の時代に合ってなさ過ぎて残念。期待したくてもできない。
障がい
知的発達障がいと自閉症スペクトラムをもっていて、特別支援学級に通っている。中学生に向けて地元中学校の支援学級に通えるか、特別支援学校の中等部に行く方がよいかを考えていかなければならないと思う。その際、どちらの方がこどもにとって良いのか、将来的(就職や収入面など)にはどちらが良いかを考えると不安に感じることがある。障がいのあるこどもたちも生きやすい環境になってくれたらうれしいです。
こどもが難聴と自閉症なのでこどもとの意思疎通ができなく、毎日の生活が大変で将来がとても不安。保育園や小学校等に障がいのあるこどもが通える環境をもっと整えてほしい。福井県にはろう学校が一つしかないので遠くから通う人が大変なので、もっと増やしてほしい。
こどもの権利
こどもの権利について、こどもが早く学べるようにしてほしい。私は高1の政治経済で勉強した記憶がある。小学3年生くらいから授業に取り入れてはどうか。こどもの声をもっと聴きたいです。「こどもは社会の一員である」という自覚を小さい頃から持たせ、政治等に当事者意識が持てる様な教育をして欲しい。
その他
少子化が進むにつれてこどもひとり一人の役割、責任が重くなり、生きているだけで精一杯のように感じる。
ひとり親家庭でこどもを育てるのは大変です。こどもが減る、結婚しない、こどもが出来ない、大変な時代だと思います。女性が働くとき育児は誰が？男性の育休って育児してます？土日祝が休みでフルタイムで働ける仕事がありますか。毎日疲れるまで働いて、児童扶養手当はもらえません。土日祝こどもを預かってもらえませんか。勉強をみる時間も、学校での話を聞く間ありません。
昔は学校から帰ると、近所の友人の家や公園などでこどもたちだけで行き来して遊んでいたが、近年では低学年の子だと友人の家へ遊びに行くのも保護者が送り迎えをしなければならず、大人の負担が大きいため遊ぶ機会がどうしても減ってしまっていると感じる。もっと大人が安心してこどもたちを遊ばせてあげられる町になってほしいと思う。
こどもの頃から地域の活動に参加し、何か責任を持たせ、自主性の高いこどもたちを育てられる環境を作るとよい
「こどもまんなか政策」と国は言っていますが、子育てしやすい社会づくりが進んでいないように感じる。保育料無料みたいなものもとてもありがたいことですし、医療費も本当に助かっています。でも、もっと親子で過ごせる時間ができる環境づくりが進んでいってくれたら、と思います。
支援が不足していると感じている。最低限の支援だけでは今を凌いでいるだけなので、県外から移住を促すくらいの支援をして欲しい。

「こどもの生活に関する調査」 (小学3年生)

自由意見(抜粋)

学校

理科は、おもしろい

もっと色々なことをがっこうでしてみたい^^

勉強ができなくて学校に行くのが嫌

学校で友だちと遊ぶのが楽しい。

学校ではいつも休み時間とか友達が話しかけてくれたり、遊んでくれるのでとても楽しいです
学校は楽しいです。

ノーゲームデーが多い

子どもの権利

やりたいことをやりたい

どうして、大人の言う事を聞かないといけないのですか？

私の担任の先生は子供の権利を理解していません。 私の担任の先生は、 自分が教師として、大人として権利があることを理解しています。

弟のゲームにつきそわないといけないのが、いやです。

お母さんにもう少しぼくの事を見て欲しいです。おばあちゃんに任せないで欲しいです。

くれた物を返してと言ってくる事があってくれた物をむりやりとってくる

こっちはストレス抱えてるから「大丈夫？」とか言って欲しい

お兄ちゃんがけて、くるのがいや。

生活環境

男の子がいつもうるさい

ゲームをやめたいけどやめられない。

生活リズム

ぼーっとすることが多い

早く起きれない事

「こどもの生活に関する調査」 (小学5年生)

自由意見(抜粋)

居場所

最近楽しいと思っことがない(家で)

学校

授業があんまり、理解ができない

休み時間は楽しい

こどもの権利

ほくろのことで、まだ少し言われる。

こどもの権利

居場所

母と父が仲が悪く、喧嘩する日がよくあり家にいるのが辛いです。悩み事を言っても「気にしない」などと言われ、なかなか嫌なことがずっと溜まって、苦しいです。

生活リズム

おなかがすいていないのにご飯の時間が来る事です。

私はいつも学校が休みな土日はダラダラして携帯で1日ゲームとかで終わっちゃう時があるので休みの日はお手伝いとかをして一緒に散歩とか一緒に遊ぶようにしたいです。もう少しママとパパを喜ばしてあげたい。ゲームがやめる時はすぐにやめるようにしたいです。学校の成績をもっとあげたい。暴言とかを減らしたい。人の良いところ見つけたい。どんな事でも一生懸命にもう少しなりたい。

悩み

自分の周りでトラブルがあるが、どう接すればいいか分からない。

毎日が辛い

私は、いつもお母さんがお父さんに怒られているのを見ている。お父さんが「大人なんだから仕事に行け」とお母さんに言っている。私は止めたいけれど言えない。お母さんは仕事でつらい思いをしている。

ブラジル人だから

その他

意味がわかるやつとわからないやつがあるので質問の回答が難しいです。

「こどもの生活に関する調査」 (中学2年生)

自由意見(抜粋)

居場所 生活環境

学生たちが勉強や宿題ができる施設をつくってほしい

もう少し学生が溜まれるところを作って欲しい

学校

クラスがかわるのが辛いくらい今は楽しいです

生徒自身が納得できない、知らない校則がたくさんある。学校は生徒が過ごすのだから、ダメなものにはその根拠を教えてほしいと考える。

校則が厳しすぎる

学校が始まる時間を遅らせてほしい

こどもの権利

寝る時間とかお風呂に入る時間とか、全部親に合わせないといけないのが面倒くさい。

意味がないことをやらないでほしい

寝る時間がなくて眠たい

生活環境

10月～12月は暗くなるのが早いから部活から帰るときに暗いところを帰るのが怖い。

悩み

疲れる

その他

調査のことについてなんですけど、全て選びなさいで全て選べなかったり今知ったのにいつどこで知ったというものがあり意味不明でした。

「こどもの生活に関する調査」 (小学5年生の保護者)

自由意見(抜粋)
居場所・ハード
高学年が遊ぶ場所が少ない。屋内で遊べる、学べる施設をもっと整備してほしい
子供だけで行ける遊ぶ場所が近くにほとんどない。住宅街地なので広い場所が少ない。子供だけで買い物へ行くことが制限されていて、社会勉強ができないと感じます。
児童館などの環境や利用の仕方について、もっと子供の意見を聞いて取り入れて欲しい。栗田部に新しく出来た児童館は、小5の子供達の間では評判がよくありません。ウチの子もあまり行きたがりません。せっかく新しくなったのにもったいないと思います。
小学校の規模が小さくて スポ少など限られてしまうので 自由にスポーツできる環境(クラブチーム)などを沢山つくってほしい。
学童保育の受け入れ可能人数が少ない。4年生くらいまでは希望者が入れるようにしてほしい。共働きなどの理由で保育園に預けていたのだから、その人数分は受入れできないと、仕事を辞めなくてはならなくなる。
学習環境
近くに向上を目指す塾でなく、現段階の理解不足のための塾がほしい
格差がなくなるように学校以外の塾や習い事を無償で行ける場があれば良い
障害あるなし関係なく同じ学習ができる環境を
教育格差を感じています。また家庭での教育能力の低下を感じています。学校における教育には限界があると感じています。市として子育て家庭のサポートがまだまだ必要だと思います。
学校
学校の先生の負担をもっと減らして、教育に専念出来る環境を作ってあげてほしいです。ただし、部活動を減らすなどの単なる教員の時間を確保する方向ではなく、授業以外の人間教育の機会は保ちつつ、その時間を地域の人と協働して培っていくシステムにしてほしいです。
給食が、少ないし戦後みたい。昔はたくさんあったし、美味しかったです。多少上がってもバランスとれた給食を食べてもらいたい。保護者は娯楽や遊びにお金使ってるのだし、子供の成長の為の給食に払って当然かと。そのかわり、学校に入ると算数セットや彫刻刀とかその時にしか使わない物を買わないといけなのは負担です。資源にもよくない。学校で貸出して使えばいいのと思います。
高学年にもなると、スマホを持つお子さんが増え、持っていないお子さんでも親のスマホを自由に操作できる術を持っている。勿論フィルターや制限をかければそれまでだが、成長し制限も解かれ社会の闇に出逢ってしまった時、引き込まれない判断をつけられる知識を身につけて欲しい。例えば違法ドラックや詐欺など、自分とは縁のない話と思うが、すぐ身近に溢れているという事。とても怖い落とし穴がすぐそこにあるということを知って欲しい。自分の希望は、警察官や弁護士等の方々に協力してもらい、各学校をまわってリアルに子供達に伝えていただく事です。
こども政策
政府の子育て支援のやり方に怒りを感じている 支援金の徴収、ベビーシッター割引券など
多子家庭への継続した支援の充実。子どもの予防接種費用の助成。があると助かると思う
ベーシックインカムを整備していただきたいです。
教育費の無償化をぜひ推進してほしい。子どもの貧困、虐待が無い世の中にぜひなってほしい。こども食堂にも、お米を寄付しました。
大学無償化に早くなってほしい
両親2人に対して子供の数が多ければ多いほど(収入周りが同じ場合)経済的に苦しくなる、だが少子化には貢献してる、にしても、老後の年金は収入同じであればほぼ受取額変わらない、生活費は希望が無い上子供がいればいるほど子供達家族や孫にしてあげれるお金も足りない所か無いに等しい。子供達の人数分、親の年金受け取り額を変えてほしい、そしたら孫の色々な祝い事など子供達の生活費のお金も多少援助できるようになる。更にひ孫までに子孫繁栄と少子化対策になる、少子化対策はお金が無いと結局みんな諦める。

「こどもの生活に関する調査」 (小学5年生の保護者)

こどもの権利

ひとりでも多くのこどもが、自分は愛されている、幸せであると、自信を持って思える社会を。

保護者、先生等、子供達と関わる全ての人達(特に40代50代)が子供達の意見に耳を傾ける意識を持つことが必要だと思います。自分達のモノサシで評価することを考え直す必要があるのではないのでしょうか。『そんなつもりはなかった』大人の言動で、命を絶とうとする子供達がいることを、自分達が受容する必要があると思います。これからを担う世代の人達のために、年配者が自分事になって変わろうとすることが重要だと思います。

ジェンダーレスへの偏見や最終学歴にこだわる世代と暮らしているせいで子供たちに戸惑いをあたえている気がする。学校教育が変化してもそれについていけない世代(祖父母)へのアップグレードが必要だと感じる。

発達障害

発達障害の子が行ける(支援のある)高校が増えてほしい

ひとり親

1番頼りににしたい行政(市役所など)の、母子家庭への理解度が越前市は他の市町村に比べて低く感じます。相談するにも偏見的視点で話す方や、制度の認知度が低い方がいたり、残念に思います。どうか、どの子どもたちも平等に幸せな世の中になるよう、困っている人に寄り添える社会になって欲しいです。

習い事してたのですが、母子家庭では、送り迎えが困難になり家でタブレットを使っただけの授業なら出来るので子供達が移動しなくても習い事が出来る母子家庭でも安く勉強を教えてもらえるサイトがあると助かります

1人親で収入があるから支援対象外、無いから支援対象とゆう判断が余り納得していない。対象になるように仕事を制限したところで少ない援助を足しても生活が苦しいから、キツイ仕事や仕事の時間、仕事の量を増やしたり子供と過ごす時間を仕事に費やさないと生活苦しいから働いてそれで収入が多いだけで援助をもらえずに収入を得ている親からしたら、子供とも過ごせて援助も受けてって親に対して不満はある。1人親世帯でだけでせめて子供の人数では違いは出ても、同じ援助はあってもいいと思う。収入が多いから大変じゃないのではない。収入を得るために大変な思いをしているのだから。

防犯

登下校の道にもっと街灯をつけてほしいと思います。

その他

子どもの発達能力に応じて親の負担が多すぎる。

子供数の減少に伴い、子供同士の関わりが密になっているかと思っています。成長とともに緩和するかと思いますが、どうしても避けられない状況となった場合に、うまく対策できる仕組みがあると良いかなと思います。

「こどもの生活に関する調査」 (中学2年生の保護者)

自由意見(抜粋)

居場所・ハード

勉強以外に打ち込めるスポーツや文化活動を推進する

子育ては親だけでなく、社会の関わりも大事なことです。ので、地域の活動に関わる機会を作って残して欲しい。

学校

物価が高くて教育費や生活費が大変。部活の時間が多い。家族との時間が少ない。

学校の先生方に時間的、心理的に余裕を持って仕事をしてもらえるように多方面での支援員の拡充をお願いしたいです。

保育園は主体性を！という取り組みを始めているが、学校はまだガチガチの管理体制かなと思う。保育園での取り組みが無駄になるのでは？

給食費など学校教育に関する負担を減らしてほしい。

先生の負担軽減が行われて、家庭での負担が増えたと思う。

ここの子どものレベルに合わせて進学していける制度

不登校の子供達のケアがまだまだ不十分だと思います。また、収入があってもローンがあったり、不登校の子供を抱えていると、生活面が厳しくなる事も理解して頂きたいと思います。

不登校です。子供を育てるのは本当にむずかしい、わからない

昔に比べて子育て環境は経済的にも恵まれていると思う。小中高生の不登校児への早期支援は重要だと思う。

現在娘のクラスでは遅刻してきて授業の邪魔する生徒がいます。とても迷惑です。そういう生徒が過ごせる部屋を作り、支援員が常駐できるように人員の確保をしていただきたいです。担任の先生や、真面目に授業を受けている生徒の負担が減るようになるといいなと思います。

制服や体操服など学校指定のものが高すぎる。そのお金で習い事などにいかせられるのに。

こども政策

教育や保育は人が行うものです。人的削減を行なって成し得るものではありません。ハード面と人的なソフト面の確保や充実を将来を担う子どもたちのために強く要望します。

色々な子供に合わせた支援を希望します。どこで支援が受けられるのか、とても分かりにくいと思います。

大学の学費の負担を減らしてほしい

支援は有り難いと思います。しかし、永久ではなく、支援後に生活出来ない人が増えるばかりだと思う。

値上がり、値上がりで、ほんと暮らしていくのに凄く苦しい。子どもたちに好きな物も、買ってあげれてない。毎回保険料とか払えず、何ヶ月も溜め込んでしまい、児童手当を貰っても、支払いで消えてしまう。子育て世帯にもっと何かしら支援がほしいです。

3人以上の多子世帯に不公平に思えるくらいの優遇政策が無いと満足な教育機会が得られないし、人口も増えないと思う

「こどもの生活に関する調査」 (中学2年生の保護者)

家庭の稼ぎ頭（特に父親）の収入を、子育てしやすいように賃上げしてほしい。人格者、勉強ができるようになる、思いやりがある優しい子、など、子供に“こうあって欲しい”と望むなら、子供を産み育てる母親となる女性の性格や生き方、考え方を学ぶことが大切と思う。男性も女性も、お互いの役割を分別して感謝、思いやりをもつのが大事。また、目上の人に敬意をもち、感謝をする。育てる側の性格を反省することも大切。こどもによい人間に育ってほしければ、大人が、自分の親に感謝があったか、どんな子供だったか省みて、こどもの環境をよくするのは大人同士の思いやり、感謝、気遣い、言葉遣い、態度、雰囲気、いろいろな要素があると思うが、子供が産まれて一番近くにいて安心する母親が、子供の父親に感謝し、その父親を産んだ両親にも感謝するような家庭になるといいと思う。なので、大人が変わらないと、いい子育てはできない。大人が、こども（産まれたて～高校生）に、父親や目上の人への感謝や思いやりを伝えられる一番近くにいる母親に、育児より金を稼いでこいと言わない世の中になってほしい。

表面的な充実ではなくしっかり内面的な所に目を向けて子供に寄り添った支援、環境作りをお願い出来たらと思います

支援には、一貫性がなく恩恵にもかなり偏りがあると感じます

子どもの権利

多様性を主張しすぎ、出来ない子供に寄り添いすぎ

よそ様の家庭については、色々と詮索しないようにしている。中2だと、心も身体も成長途中であり、キツく言ってしまうと傷ついたり、プレッシャーをかけてしまう事もあり、声掛けが難しい。これでいいのか、いつも自問自答してしまう。

まずは自分で考える力と対応力を身につけてほしい

ひとり親

一人親の児童扶養手当の基準を見直して欲しい。物価が上がっている現在、教育にしても生活にしても今まで以上にお金はかかる。

「こども・若者の意識に関する調査」

自由意見(抜粋)
遊び場、施設
現在、3歳の子どもがいます。冬場に室内で遊べる場所がもう少しあると嬉しいです。（室内遊具がある遊び場）てんぐちゃん広場のどんどこどんの部屋に大きな滑り台などできると嬉しいです。それと、支援センターや児童館の予約はネット予約できるとありがたいです。
居場所
子ども小学生以上の学校以外の交流できる場所
支援を受けたがらない人にどうやって支援につなげればよいかわからない。 家族に就労意欲がないニートがいる。彼は、幼少期にトラウマ体験があり、その心理的支援ができる専門家につなげたい。しかし、「誰も自分のことを理解できない」と拒否する。
教育環境
子どもの支援で言うのであれば、半年に一回でも良いので学校の教員が直接見ることができないアンケートを実施して、教育委員会が第三者目線で直接子供の現状を確認した方が良いと思う。そうする事でいじめや家庭内での暴力、精神的な悩みやストレスなどを間に人が入らない状態で察知できると思います。
クラスに手のかかる子が複数人いると、そっちに先生たちもかかりっきりになり、その他の生徒に目が行き届きにくいと感じています。人手不足はあるでしょうが、教員に限らずとも補助の職員をつける方向になれば、先生の負担も保護者の不安も減ると思います。
高校受験で併願が一部の子どもたちしか受けられないということ。 子どもたちが志望校を選ぶ際にチャレンジができなくなって、無難なところにしか受験できなくなった。
経済
大学の金銭面での支援をしてほしい。 大型のショッピングモールなど、若者が楽しめる施設を増やしてほしい。
こどもはほしいけれど、経済的余裕がない。考えて時間が経ち、さらに難しい状況になっている人も少なくはないはず。 例えば、一時的ではなく長期的な支援(補助金や無償化など)が確定されていると安心。
我が家は子供が居ないのですが、産まない理由は経済的なものが第一位です。 普通に働いてますがかなりの節約をしたい方ないと産む余裕、育てる余裕なんかありません。 子どもは欲しいですがその前に家をとって計画していますが、高すぎてとてもじゃないけど無理です。 このアンケートで結局何も変わらないとは思いますが、子どもを産みたいけど経済的に産まない選択になってしまう家庭がいることも考えて欲しいです。
高校が終わり専門学校や大学へ進学すると急にお金が大量にかかる。最近は進学する子も増えてきているので、大学や専門学校まで無償化にするなど金銭的な支援があると、子どもの学びたいことなどを我慢させなくてすむと思う。奨学金は子供の学力で返さなくていいものや利息がかからないものなどがあり差別されてるように感じる。
精神障害者への就労のフォロー。 子どもの医療費や学費等の支援。
子育て支援
資格取得の勉強のため、時々一時預かりを利用しているが、子供を預けれる場所が少なく、また預けるにしてもお金がかかるため、長期に利用しにくい。
子育て世代の女性が、もう少し仕事に専念出来るような支援やサポートが増えると嬉しいです。
勉強面 格安の学習支援、相談支援があってほしい。格差をかなり感じる。 いじめや学校での悩みはたくさんあると思うが結局、学校では解決もしないし、言わない人が多い。諦めている。SNS等で居場所を探し、耐えている。 そういった子どもの支援体制があってほしい。 高校、大学の学生ボランティアの活性化もあっていい。
一人親世帯の子どもの支援を手厚くしてほしいです。
行政として割けるリソースに絶対量があることを(特に上の連中が)きちんと理解した上で、支援をする側の人間が潰れないようにするべき。
子どもに提供できる機会の差が都市部とはありすぎると感じる。 閉鎖的、閉塞的なコミュニティで子育てをする不安がある。

「子ども・若者の意識に関する調査」

施設
若者が遊びに行きたくする場所を作ってほしい。服屋や雑貨屋などが豊富なショッピングモールのような。友人と遊びと思うと、市外に出るしかない。
情報発信
SNS、YouTube、TikTok、LINEなどで、どのような支援をしているか発信するとよい。
アプリ等を活用して、若者がコミュニティーを広げたり、相談したりしやすい環境を設けてみるとよい。
将来設計
学生の時にいろんな職業を知っていればなと思うことがたくさんあります。なりたいものが見つかれば目標も出来るし資格を取るために勉強にも力が入るのではないかなと思います。
精神
自分の時間が無い、自分の時間をもらえても早く帰宅しなければと焦ったりして何も楽しめない。日々がストレスで疲れている。
相談窓口
市の相談窓口など公的な場所へ相談するまでのハードルが高い。もう少し接しやすい人（例えば預けている保育園など）に相談できる機会が増えるといいと思う。実際は保育士は忙しすぎてそのような時間を取ってもらうのも難しい。
出会いの場
異性との出会いが少ない。
婚活を行政が支援することに疑問を感じる。結婚を選ばない人にとっては、行政からの圧力になってしまうから。少子化対策をしたいなら、力を入れるべきはリプロダクティブヘルスライツがきちんと守られているかどうかであると思う。
色々な生き方が尊重されるようになったこの時代に市役所が結婚や出産を推奨するような取り組みをすることに疑問を感じます。一つの生き方だけを推奨しているように感じます。
定住
大人になっても地元に住んでもらい続けてくれる方策
その他
何かに頼らないと生きていけない人の気持ちが理解できないのでよくわからない。

3つのテーマごとにワークショップ開催

武生東高校

これまでに、自分の意見は自由に言えてた？
～今の生活で自分の権利は守られている？

(意見表明できている)

- ・何でも言える(家でも学校でも)
- ・内容で言える相手は違う・高校選びでけんかした
- ・SNSで知り合った人・年齢が近いと

(意見表明しにくい)

- ・否定されるのが怖い
- ・年配者に対しては難しい・もともと得意ではない
- ・転校することが多かったので馴染むまでは難しい
- ・地域の人とは挨拶程度

(自分自身が変えられるところ)

- ・自分をアピールする・自分らしさを出す
- ・なるべく打ち明けやすいようにする

(相手がどう変わってくれたら言いやすくなるか)

- ・相手を尊重するように・気持ちを思いやれるように
- ・言われたくないことは言わないように
- ・たとえ先輩でも自分が悪いことを認められるように

●意見表明することは至極当然のことという環境になっていくために、自分自身も周りも変わっていく。
言える・認め合える環境になっていく。

少子化が進んでいることをどう思う？
～子育てのイメージは？～

(少子化)

- ・身近に感じる・小学校が合併する・ひとりっ子多い
- ・中学校のクラスが減った・1学年の人数も減った

(こどもは欲しい)

- ・多い方が幸せだと思う・多い方が楽しい
- ・2人は欲しい・3人くらいか？・4人でも
- ・自分がひとりっ子だったからもっと欲しい

(子育てのイメージ)

【良いもの】

- ・かわいい・幸せ・楽しそう
- ・幸せそうな情報をYouTubeやTikTokで見る
- ・赤ちゃんとのふれあい・みんなでのお出かけ
- ・こどもの顔を見ればどんな時も頑張れそう

【悪いもの】

- ・大変そう・仕事との両立難しそう
- ・お金がかかる(大学や塾)
- ・反抗期が心配・反抗期が重なったら特に
- ・こどもが多すぎると大変そう
- ・子育て支援が遅れている、あんまりない
- ・今、自分のことで手がいっぱいなのに、こどもまで手が回らないのでは

【その他】

- ・想像つかない

(頼れる人)

- ・親・友達・経験者・会社の人・祖母・兄弟
- ・子育て支援センターの人・話を聞いてくれる人

(越前市に望むこと)

- ・お金の支援・いつでも預けられる場所・居場所

●Z世代向けの良いイメージの情報発信をしながら、悪いイメージやイメージが湧かないまま年を重ねないように子育てに関するサポートや助成制度などの情報提供を行っていく

事前アンケート結果から特に話したいこと？

(遊べる場所がない)

【現在はどこで遊んでいるか】

- ・お金がある時はイオンモール(小松・白山)やラウンドワン
- ・映画館・カラオケ・コンビニに集まるしかない
- ・友達の家でゲーム

【どんな場所を望んでいるのか】

- ・1日過ごせる・アミューズメント・イオン・ラウワン
- ・お店がいっぱいある施設・映画館・ボーリング
- ・食べもの屋・特に美味しいスイーツの店・バイキングの店
- ・友達と楽しく遊べる場所・一人で自由に過ごせる場所
- ・人目を気にせずにすむ場所・体を動かす場所

(交通の便)

- ・ラウワンに行くにも徒歩で駅まで、そこから電車とバスで遠い
- ・通学時の電車の混雑ひどい・まず駅までが遠い
- ・通学時バスが満員
- ・自転車でMax 20分圏内に遊べる場所が欲しい
- ・バスの本数が少ない(テストで早く帰る日が困る)
- ・通学に自転車で20分以上かかりきつい・雨の日は車で送迎
- ・道が狭くて危険・融雪がない所がある

(その他)

- ・他県にも知れ渡るような祭り、ふるさとを自慢できるような祭り、大きな祭りと県外にでも戻ってきたくなる。

●高校生は楽しい遊び場や食べもの屋が集まっている施設を望んでおり1日過ごせる場所があれば、お金と時間を使って移動する必要もないのと感じている。自転車20分以内くらいで駅や商業施設の整備がされると理想的。

(参加したスタッフの所感)

- 東高校生は自分の意見は家庭でも学校でも割と言えていた。
- 大変そうなイメージもあるが、こどもは欲しいと言う生徒ばかりだったので意外だった。
- 東高校の位置的に公共交通機関の不便さを訴える声多かった。
- お祭りに関する意見が新鮮だった。

6月27日(木)

午後2:10~4:20

2年文系 26名参加



3つのテーマごとにワークショップ開催

武生商工高校

これまでに、自分の選択場面で意見は言えてた？

（選択場面は？）

これまで・・・部活、ペット、スマホ購入、習い事、高校→概ね思いはかなった
最近・・・就職、進学、決定
就職・進学を親に相談した上で自分で決めた。（4人/5人） 将来の夢の仕事に就くため親に反対もされたが押し切って自分で決めた（1人/5人） 学校の求人票を見て

（相談相手は？）

先生、友達（愚痴が言える）、兄、親

（意見表明のイメージは？）

- ・何でも言える（家でも学校でも）！
- ・最終的には自分で決めたい
- ・悩む時間がなく決定を求められる（小さいころから何回もあったイメージ）
- ・流された方が楽だな
- ・決定できないこともある⇒先送りしたいから進学を
- ・決めても修正できる（やり直せるとよい）
- ・学校の先生は相談できない
- ・進路決定で家族に反対されたが、自分の選択に進むつもり
- ・自分自身の選択の基準は必要、判断するため経験したり相談したい。
- ・学校側に提案をし続けている子がいるが、全く変わらない。提案するのが無駄に思えて言う気を無くす。

7月8日（月）
午後2:00~3:40
3年生 15名参加

数年後のイメージは？子育てをイメージできる？

（数年後は越前市にいます？）

- ・県外で就職したら戻らない。県内で就職したら残る
- （3年後の自分は何をしている？）
- ・市内の会社に勤めるので定年まで働いている
- ・県外の専門学校に行くが、親が居るので就職では帰ってくるつもり
- ・県外の専門学校に行き、県外で就職している
- ・県内に就職したが5年くらいしたら県外（大阪）で働きたい
- ・家族と暮らしている ・高校の時の友達と遊んでいる
- （将来・未来はどうなっている？）
- ・結婚して幸せになっている
- ・こどもはかわいいし、優しい気持ちやほっこりするので結婚したい
- ・こどもは2人以上欲しい ・こどもは男1人と女1人欲しい
- ・奥さんの負担を減らすため一緒に家事をしている
- ・20代はひとりがいい。30代は結婚するかも。
- ・独身でペット（犬）と暮らしているかもでも、結婚はできればしたい。諦めてる訳ではない。
- ・うるさく言われたり、お金に縛られるのは嫌で、静かに暮らしたいので独身かな。
- （少子化は感じる？）
- ・身近に感じる ・あまり子供が減っているとは思えない
- ・学校のクラスが減っている
- ・子どもが多い所と少ない所がある
- （子育てのイメージは？）
- 【イメージ】
- ・幸せ ・子供の笑顔で皆が笑顔になる
- ・子どもを見ていると癒される ・反抗期は大変そう（自分ではなかった）
- ・子どものために仕事を頑張りたい
- ・自分の親がモデルかな
- ・紙おむつやミルクなどにお金がかかる
- ・きょうだいもいるといい
- ・子育ては、女性に多く負担係ると思う（←確かに…）
- ・パートナーも子育てはともにしていきたい

越前市のいいところ・いいところのいいところは？

【現在どんな遊びをしている？】

- ・カラオケ ・放課後にバレーする ・家でゲーム
- ・ネットフリックス ・竜王に買い物に行く
- 【3年後はどんな遊びをしていると思う？】
- ・自分が運転して県外にドライブ ・今の彼女とドライブ
- ・友達と飲み会 ・サッカーをしている ・ボウリング
- 【いいところ】
- ・地域の祭りや行事がいい ・近所の人とあいさつできる関係
- ・しぜんが豊か ・田んぼが多い（農業の衰退は困る）
- ・中央公園 ・菊人形 ・越前花火
- ・小さい子どもや地域の人が身近に目にする
- ・まあまあ食事ができるところが身近にある
- ・隣の人が野菜をくれる ・好きなことができる場所がある
- ・新幹線が止まる ・越前たけふの道の駅
- ・食べるところがたくさんある（ガスト、くらげし、とりっぴ、はまずし、秋吉、すき屋、8番ラーメン、松屋、マック、スタバ、吉田食堂のアイス、山岡家）
- ・サンドームがあるのでコンサートに行ける
- ・楽市やドンキーで買い物できる
- ・和紙の里みたいに伝統を大切にするとところ
- 【いいところのいいところ】
- ・楽しめる店が（ショッピングモール等）がない
- ・テーマパークがない ・大阪に行きにくい
- ・修学旅行等で新幹線使ったことあるが、親の送り迎えがないと駅までが大変
- ・交通の便 ・バスの本数が少ない
- ・学校まで来る手段が大変（自転車25～30分、車で20分、自転車35分、自転車30分、車で20分、自転車50分、バスで1時間、車で40分で駅に着きその後自転車10分）車の免許がないと不便
- ・就職希望の企業がないので越前市を離れる予定
- ・工業系の国立大学がない
- ・就職のための資格をとる学部がない（コンピュータ関係）
- ・緊急医療機関や小児科が遠いことが不安
- ・駅から遠いところに施設がある（アクセスが悪い）
- ・中央公園は高校生が使えない。ちびっこ用でスタバに行くしかない。乗り物も小さい子用になっている。

越前市がさらに良くなるために！

子育てへの応援

- 育児への支援金
- 子育て割（オムツ割・ミルク割）
- 子育て支援センターや保育施設の充実（地区、内容）
- 安心できる遊び場（年齢がある程度分けた遊び場）
- 困ったときに、気軽に相談できる場所（人）
- 身近なところに医療機関
- 交通機関のアクセス
- 職場の子育て理解と安

住みたくなる・行きたくなる越前市

- ”〇〇は越前市 “と言われるようなイメージが根付くPR活動（福井市のような）
- 田舎の方にもいいところ、伝統産業もあるので、PRする。
- 県外・市内のアクセスの利便さ
- 南越・万葉辺りに電車が欲しい
- 若者もいけるテーマパーク等、遊びに行けるところが増えて欲しい（身近になくても気軽に行ける距離に）
- 学びたい学科のある国立大学や就職先が増える

子どもが安心して選択できる機会を

- こども自身が選択の基準を自覚できる社会
- 判断するための経験が十分できる機会（場所）がある社会
- 安心して意見が言えたり選択できる時間と相談できる人がいる社会
- こどもの意見を尊重する風土づくり

（参加したスタッフの所感）

- 自由に意見が言える子どもが多いと感じた。
- グループ内の生徒同士のコミュニケーションの延長でワークショップを進めることができ、素直な意見を聞くことができた。
- 親には言えてるのに、対学校となると言えない状況があるように感じた。
- 子育てのイメージの伝え方には個人差があったが、どちらかと言えば良いイメージが多かった。
- 結婚ではなくひとりであることを選ぶことへのネガティブさはない様子だった。
- 市外の学生もいたので、客観的な意見や、新幹線開通もあり市外からのアクセスの話題が多かった。
- 地元が好きな学生が多く、現在の越前市に大きな不満は無い様子だった。
- 都会へはたまに行く程度で、越前市がそうなのは、望んでいないように感じた。
- 東高校は女子生徒が多かったためか、たべもの屋が少ない（スイーツやバイキング）との意見だったのと真逆で、商工高校は男子生徒が多かったためか、たべもの屋がいっぱいあるのが良いと言ってくれたのが対照的で印象に残る。
- 大人の期待する意見を言う学生や、表面的な意見もあったように感じた。
- 自分のこととみなの前ではネガティブな意見が言いにくい様子があった。

自分の将来像

【5～10年後の自分】

- ・NASAで研究職として働く ・化粧品の開発職
- ・化粧品のパッケージ関連またはお菓子製造会社
- ・UCLAの院で教育の研究 ・こどもに外国語を教えたいので、ドイツかギリシアに高校在学中に留学
- ・福井にいる ・福井を出ている ・起業している
- ・舞台上で歌をうたっている ・貯金がある ・育児中
- ・自分が好きな仕事をしている ・結婚している
- ・起業するために海外で修行している

【将来、家庭を持つ？】

- ・20代で子どもがほしい ・30代で結婚
- ・仕事が落ち着いてから ただし結婚後も仕事を継続
- ・仕事もしたいし、結婚もしたいし、子育てもしたい
- 県外に行きたい
- ・ゲームを作る会社で働く ・大学院 ・一人暮らし
- ・やりたいことが県外でしかできない
- 福井（越前市）に残りたい
- ・リモートワークが普及していたら県内で働きたい
- ・会社で夢に向かって下積みをしているかも
- ・米作り ・経験を積んだら福井に戻りたい
- ・中学の時の友達と一緒にいたい

【なりたい自分・理想・夢】

- ・一般的な教養を身に付けたい ・株の勉強をしたい
- ・絵の個展を開きたい ・音楽関係の職につきたい
- ・整理整頓、睡眠時間を大切にしたい
- ・Googleで働く

目指せUターン！！

- 夢を実現する為には福井では難しい。リモートワークが普及したり、やりたい仕事がある福井でできれば、福井に残って仕事がしたい、という意見が多かった。
- 夢を支援してくれたり、学べる環境、やりたい仕事があれば福井に残ったり、将来越前市に戻ったりするのではないかな。

結婚・子育てに抱える不安

【行政書類】

- ・提出する書類・手続き ← 苗字が変わる

【新生活】

- ・相手の生活スタイルに合わせて自分も変化 ・姑問題

【仕事に集中したい】

- ・若いうちは仕事に集中したい ・仕事との両立むずかしい
- ・都会では子どもの保育園の入園が大変

【育休】

- ・どれくらい取れるのか ・パートナーとのバランス
- ・妊娠するタイミングを悩んでいる人を知っている
- ・こどもが多いほどお金がかかる ・仕事に戻りにくい

【こどもとの関わり】

- ・こどもにあたりそう ・飽き性には厳しい
- ・自分の意見を押つけてしまいそう ・大変そう ・難しい
- ・楽しさもある？ ・生きがい ・肉体労働 ・愛 ・楽しい
- ・新たな交流の場 ・自分の時間との兼ね合いが難しい



この問題を解決するために
どんな支援があると嬉しい？

- ・保険の適用と適用外をなくす ・保育園に絶対に入れて
- ・男性も育休をとれるように ・育休を夫婦交互で取る
- ・こどもと接する方法を教えて ・お金
- ・子どもを預けられる場所(職場内に、1回きりでも、夜も)
- ・自由にすぐに悩みを話せる環境 ・ママ友との交流の場

- 将来結婚して子どもを持ちたいが、仕事は続けていくという意見があった。仕事を続けていくうえで、子育てとの両立を図るためには、育児休業の充実が必要

- 子育てが楽しいと思えるには…
つながりが持てる、相談ができる場所(相談サイト、SNS、オープンチャット、HPのコミュニティも含む)

- すでにある子育て支援を知らなかった！妊娠してからではなく、学生の頃から、子育て情報を知るきっかけがほしい。そうすれば、子育てに対する不安が減るかもしれない。

越前市のいいところ・改善したいところ

【いいところ】

- ・食べ物（B級グルメ、ボルガライス、ボルガアイス、お店の種類が幅広い）
- ・施設の充実（だるまちゃん公園、紫式部公園、子どもの遊び場が多い）
- ・全体的に栄えている（鯖江市は8号線沿い）
- ・まちの環境（静か、のんびりできる、自然が豊か）
- ・政策（LGBT、パートナーシップ、外国の人が多い）
- ・物価が安い
- ・待機児童が少ない

【改善したいところ】

- ・交通の便が悪い
- ・育休について ⇒ 男性が取りづらい期間

- 越前市へのイメージは好印象で、食べ物、施設、環境、政策もよいという意見であった。

- 自然が豊かで子育てしやすい環境であるので、そのよい部分を推していくとよい。→都会の真似ではダメ！

（参加したスタッフの所感）

- メンバー全員が結婚しても仕事を続けたいという意見であったので、仕事と家庭と両立できるような施策が必要と感じた。
- 越前市のいいところで、LGBTQや多文化共生の施策の話が出てきたのは想定外だった。
- 越前市に残りたくても、夢の実現のために県外に出ることを考えている子どもが多かったため、学べる、働ける環境が大切だと感じた。

7月17日（水）

午後2:00～3:30

1・2年生 12名参加

1班



2班



3班



卒業後の進路

- 【就職】
- ・県内で保育士
 - ・県内で市役所職員
 - ・小学校教諭
 - ・私立園は、色々個性があり悩むため、公立園希望
 - ・児童館の職員
- 【どうして県内で就職？】
- ・県外だとひとり暮らしにお金がかかる
 - ・社会人経験を少し積んでから県外出るのもありだと思ってる
 - ・選択肢には入っていたが総合的に考えて県内で就職
 - ・福井が好きだから
 - ・自然が豊かなのが良い
 - ・人混みが苦手（電車の混み具合）
 - ・都会は身なりに気を遣う

- 【越前市にあるといいな】
- ・コストコ ・デパート ・遊園地
 - ・食べ歩きできるもの

出会うの場

- 【出会うの場】
- ・マッチングアプリを活用
 - ・友人の紹介
 - ・同級生
 - ・バイト先
 - ・婚活を目的としたイベントは行きたくない

7月25日（木）
午前9:00～10:30
3・4年生 9名参加

結婚観

- 【結婚はしたいと思う？】
- ・30歳くらいには結婚したい
 - ・結婚できるといいなと思うがしなくてもいいとも思っている
 - ・結婚できる気がしない
 - ・無理して結婚したくない
 - ・結婚はしたくないが、パートナー（事実婚）はほしい
 - ・働くのとプライベートが大切
 - ・考えたことがない

- 【何歳くらいに結婚したい？】
- ・24歳・26歳
 - ・30歳
 - ・理想としては早く結婚したい（早い方が良いと親に言われた）

- 【子供は欲しい？】
- ・欲しい（2人・3人・4人）
 - ・自分が3人きょうだいだから、2人以上ほしい
 - ・30歳までに子供が欲しい
 - ・自分の自由な時間やお金が制約されるため、いらない

- 【不安要素】
- ・お金がかかる
 - ・生活がかわる
 - 自分のことだけでなく相手のこともしなければいけない
 - ・結婚する覚悟ができない（本当にこの相手でいいのか）

（参加したスタッフの所感）

- 同じグループメンバー全員が結婚しても仕事を続けたいという意見であったので、仕事と家庭と両立できるような施策が必要と感じた。
- 同じグループメンバー全員が福井県内で就職したいという意見であったので、よりよい地元になればと改めて感じた。
- 越前市に残りたくても、夢の実現のために県外に出ることを考えている子どもが多かったため、学べる、働ける環境が大切だと感じた。

子育て

- 【子育てのイメージ】
- ・大変なこと以上に楽しいことがある
 - ・不安はあまりない
 - 専門的なことを学んでいるから（保育士だから）何とかなるはず
 - 親の支援があると思うと心強い
 - ・大変そうだけど良いと思う
 - ・親の介護と子育ての時期が重なりそう
 - ・乳児期の感染症とか不安
 - ・どの病院に行ったらいいか、どんなタイミングで行ったらいいかわからない
 - ・お金がかかる
 - コストコのように子供用品が安く購入できる場所があると良い
 - レンタル制度（ベビーカー等）

仕事と子育ての両立

- 【出産後も働き続ける？】
- ・育休を活用して、働き続けたい
 - ・育休は長くない方が良い。子育てだけでは気が滅入る。社会から孤立する、職場で同期と経験値の差ができてしまう
 - ・一人の稼ぎでは生活が厳しそうだから働く

- 【パートナーの育休取得について】
- ・パートナーに育休取得してほしい
 - ・育児に参加してほしい
 - ・勤務先に理解と協力を求める

A班



B班



越前市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略・順不同)

	氏 名	所属団体	役職等	
1	石川 昭義	仁愛大学	副学長	◎
2	野嶋 慎二	福井大学	教授	
3	竹本 裕喜	武生商工会議所青年部	会計兼事務局長	R5 年度
4	玉川 忠春	連合福井丹南地域協議会	事務局長	
5	藤間 真由美	越前市国際交流協会		
6	山本 聖三	越前市保育研究会	会長	○
7	山田 義則	越前市私立幼稚園協議会	園長	
8	品川 裕紀	丈生神山幼稚園父母の会	会長	R5 年度
9	森田 秋馬	丈生幼稚園保護者の会	会長	R6 年度
10	酒井 照代	こじかの会	保護者代表	R5 年度
11	野村 千奈美	こじかの会	保護者代表	R6 年度
12	寺窪 耕平	福井県民間保育園・こども園保護者連合会	越前ブロック会長	R5 年度
13	落井 秀典	福井県民間保育園・こども園保護者連合会	越前ブロック会長	R6 年度
14	森木 美香	越前市PTA連合会	副会長	R5 年度
15	橋本 律子	越前市PTA連合会	副会長	R6 年度
16	鞠山 優介	南越特別支援学校PTA	副会長	R5 年度
17	高橋 ひとみ	南越特別支援学校PTA	副会長	R6 年度
18	小泉 博美	(福)越前市社会福祉協議会	子ども子育て担当課長	
19	野村 幸子	越前市自治連合会	副会長	
20	加藤 敬子	越前市民生委員児童委員協議会連合会	第3地区副会長	
21	林 由希子	福井県民生活協同組合(ハーツきっずたけふ)	施設長	R5 年度
22	山崎 智子	NPO法人 子どもセンターピノキオ	施設長	R6 年度
23	松谷 昭子	越前市小中学校校長会	代表	R5 年度
24	松村 典子	越前市小中学校校長会	代表	R6 年度
25	竹内 英俊	武生高等学校	校長	R6 年度
26	仲村 晶子	越前市母子寡婦福祉連合会	評議員	
27	大塚 夕貴子	市民公募		R6 年度
28	高田 紗羽	市民公募		R6 年度
29	見延 政和	越前市教育委員会	事務局長	

◎会長 ○職務代理者

越前市子ども・子育て支援計画庁内ワーキング員名簿

	氏 名	所属	役職等	
1	阿津川 智和	防災危機管理課	主幹	R5 年度
2	三田村 朋洋	防災危機管理課	主査	R6 年度
3	中村 圭介	市民協働課	主幹	R5 年度
4	橋本 健史	市民協働課	主幹	R6 年度
5	岡田 一宏	社会福祉課	主査	
6	岩佐 奈智	健康増進課	主幹	R5 年度
7	北畑 恵里	健康増進課	主幹	R6 年度
8	松村 円香	産業政策課	主事	R5 年度
9	大林 来輝	産業政策課	主事	R6 年度
10	高橋 克己	建築住宅課	主幹	R5 年度
11	五十嵐 祥	建築住宅課	主幹	R6 年度
12	岩端 麻紀	教育振興課	主幹	R5 年度
13	石田 陽介	教育振興課	主幹	R6 年度
14	川端 恒大	生涯学習・芸術文化課	参事	R5 年度
15	高嶋 徹	生涯学習・芸術文化課	参事	R6 年度

越前市子ども・子育て会議事務局

市民福祉部長	出口 茂美	
市民福祉部理事	高橋 透	R5 年度
	前田 博士	R6 年度
こども未来課長	倉橋 和代	
健康増進課長	須磨 紀美子	
こども未来課こども家庭センター長	須本 祥子	
社会福祉課福祉総合相談室長	川上 みのり	R6 年度
市民福祉部政策推進幹	川本 和加子	R5 年度
	安久 智裕	R6 年度
こども未来課副課長	倉橋 美保	
	牧田 聡	
こども未来課こども家庭センター副課長	小川 敬子	R6 年度
こども未来課主幹	牧野 雅世	
	八田 丈嗣	R5 年度
	明城 加代子	R6 年度
こども未来課こども家庭センター主幹	山岸 昌子	
	河田 聡子	
こども未来課主査	谷根 萌美	
教育振興課長	山口 あけみ	R5 年度
	林 亜希子	R6 年度
教育振興課学校教育指導室長	朝倉 匡哉	R6 年度
教育振興課参事	西田 千鶴	R6 年度
教育振興課副課長	岩端 麻紀	R6 年度

越前市子ども・子育て会議設置規則

平成26年3月27日

規則第10号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項及び越前市附属機関設置条例(平成24年越前市条例第2号)第2条の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、越前市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員に関する事項
- (2) 地域型保育事業の利用定員に関する事項
- (3) 越前市子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (4) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に定める市町村行動計画に基づく措置の実施状況
- (5) こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に定める市町村におけるこども施策についての計画に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項及び当該施策の実施状況

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員21人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年越前市条例第44号)及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(平成24年越前市規則第13号)の定めるところによる。

(意見の聴取等)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、越前市行政組織規則(平成17年越前市規則第10号)別表第5に定める課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(会議招集等の特例)

2 会長が互選されるまでの間、会議の招集及び運営は、市長が行う。

(越前市次世代育成推進協議会設置規則の廃止)

3 越前市次世代育成推進協議会設置規則(平成24年越前市規則第30号)は、廃止する。

附 則(令和5年3月24日規則第16号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年1月12日規則第1号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

用語の解説

あ行

●ICT活用	インターネットやパソコン・スマートフォンなどの情報伝達技術を使ってコミュニケーションできる技術を活用すること。
●アクセスワーカー	外国籍児童生徒在籍校に配置し、翻訳や通訳、教育相談やチームティーチングによる学習支援を行い、教育相談体制、学習支援体制の充実を図る。また、保護者の悩みや相談に対応し、学校と外国人家庭との連携役を担う。
●アーバン・スポーツ	「都市」を舞台に繰り広げられるスポーツの総称。順位を争うものではなく、自らが楽しみ、仲間や観る人たちも一体となって楽しむ。
●医療的ケア児	人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な子ども。
●インクルージョン	それぞれの個性や能力、考え方を認め合いながら活躍できている状態。
●ウェルビーイング	幸せ実感。人の幸福、健康、福祉など広範に包含する概念。
●親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイを通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどその他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業。

か行

●教育・保育施設	保育所・認定こども園・幼稚園の3施設に小・中学校を含めた施設のこと。
●ぐ犯行為	虚言癖、家出、乱暴、性的逸脱等、将来、罪を犯すおそれがある問題行動。
●校内委員会	特別な教育的支援を必要とする子どもの実態把握を行い、保護者の願いを聞き、関係機関との連携のもと、学校全体でより適切な指導・支援をするための組織。

●心のパートナー	心理学関連領域を学び、幼児・児童の発達に興味を持ち、適応指導教育や学校へ出かけ、話し相手や遊び相手になることで支援を行う。
●子育てサークル	地区の公民館などで、主に未就園児の親子活動を行っているサークル。
●子育て支援員	国で定めた研修を修了し、保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上での必要な知識や技術等を習得したと認められる人。
●子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する拠点。
●子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを聴くとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業。
●こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ、切れ目のない一体的な相談支援を行うワンストップ窓口。
●子ども家庭総合支援拠点	全ての子ども、子育て世帯と妊産婦を対象に、子育ての悩み相談や、虐待の情報収集、児童相談所・医療機関等との連絡調整などを担う拠点。
●こども基本法	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。
●子ども・子育て関連3法	「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」。
●子ども・子育て支援法	急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため成立した法律。現金給付（児童手当）や子どものための教育・保育給付（施設型給付費、地域型保育給付費等）や、市町村が、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することを定めている。
●こども計画	市町村には、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、こども基本法で努力義務が課せられている。
●こども食堂	子どもに無料または定額で食事を提供したり、安心して過ごせる居場所を提供する活動。

●こども大綱	こども基本法に基づいて、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、令和5年12月に決定された。
●こどもの最善の利益	子どもの権利条約にあるすべての権利が守られ、子どもの体やこころ、社会的な発達を保護することを目的とする。
●こどもの View(s)	児童の権利に関する条約第12条「こどもの意見の尊重」の原文では、「Opinion（意見）」ではなく「View(s)（見えること）」とあり、こどもの“思い、考え、意見”を含めて幅広いものとしている。つまり、「子どもにとってどう見えているか、どう感じているかを大切に受け止めよう」とする大人の姿勢が大切である。
●こども未来戦略	若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、令和5年12月に策定された。

さ行

●ジェンダー平等	性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めてゆくこと。
●ショートステイ事業	児童の保護者が疾病、出産、介護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等により養育が一時的に困難となった家庭の子どもを児童養護施設及び乳児院で、一時的に養育又は保護する事業。
●自治振興会	福祉、環境、安全、防災、文化、スポーツ活動など日常生活に関連した身近な課題について、自ら考え、自らが解決していくための組織。地区内の意見や課題を幅広く収集し、事業の検討や地域自治振興（まちづくり）計画の策定を行い、事業を実施する主体的な役割を担っている組織。
●児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業。

●児童家庭支援センター	子どもや家庭、地域住民、里親などからの相談に応じ、必要な助言、指導を行う施設。児童相談所や児童福祉施設など、関係する機関の連絡調整も行う。
●児童の権利に関する条約 (通称「こどもの権利条約」)	平成元年の国連総会で採択された。世界中の子どもたち一人ひとりに人間としての権利を認め、子どもたちがこれらの権利を行使できるように世界の国々が決めた条約。日本は平成6年に批准している。
●児童発達支援センター	児童福祉法に基づく児童福祉施設で、通所利用の子どもやその家族への発達支援を行い、施設の有する専門機能を活かし、地域の子どもの発達に関する相談を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。
●就学前教育・保育施設	就学前(0歳から6歳の時期)の子どもの教育や保育を提供する保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業所などの施設のこと。
●小規模保育事業所	株式会社など様々な事業者が様々なスペースを活用することによって、質の高いサービスの提供や、小規模であるからこそその柔軟性を発揮することを狙いとして作られた制度。
●スクールカウンセラー	臨床心理に関する専門知識を活かし、学校現場で、児童や生徒及び保護者、教職員に相談・支援を行う。
●スクールソーシャル ワーカー	子どもと子どもを取り巻く環境に働きかけて、家庭・学校・地域の橋渡しなどにより、悩みや問題解決に向け支援する。
●すみずみ子育てサポート 事業	就職活動、疾病、事故その他のやむを得ない事由により家庭での保育が困難なときに一時的に子どもを預かる事業。
●総合型地域スポーツクラブ	人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブ。子どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営される。

た行

●ダイバーシティ	年齢や性別、国籍、人種、教育、職歴、価値観など属性が異なるさまざまな人々が共存している状態。
●男女平等オンブッド	男女共同参画社会をつくるために、苦情や相談に応じる擁護者であり観察者。

●地域型保育事業	市町村による認可事業。小規模保育（利用定員6人以上19人以下）、家庭的保育（利用定員5人以下）、居宅訪問型保育、事業所内保育。
●地域子育て支援センター （＝地域子育て支援拠点事業）	地域において子育て親子の交流の促進や子育てについての相談、情報の提供、助言等を行う子育て支援の拠点。
●地域生活支援事業	障害者総合支援法に定義づけされた市町村及び都道府県が行う事業。法律上実施しなければならない事業のほか、市町村や都道府県の判断により、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活の営むために必要な事業を実施できる。具体的には相談支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業などがある。
●デジタルシティズンシップ教育	優れたデジタル市民になるために必要な能力を身につけることを目的とした教育。
●特定妊婦	収入が不安定、精神疾患がある、望まない妊娠をした場合など、出産後の子どもの養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。
●トワイライトステイ事業	保護者の仕事が夜間に及び、養育が困難となっている家庭の子どもを児童養護施設及び乳児院で、一時的に養育する事業。

な行

●乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付事業。
●認定こども園	保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県知事が条例に基づき認定する。親が働いている・いないにかかわらず利用できる施設。
●妊婦健康診査	胎児の成長や母体の健康をチェックする診査。
●乳幼児教育・保育支援 センター「このみらい」	市全体の就学前教育・保育の質向上を目指す（研修や幼小接続の取組推進、地域への発信など）拠点。にじいろこども園に併設している。

は行

●ハイリスクアプローチ	健康リスクを抱えた人をスクリーニングし、該当者に行動変容をうながすこと。
-------------	--------------------------------------

●病児・病後児保育	子どもが病気又は病気回復期に保護者の仕事の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭などの理由で看護できない場合、一時的に子どもを預かる事業。
●福井型コミュニティスクール	家庭、地域、学校が連携し、地域の特性や実情を生かしながら、地域に根差した開かれた学校づくりを目指すことを目的とし、地域全体の教育力向上を目指す事業
●福祉サービス事業所	福祉関係のサービスを提供する事業所。
●福祉推進資金	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するための貸付制度。修学資金や就職支度資金などがある。
●ペアレントプログラム	子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信をつけることを目的としたグループ・プログラム。
●ポピュレーションアプローチ	リスクの有無にかかわらず、集団に対して同一の環境整備などを指導すること。
●保育カウンセラー	公認心理士や臨床心理士、言語聴覚士等の資格を持ち、就学前のこどもの発達に関して専門的な知識および経験を有する者。
●新・放課後子ども総合プラン	地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」を一体的または連携して実施する事業。

ま行

●民生委員・児童委員	昭和23年に制定された民生委員法に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受け、地域で福祉に関する相談・支援の活動をしているボランティア。児童福祉法に基づく児童委員も兼ねている。
------------	---

や行

●ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。
●U I Jターン	Uターン・Iターン・Jターンの総称。Uターンは地方から都市部へ移住したものが再び地方の生まれ故郷に戻る。Iターンは出身地とは別の地方に移住すること。Jターンは地方から都市部へ移住し、その後故郷のほど近いところに移ること。

●養育費	子どもの生活を守り育てるために必要な日々の費用。子どもが自立するまで親が負担するものであり、離婚しても負担義務は変わらない。
●幼児教育アドバイザー	幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、地域の幼児教育施設等を巡回し、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う。
●要保護児童対策地域協議会	虐待を受けた子どもをはじめ、支援を必要とする子どもの適切な保護を図るための必要な情報の共有を行うと共に、支援の内容に関する協議を行う協議会。

越前市こども計画

【策定日】 令和7年3月

【発行】 越 前 市

【編集】 越前市市民福祉部こども未来課

〒915-8530 越前市府中一丁目13-7

電話 0778-22-3006

E-mail jidou@city.echizen.lg.jp

越前市こども計画

検 索